

2. 経営力の強化

(1) リスク管理態勢の充実

| 銀行 | 取組方針および目標 | 具体的取組策 | 17年4月～9月の進捗状況 | 進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題 |
|------|---|---|--|--|
| みちのく | <p>リスク管理の高度化に向けて、人材育成、データ整備、規程整備を図り、平成18年度中に、新規制の試行開始が実施できるよう、バーゼル に対応するリスク管理態勢を構築する。</p> | <p>行内ワーキンググループの組成 関連する部署から人材を募り、組織横断的に対応する。各種セミナー参加、コンサルティング会社の活用検討 人材育成とともに、リスク管理の高度化を図る。 リスク計量化関連のシステム導入ならびに態勢整備 バーゼル 導入に向け、データ整備、規程整備を行う。</p> | <p>・17年8月に新自己資本比率規制対応のワーキンググループを発足 ・17年9月に新自己資本比率規制にかかる採用手法を決定</p> | <p>17年上期の進捗状況については、順調に推移していると思料する。今後は、10月にバーゼル 対応のシステム及びコンサルティング導入を決定し、システム稼働に向けてデータ整備と規程の整備を図る。</p> |
| 東北 | <p>・バーゼル (新しい自己資本比率規制)による自己資本算出の精緻化に向け、算出基礎となるデータの整備、リスクの計量手法の確立に取り組む。 ・リスク量の精緻化を図り、経営体力のバランスを考慮したリスク管理の高度化に取り組む。 ・適切な情報開示への態勢整備に取り組む。</p> | <p>・自己資本比率の算出方法の精緻化 ・ワーキンググループを設置し、現状分析と対応範囲の整理、算出基礎となるデータの整備。 ・リスクアセット算出に関わるシステム開発。 ・算出データの検証体制の整備。 ・リスク管理の高度化 ・システム対応によりリスク量算出の精緻化を図る。 ・リスク管理態勢(ALMを含む)の見直しを行い、経営体力、業務計画等を助成し、リスクテイクを適正規模に調整できる態勢を構築する。 ・リスク管理の態勢強化に向け、関連規定、管理手続等について見直しを行う。 ・情報開示の拡充 ・開示情報に関わる適正性について確認できる体制を整備する。</p> | <p>バーゼル (新しい自己資本比率規制)への対応として、関係各部署で横断的に協議ができるワーキンググループ(WG)を4月に設置した。WGの検討を踏まえ、バーゼル への対応方針を決定するとともに、自己資本比率の精緻化に向けたシステム開発の検討を開始した。 リスク管理の高度化対応として、市場リスクにおいては、リスク量算出の精緻化に向けた新ALMシステムの構築が9月末に完了した。一方信用リスクでは、新システム「CRITS」への更改作業が終了し、9月末より運用を開始した。</p> | <p>バーゼル への対応では、算出基礎となるデータやリスク計測手法等の現状を確認しながら、早期にシステム開発に着手する必要があると捉えている。 リスク管理の高度化では、新ALMシステムによる市場リスクの把握を平成17年12月から実施する。同システム稼働によるリスク計測の精緻化に伴い、リスク管理態勢の見直しが必要と捉えている。</p> |
| 北都 | <p>・平成19年3月の「新しい自己資本比率規制」の導入に向け、規制の定義にあわせた形でデータの整備およびプログラム開発を進め、新しい自己資本比率の算出態勢を構築する。 ・信用リスクの適格な把握に向け、信用格付・自己査定との更なる堅硬化を図る。 ・信用リスク情報統合システム及び外部データの多面的な活用を図る。 ・行内信用リスク管理態勢の充実を図る。</p> | <p>・「新しい自己資本比率規制案」への具体的対応策の策定。 ・自己資本比率規制の定義にあわせたデータの整備およびプログラム開発。 ・オペレーショナルリスクデータの蓄積と運用管理方法検討。 ・格付・自己査定同時査定システムの導入。 ・格付別フォルト、与信ポートフォリオ等、信用リスクデータの蓄積と格付別基準金利の見直し。 ・中小企業信用リスク情報データベース等外部データ活用による信用リスク管理の充実。 ・信用リスク管理委員会の新設。</p> | <p>{新BIS規制対応} ・新BIS規制対応プロジェクトチーム会議開催 {信用リスク} ・17/8、随時査定を可能とし、格付・自己査定業務の正確性と効率化を図るため、「格付・自己査定システム」を導入。 ・外部データ活用に向け、CRDより資料収集、プロジェクト体制を構築。 ・17/8、信用リスク管理の高度化を図るべく「信用リスク管理委員会」を設立。PD、ポートフォリオ分析、信用リスク管理態勢高度化の課題整理等を議題に開催。 {オペレーショナルリスク} ・16年度リスクデータの収集・蓄積とこれに基づく分析評価実施。17年度上半期リスクデータの収集実施。</p> | <p>{信用リスク} ・「格付・自己査定システム」への習熟を図る必要があり、実施要領やマニュアルの見直しに着手。また、今後、必要に応じ、システム修正や事務取扱の変更を追加実施していく。 ・信用格付の精緻化とスコアリングモデル構築に関し、外部データ活用は不可欠と考えており、CRD等の導入に向けた対応を急いでいく。 ・「信用リスク管理委員会」は、原則毎月開催することとしており、討議内容については、リスク管理委員会、常務会、取締役会への報告を継続していく。 {オペレーショナルリスク} ・運用管理方法について継続検討。</p> |

| 銀行 | 取組方針および目標 | 具体的取組策 | 17年4月～9月の進捗状況 | 進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題 |
|-------|---|---|--|--|
| 関東つくば | <p>バーゼル（新しい自己資本比率規制）の導入に備えたりスク管理の高度化</p> <p>・リスク管理態勢の充実、運用の高度化</p> <p>・バーゼル 対応</p> <p>・第1の柱(最低所要自己資本)への標準的手法、基礎的手法による対応、および、高度な手法への移行検討。</p> <p>・第2の柱(監督上の検証)の要求に答える組織および仕組みづくり。</p> <p>・第3の柱(市場規律)への標準的手法、基礎的手法を基礎とした開示内容の確認及び対応方針の策定。</p> | <p>・リスク管理委員会・各小委員会運営の充実</p> <p>・統合リスク量算出の高度化・精緻化</p> <p>・バーゼル 対応に向けての体制整備</p> <p>・システム化の検討(自製/パッケージの購入(両面で検討))</p> <p>・内部組織体制の整備</p> <p>・内規(規程、事務手順)の整備</p> <p>・マーケットとの関係についての指針検討</p> | <p>・経営リスク等小委員会でバーゼル 対応の課題と対応策協議</p> <p>・統合リスク管理手法(自己資本の把握、リスク量の合算)の精緻化を実施</p> <p>・新BIS セミナー・説明会出席し情報収集行内還元、行内体制を検討</p> | <p>・各個別リスク(信用リスク・市場リスク・オペレーショナルリスク)、新BIS に対する統括部署としての関与が不足しているため、銀行全体のリスクの一元管理体制が未充足。また、新BIS へ向けた準備体制(システム投資、コンサル導入)の構築も課題。</p> <p>・統括部署へのリスク関連人材配置とあわせて、各個別リスク量算出、算出プロセスについて牽制可能な体制としていくこと。</p> |
| | <p>オペレーショナルリスク(以下「オペリスク」という)管理の高度化</p> <p>・オペリスク事象の収集・分析に基づくオペリスクの削減</p> <p>・オペリスク管理態勢の強化・見直し</p> <p>・オペリスク事象の収集範囲の拡大</p> <p>・オペリスクの経営陣への定期的報告</p> | <p>・「事務ミス事務事故報告書」など各種報告書によりオペリスク事象の収集・分析を行い、事務管理施策や事務指導項目等に反映させる。</p> <p>・広範囲にわたるオペリスク事象の把握を行うため、現行の管理体制・規程体系の見直し</p> <p>・事務ミス・事務事故の収集範囲の拡大</p> <p>・経営陣への定期的報告</p> | <p>・事務ミス等発生時に「事務ミス事務事故報告書」報告の指示徹底をした。</p> <p>・「事務ニュース」による「事務ミス事務事故報告書」の報告件数を通知した。</p> <p>・経営リスク等小委員会・WG(8月5日)にて体制見直し等の問題を抽出した。</p> | <p>・「事務ミス事務事故報告書」の提出により、事務リスク(事務ミス発生)の事例の収集と事務ニュースにより営業店への周知を図り、一定の成果は得られたものの、報告が少なく営業店への周知徹底が必要である。</p> |
| | <p>有価証券における定量的リスク分析の向上とリスク定量化算出範囲の拡大</p> <p>・野村證券のシステム開発に対して、仕組債への対応強化を依頼しているが、開発には取り組んでいるものの相当の準備期間が必要であるらしい、そのため、仕組債への対応が進んでいる日興コーポリアル証券が提供している管理システムである「NBA」の試験的導入を検討しているが、全ての仕組債への対応はこちましばらく(時間が掛かる見込みである。</p> | <p>・「NBA」の試験的な導入において、仕組債への対応が可能となれば「NBA」を用いた総合的なリスク管理を実施していきたい。</p> <p>また、仕組債へのシステム対応が提供会社から提供を受けると共に仕組債を別管理として対応する新たな管理を導入していきたい。</p> | <p>・NBAシステム担当者を引き、有価証券担当者が主に機能面でのセミナーを受講しました。NBAシステム口座を解説し、保有する仕組債について登録を依頼、内2本についてシステム対応が現状困難な為、その対応策を検討しています。</p> | <p>・NBAの説明では現存するすべての債券に対応可能とのことですが、今後システムで正しく評価出来ない債券については、別管理も視野に入れていきます。</p> |
| | <p>適切な自己査定及び償却引当の確保</p> <p>・「金融検査マニュアル」自己査定規程・基準」の理解、及び研修等を通じた自己査定の更なる理解により、自己査定精度の向上を図っていく。</p> <p>・合理的な担保評価方法、及び評価精度の検証により、適切な償却引当を実施していく。</p> | <p>・適時適切な規程・基準の改正及び運用</p> <p>・「格付・自己査定システム」の導入</p> <p>・「通年自己査定体制」への移行、定着</p> <p>・自己査定研修の継続実施</p> <p>・不動産担保評価システムのバージョンアップ</p> <p>・不動産簡易鑑定評価物件の処分実績データの蓄積・検証</p> | <p>・自己査定研修、トレーニングを継続して実施した。</p> <p>・不動産担保掛目の一部改正を実施し、適切な償却・引当の確保に努めた。</p> <p>・「格付・自己査定システム」の導入を決定しシステム構築を開始、平成18年5月稼働を予定する。</p> | <p>・「格付・自己査定システム」構築の作業を計画とおり実施する。</p> <p>・通年自己査定体制に移行し適切な自己査定、償却・引当を実施するため、信用リスクデータの精緻化が重要であり整備を継続実施していく。</p> <p>・不動産担保評価システムをバージョンアップし評価精度を高める方針である。</p> |
| 足利 | <p>(1)バーゼル の導入に備えた自己資本比率の算出の精緻化。</p> <p>(2)リスク管理の高度化。</p> <p>(3)情報開示の拡充。</p> | <p>(1)信用リスクアセット計測手法高度化対応</p> <p>基礎的・内部的格付手法の適用に向けた適切な態勢整備。</p> <p>(2)統合リスク管理態勢の整備</p> <p>リスクに見合う適正な自己資本の確保のため、リスク量算出の精緻化を図り、配賦資本の定義や配賦額のあり方等について組織的な議論を深める。</p> <p>(3)適切なディスクロージャーの実施</p> | <p>(1)信用リスクアセット計測手法高度化対応</p> <p>・4月、バーゼル の導入に備えパッケージシステム導入を決定。</p> <p>(2)統合リスク管理態勢の整備</p> <p>・4月、リスク量算出の精緻化を図るべく、信用リスク量算出においてモンテカルロシミュレーション法を導入</p> <p>・9月、統合リスク管理体制整備の為、一定の想定資本を基に配賦資本の定義、配賦のあり方等についてALM会議にて検討実施。</p> | <p>(1)信用リスクアセット計測手法高度化対応</p> <p>システム開発、データ蓄積、信用格付制度の検証・定期見直しを実施し体制整備をはかる。</p> <p>(2)統合リスク管理体制の整備</p> <p>特別危機管理終了後を展望し、引き続き組織的な検討を深め、より充実した管理体制を構築する。</p> <p>(3)適切なディスクロージャーの継続実施。</p> |

| 銀行 | 取組方針および目標 | 具体的取組策 | 17年4月～9月の進捗状況 | 進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題 |
|------|---|---|--|---|
| 千葉興業 | 自己資本比率の算出方法の精緻化、リスク管理の高度化、情報開示の拡充に係る適切な態勢整備を図る。 新BIS規制に関しては、19年3月末の制度導入当初は信用リスクは「標準的手法」、オペリスクは「基礎的手法」からスタートするが、信用リスクについては「標準的手法」から「基礎的內部格付手法」への移行も視野にいれ、管理態勢の整備を進める。 | 信用・市場リスク量の精緻化に向けデータの整備・蓄積および外部研修等により内部モデル等を構築しリスク量の精緻化を進め、計測したリスク量等を開示する。 信用リスクの精緻化に対応するための「格付・自己査定システム」等の構築を含め、19年3月末の新BIS規制対応のため、システム・内部管理体制の整備を図る。 | サポートシステムでVARが計測できなかった時値のある有価証券について、内部モデルを構築しパソコンベースでVARの計測を開始。 地銀協信用リスク情報統合システムへの信用リスクデータの蓄積。(16年3月～17年6月) 「格付・自己査定システム」については、18年度下期からの本番稼働に向け、業務要件定義等の具体的作業に着手。 | リスク管理高度化の一環として進めている。信用・市場リスク量の精緻化に向けた対応は、ほぼ計画どおり進捗。今後は、仕組み債等のBPV計測モデルを構築し、市場リスクに係るVAR計測基準と合わせ、市場リスクに係るBPV計測基準を制定する。また、信用VAR計測に係る行内データの整備・蓄積、地銀協信用リスク情報統合システムへの信用リスクデータの蓄積を継続して進めている。 「格付・自己査定システム」の導入準備についても、ほぼ計画通り進捗、引き続き、計画通りの稼働に向け準備を進め、システム・内部管理体制を整備していく。 |
| 第四 | 19年3月期からの新しい自己資本比率規制の導入を契機に、以下に係る適切な態勢を整備する 最低所要自己資本比率計算の精緻化 「適正自己資本」を確保するための内部管理体制の構築 情報開示の拡充 | 最低所要自己資本比率計算の精緻化 7. 新BIS規制の内部格付制度の要件充足に向けた格付制度の整備 イ. 「信用リスク管理指針」への記載事項の整理と策定 ウ. 新BIS規制の信用リスクアセット算出、自己資本比率計算の基盤整備及びシステム構築 エ. オペレーショナルリスク管理態勢の構築 ・採用算出手法の検討 ・必要要件の態勢整備 「適正自己資本」を確保するための内部管理体制の構築 7. 与信集中リスク及びバンキング勘定における金利リスクの評価・検証・管理態勢の構築 イ. 経営陣への報告態勢の構築 情報開示の拡充 ・半期・四半期開示に対応する内部態勢構築 | 最低所要自己資本比率計算の精緻化 7. 信用リスク ・内部格付制度の要件充足に係る「ギャップ分析」を実施し、今後の課題を整理 ・信用リスクアセット算出、自己資本比率計算のためのシステムデータの要件定義、基盤整備に着手 | 最低所要自己資本比率計算の精緻化 7. 信用リスク ・「ギャップ分析」結果を踏まえ、具体的な対応計画(システム対応、信用リスク管理指針の記載事項の策定を含む)を策定のうえ着実に実施する イ. オペレーショナルリスク ・17年10月にオペレーショナルリスク対応のワーキング・グループを設置すると共にコンサルティングを導入し、リスクの洗い出し等相利益配分手法採用の要件整備に着手予定 |
| 北越 | 新しい自己資本比率規制への対応を踏まえ、リスク管理手法をさらに高め、資本配賦の最適化を図る。 自己資本比率の算出方法の精緻化、より高度な手法への移行準備。 市場関連リスク管理の高度化、統合リスク管理の導入、態勢整備。 情報開示の拡充への対応、態勢整備。 | 新しい自己資本比率規制に対応した算出対応、精緻化 信用リスク管理の高度化 より高度な内部格付手法への移行準備 信用格付制度の高度化 信用リスクデータの蓄積と活用 市場関連リスク管理の高度化(リスク制御と収益最大化) オペレーショナルリスク管理の高度化 計量化、管理態勢整備に向けた準備 統合リスク管理の導入 経営体力に見合ったリスク制御による健全性確保 | 統合リスク管理の導入(17下期から試行)、 外部コンサルを導入し信用リスク管理高度化、及び新しい自己資本比率規制に向け準備。 | 計画通りに準備が進んでいると認識している。 今後もスケジュールに基づき対応を進める。 |
| 山梨中央 | 統合リスク管理態勢構築・新BIS規制への対応 1. 統合リスク管理態勢の構築に向けリスクの可視化に取り組む。 2. リスク管理態勢の文書化に取り組む。 3. 新BIS規制に関しては、19年3月末の新規開始当初、信用リスクは「標準的手法」、オペレーショナル・リスクは「基礎的手法」を用いて算出する。その後は、より高度な手法に移行すべく、内部管理体制の整備を図る。 | 1. 各種リスク量を計測し、経営体力との比較をALM委員会等において定例報告し、リスク量のモニタリングを行う。 2. リスク量の計測を予算策定や収益計画の策定へ活かすべく(検証を行い、その結果を用いて規定や細則等へ文書化していく。 3. 19年3月末に、新BIS規制に対応した自己資本比率の算出を行うべく、システム対応を図る。 4. 新BIS規制対応作業部会において、本部各部の連携をとり、新BIS規制に対応できる内部管理体制の整備を進めている。 | 1. 統合リスク量と経営体力の比較について、ALM委員会の定例報告事項とした。 2. 新BIS規制の信用リスク・アセット算出に向け、システム・ベンダーを選定するとともに、作業部会の立ち上げを行った。 | 1. 統合リスク量と経営体力との比較を継続し、健全性の確保を図るとともに、効率的な資本配賦の手法を検討していく。 2. 作業部会において、新BIS規制の信用リスク・アセットの算出について、「標準的手法」「基礎的內部格付手法」の双方に備えた要件定義をしっかりと行っている。 |
| | 信用リスク管理態勢の向上 1. 自己査定および担保評価の精度向上に取り組むとともに、その検証態勢の強化を図る。 2. 信用リスクの評価手法について充実を図る。 | 1. 「格付・自己査定システム」の構築、および「不動産担保登録システム」のリニューアルによる、自己査定・担保評価の精度向上 2. 地銀協「信用リスク情報統合システム(CRITS)」の有効活用による信用リスクの評価 | 1. 「格付・自己査定システム」の構築、および「不動産担保登録システム」のリニューアルに取り組んだ。 2. 地銀協「信用リスク情報統合システム(CRITS)」の有効活用により、四半期毎の信用リスク量を試算した。 | 「格付・自己査定システム」の構築、および「不動産担保登録システム」のリニューアルについては、ほぼスケジュールどおり進捗しており、運用上のルール明確化について、具体的な検討に取り組む。 四半期毎の信用リスク量の試算を継続するとともに、具体的な評価手法の確立とその活用に取り組んでいく。 |
| 八十二 | 「バーゼル(新しい自己資本比率規制)の導入に備えた自己資本比率の算出方法の精緻化への取組み、情報開示の拡充に係る適切な態勢整備 19年3月末の「バーゼル」導入時に基礎的內部格付手法(信用リスク管理)および相利益配分手法(オペレーショナルリスク管理)の採用に付き当局承認を得られるよう、自己資本比率算出の精緻化、リスク管理態勢の整備、情報開示の拡充に取り組んでいく。 ・リスク管理の高度化 ・19年3月期の新BISに対応するリスク管理態勢構築 | 信用リスク管理について、内部格付制度の整備・レベルアップおよび内部監査態勢の整備、信用リスク管理指針の文書化等により態勢整備を図っていくほか、システム開発により自己資本比率算出の精緻化を行っている。 オペレーショナルリスク管理態勢の構築は、リスクアセスメントの実施によるリスクの削減・未然防止に取り組むほか、リスク情報の収集報告態勢をシステム化等により整備していく。 「バーゼル」第3の柱に対応し情報開示の拡充に取り組んでいく。 | オペレーショナルリスク報告システム稼働準備、オペレーショナル・リスク管理規程制定及びコンプライアンス・オペレーショナルリスク会議設置に向けた協議討論実施。 ・内部格付制度の枠組検討、特定与信格付制度創設、リース格付制度創設に向けた検討、リテール格付・案件格付制度文書化作業実施。 | 引続きスケジュールどおり実施していく。 オペレーショナルリスク報告システム稼働予定(12月) ・内部監査態勢の整備に向け、検査部と資産監査室との役割を明確化するとともに、内部監査実施(18年度上期中) ・新内部格付制度の実施(18年度中) |
| | | 下記スケジュールにより、具体的に取組んでいく。 | ・新BISフィールドテスト(QIS4)実施 ・特定与信格付制度制定(6月) | ・新BISフィールドテスト(QIS5)実施 |

| 銀行 | 取組方針および目標 | 具体的取組策 | 17年4月～9月の進捗状況 | 進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題 |
|------|---|---|--|--|
| 富山 | ・各種リスク管理と同様それらを統合的に捉えたうえで、経営体力リスクを調整した収益指標に基づいた経営管理により、収益性・効率性の向上を目指す体制の整備を図る。 | に見合ったリスクコントロールを行い、経営の健全性を確保するとともに、各種 | ・新BIS用システムの導入に向け、具体的な検討に着手した。 ・不良債権の新規発生防止や要注意先債権等の健全債権化により、リスク管理債権残高の減少を図り、17年9月末リスク管理債権比率を4.55%とした。 | ・統合リスク管理において、相関等を勘案したリスク量の計測手法高度化への取組みとリスク管理態勢を整備する。 ・バーゼル の第2の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)への態勢整備を図る。 |
| 北國 | 19年3月末からのバーゼル の導入に備え、統合リスク管理の高度化や情報開示の拡充に向けた態勢と全体的な基本方針を策定のうえ、計画的な実施体制を整備する。 | ・新BIS規制対応信用リスクプロジェクトチームの設置 ・信用リスク管理システムパッケージの導入 ・オペレーショナルリスク短期コンサルティングによる機能の向上 ・オペレーショナルリスク計測パッケージ導入検討 ・データベース事例に基づいた内部改善態勢構築 ・BIS計数集計態勢の整備 ・内部統制の機能向上のための規定等整備 ・BIS計数を活用した統合リスク管理の高度化 ・ALMチーム設置による市場リスク管理の機能強化 | ・新BIS規制対応信用リスクプロジェクトのスタート ・プロジェクトの立上げおよびキックオフミーティングの開催 ・外部のコンサルティング導入による課題の洗い出しおよび基本プランの策定 ・新BIS規制全体方針と計画の決定 ・全体方針および計画についての組織決定と具体的取組みの開始 | 決定した計画に従い、統合リスク管理の高度化を推進し、リスク管理態勢の充実を図ってまいります。 |
| 福井 | ・内部格付制度の改定と与信集中リスク管理等の高度化 ・銀行勘定の金利リスク計測の精緻化と統合リスク管理の導入 ・オペリスク管理体制の構築に向けたデータ整備とロードマップ作成 ・新BIS規制の「標準的手法」に向けた組織的取組みと将来の内部格付手法に向けた信用リスクのデータ整備 | ・CRISモデルの適合性・デフォルト判別能力向上の検証を経て、当行の内部格付制度を改定し、信用リスク量の精緻化、クレジット・ナビを活用した与信集中リスク管理の高度化を図る。 ・ALM管理体制を整備し、統合リスク管理の実践活用を目指す。 ・新BIS規制の「標準的手法」に向けた組織的取組みと「内部格付手法」採用に向けた信用リスクのデータ整備を開始する。 | ・外部コンサル導入し、現行格付の精度分析、CRISモデルの判別力検証 ・関連会社を含む行内勉強会を実施し、組織横断的対応の基礎作りを開始 | ・地銀協モデルが使用可能な水準であることを確認 ・下半期に定性評価を含めた格付フローを確立する ・行内格付制度の改定作業と並行して新BISの要件定義・システム構築を進め、18年9月末での仮計算に向けたスピードアップを図る必要あり |
| 大垣共立 | ・新BIS規制の導入に備えた自己資本比率の算出方法の精緻化、リスク管理の高度化、情報開示の拡充に係る適切な態勢整備 ・信用リスク ・新規導入当初(19年3月末)は、「標準的手法」を採用し、20年3月を目処に「基礎的內部格付手法」へ移行できる体制を構築。 ・オペレーショナルリスク ・新規導入当初(19年3月末)は、「基礎的手法」を採用し、時宜を勘案しつつ、将来的に「粗利益配分手法」への移行を検討。 | ・Fill & Gap分析にてGap評価を受けた項目について、システム及び態勢の整備により対応を図る。 ・信用リスクアセット計算エンジンやパラメータ推計機能を含んだパッケージの導入により、19年3月末の「標準的手法」及び20年3月の「基礎的內部格付手法」へのスムーズな移行を目指す。 | ・外部コンサルティングによるFill & Gap分析を行い、新BIS規制への対応方針を機関決定。(17年4月) ・「新BISプロジェクトチーム」を発足、組織横断的な検討・協議を開始。(17年6月) ・信用リスクアセット計算エンジンやパラメータ推計機能を含んだ標準的なシステムパッケージの導入を決定。(17年8月) ・システム要件定義・パラメータ推計・各種データ連携について、新BISプロジェクトチーム、パッケージベンダーを初めとする各ベンダー及び外部監査法人と具体的な対応策の協議を開始。(17年9月) | ・プロジェクトチーム発足時に策定したスケジュールに基づき、システム要件定義・パラメータ推計・各種データ連携についての具体的な対応、内部管理体制の早期構築のための準備を進めていく。 |
| スルガ | 1. 統合的なリスク管理を実施 (1) 信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等を個々に管理するだけでなく、計量化可能なリスクとして統合的に把握 (2) リスクとリターンとのバランスを勘案し、自己資本の範囲内で適切に経営資源を配分 2. 19年3月末からのバーゼル (新しい自己資本比率規制)の導入に対する態勢整備を充実 (信用リスクについては、当初標準的手法を導入し、基礎的內部格付手法に移行する予定) | 1. 各リスク計量化データの精緻化により、リスク資本配賦によるリスクマネジメントの精度を向上 2. オペレーショナル・リスクの管理手法の構築 3. バーゼル 対応のシステム構築・態勢整備 信用リスク部門は審査部、市場リスク部門は市場金融部、システム導入は品質マネジメント部が担当し、経営企画部が統括 | 1. リスク・カテゴリー別に17年上期のリスク資本を配賦し、モニタリングを開始。バッファとして、リスクアセットの5%を未配賦 2. バーゼル に関し、システム・ベンダー等より、対応上のポイント等をヒアリングし、19年3月までのスケジュールおよびシステム導入について検討 3. 格付自己査定システム(CRAS)により、債務者モニタリングによる随時査定ならびに新債務者格付体制を整備し稼働 4. 信用リスクの計測の精緻化を目指し、LGD、EAD、PD推計用基礎データを蓄積するデータベース(LEADS)の構築に着手 | 1. リスク量をリスク資本の範囲内にコントロールし、8月末及び9月末のリスク量をベースに下期資本配賦額を決定 ・未配賦資本であるバッファは、リスクアセットの5.3% 2. 信用リスク計測のパラメータ(PD、LGD、EAD)推計に必要なデータ蓄積システム(LEADS)構築に着手 ・継続して、稼働後の精緻なデータ登録が課題 3. システムベンダーの選定を含めたバーゼル 対応についての検討を継続して実施 |
| 泉州 | ・バーゼル 対応への体制整備、システム開発等による自己資本比率算出手法の精緻化 | ・リスク管理の高度化に向けた取組策等 ・信用リスク ・コンサルタント等の導入 ・データ蓄積 ・内部格付制度の整備 ・各種パラメータの算出 ・リスクアセットの算出対応 ・内部管理体制の整備 ・オペレーショナルリスク ・コンサルタントの導入 ・リスク管理プロセスの構築 ・損失データの蓄積 ・業務区分毎の粗利益算出プロセス構築 | ・バーゼル 対応専担者を経営企画部に1名任命し、コンサルタント会社・システム開発業者等の決定に向け準備。 ・計測手法については、信用リスク=「標準的手法」、オペレーショナルリスク=「基礎的手法」を採用予定 | {分析・評価} ・バーゼル への対応方針を決定するなど、概ね計画通り進捗。 {今後の課題} ・コンサルタントの導入等により、計測手法の高度化に向けた要件整備を効率的に進めていく。 |

| 銀行 | 取組方針および目標 | 具体的取組策 | 17年4月～9月の進捗状況 | 進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題 |
|------|---|---|---|--|
| 南都 | ○リスクとリターンとの関係等を部門毎に明確化することで、リスク管理の高度化を図るとともに、効率性を勘案した資源配分により、収益の改善を図る。 | ○統合リスク管理の充実に向け、リスク調整後の収益の算出と資本を含めた経営資源を有効活用できる体制の構築 | ○6月、リスク管理・コンプライアンス・情報管理等を統括的に管理し、内部管理態勢の充実・高度化を目的として、「経営管理部」を設置。 ○部門別収益の把握に向け統合収益リスク管理システムの開発を開始 | ○統合収益リスク管理システムの機能要件、必要データの切り出し方法等の検討をほぼ終え、17年度下期は、18年度の稼働に向けさらに開発・テスト・検証等を進める。 |
| 但馬 | 内部格付と債務者区分との整合性を図ったより精緻な内部格付制度を構築するとともに、統合リスク管理の拡充により、リスク管理態勢の強化を図る。 | 1. 信用リスク情報統合システムおよびCRDスコアリングモデルを活用して、内部格付と債務者区分との整合性を図ったより精緻な内部格付制度を構築し、自己査定との正確性の向上に努める。 2. オペレーショナルリスク等計量できないリスクの管理手法を検討する。 | 1. 内部格付と債務者区分との整合性を高めるため、「信用格付実施要領」を改正し、内部格付の精緻化に取り組んだ。 2. 地銀協が主催した研究会へ参加し、リスク管理の高度化についての研究を深めた。 | これまでに取得したノウハウの活用・実践により、信用リスクデータベースを有効活用して、内部格付のさらなる精緻化を図るとともに、リスク管理の高度化を進めている。 |
| 山陰合同 | ・19年3月末からのパーゼルの導入に備え、次の対応を行なう ・第一の柱に關し、「信用リスクについて」基礎的内部格付手法を指向し、内部管理態勢を整備。オペリスクについては、実態に即した新たな内部管理態勢を構築 ・第二の柱に關し、各リスクの定量的把握を通じて、統合的な収益・リスク管理態勢の向上を図る ・第三の柱に關し、具体的な開示項目を固め、適時・適切な情報開示が行えるようシステム整備等を図る | ・第一の柱(信用リスク)について、リスクアセット計算システムの導入を図るとともに、内部管理規程・業務方針等を策定する ・第一の柱(オペリスク)について、リスクの実態把握を行い、内部管理態勢の構築を図る ・第二の柱について、市場・信用・オペの各リスクの定量的把握を行い、統合的な収益・リスク管理態勢の充実を図る ・第三の柱について、具体的な開示項目を固めるとともに、システムインフラを整備する | ・第一の柱(信用リスク)対応のための要件定義を完了し、システムの設計・開発を進めるとともに、内部管理規程等の策定に着手した ・第一の柱(オペレーショナルリスク)対応のためのコンサルフェーズに取組んでいる | ・第一の柱対応に関して、信用リスク、オペレーショナルリスクとともに、スケジュール通り進捗している |
| 中国 | 19年3月から導入予定の新しい自己資本比率規制(パーゼル)への対応について、自己資本比率の算出方法の精緻化、リスク管理の高度化、情報開示の拡充に係る適切な態勢整備に積極的に取り組みます。信用リスクは基礎的内部格付手法、オペレーショナル・リスクは粗利益配分手法の適用を目指します。 | パーゼルの導入に向け、規制要件(第1、第2、第3の柱)に対する定性・定量を含む全ての要件クリアに向けた行内管理体制の整備に取り組みます。 | ・平成17年8月にパーゼル 対応プロジェクトを発足させました。 ・外部コンサルタント(信用リスク・オペレーショナルリスク)を導入のうえ、平成17年9月に規制要件と当今の現状のGAP分析を実施しました。 ・GAP分析に基づく(個別検討課題に対する対応方針(作業計画・行内体制)を策定しました。 ・個別検討課題に対する取組みを開始しました。 | (対応方針) ・平成17年下期を個別検討課題に対する集中対応期間とし、文書化・内部管理体制等の構築期間とします。 ・平成18年度を内部管理態勢整備期間とし、定量・定性面から業務運営を定着化させます。 (個別検討課題) 信用リスク ・内部格付制度の構築、整備 ・各種/パラメータ推計の高度化 内部統制 オペレーショナル・リスク RCSA(リスクとコントロールの自己評価)の実施 第2、第3の柱に対する規制要件の充足 |
| 広島 | 自己資本比率算出方法の精緻化 信用リスクは、内部管理水準の向上のため、先進的内部格付手法と同等水準の管理レベルをめざすが、当面、標準的手法および基礎的内部格付手法でリスクアセットの算出ができるよう準備を進める。 オペレーショナル・リスクについても、内部管理水準の向上のため、将来的には先進的計測手法と同等の管理水準を目指す。当面、基礎的手法および粗利益配分手法でリスク・アセットの算出ができるよう準備を進める。 | <信用リスク> リスクアセット計算のためのシステムを利用した試算の継続実施によるデータ整備および精度向上 デフォルト率や損失率といったパラメータ推計のためのシステム開発とデータの蓄積の実施 内部格付制度の拡充や規定の整備など、内部管理体制の一層の充実 <オペレーショナル・リスク> 福岡銀行と共同で導入した、損失等のデータを把握・蓄積するための報告システムの機能向上、及び分析や対応策の立案への活用 オペレーショナル・リスク全般に係る潜在的リスクの包括的な把握及び定期的な報告を通じた業務サイクルの確立 | 金融庁・日銀の実施する国内影響度調査(フィールドテスト)に参加し、信用リスクは内部格付手法、オペレーショナルリスクは粗利益配分手法を使用して自己資本比率試算値(平成17年3月末基準)を算出し、当局宛提出 信用リスクアセット計算システムを導入し、下期以降の稼働に向け、計算結果の検証を実施 また、デフォルト確率(PD)や予想損失率(LGD)等のパラメータの推計のため、デフォルト実績データや回収実績データ等の整備、蓄積を開始 オペレーショナルリスクの把握に向け、連結子会社を含めた全行での事務項目につき事務リスクの評価を行い、抽出された項目につき改善策を検討 | 信用リスクアセット計算システムの開発をスケジュールに沿って進めた結果、平成17年9月末基準のフィールドテスト(QIS5)に活用できる見通しとなった。 パラメータ推計についてもデータの整備を進め、今後とも精度向上を図るとともに、予備計算届出等の内部格付手法採用に向けて的確な対応を行う。 事務リスクの全般的評価と対策の検討を継続的に実施して成果を検証するとともに、他のリスクカテゴリーへの対応とオペリスク計量化の準備を進める。 |
| | リスク管理の高度化と情報開示の充実 各種リスクを計量化し、全行のリスクを、自己資本との比較で適切な水準にコントロールしていくことにより、経営の健全性を確保するとともに、収益性の向上を図る。 パーゼルにおける「第2の柱」「第3の柱」に適切に対応し、リスク量と自己資本についての説明力を向上する。 | 部門別資本配賦の実施による全行のリスク量を一定の範囲内に抑制する統合リスク管理態勢の確立 地銀協信用リスク計量化システム等のシステムの開発・活用や、リスク量の計測方法の高度化等を通じたリスク量把握の精緻化 リスク量をコントロールするための諸手法の研究と積極的な活用 リスク管理の方針や管理態勢等についてディスクロージャー誌やIR資料等での開示充実 | 平成17年度下期より統合リスク管理に係る資本配賦の試行に向け、リスク量計測基準の見直し等を行ない、定期的に報告する準備を実施 市場関連のリスク量については、新基準に基づき、平成17年度下期の上限設定等を実施 モンテカルロシミュレーションに基づく信用リスク量を、地銀協信用リスク計量化システムを用いて算出(リスク量把握の精緻化) ディスクロージャー誌におけるリスク管理に関する頁を充実 | 資本配賦により、統合リスク管理を試行開始するとともに、リスク量計測の精緻化を実施した。 統合リスク管理については、今後、配賦自己資本に対するリスク量実績を定期的に経営陣に報告していい中で問題点を整理し、平成18年度より本格的に実施する。 |

| 銀行 | 取組方針および目標 | 具体的取組策 | 17年4月～9月の進捗状況 | 進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題 |
|-----|--|---|--|--|
| 阿波 | 1. 統合リスク管理の確立(含 各リスク管理の高度化) 2. パーゼル 導入に向けた体制の構築を図る。 (1) 精緻な自己資本比率算出の実現 (2) 内部管理態勢の高度化 (3) 情報開示拡充に向けた体制整備 | 1. 統合リスク管理態勢の整備を進める。 (1) 統合リスク管理手法の構築 (2) 信用リスクおよび市場リスク管理精緻化・高度化のための態勢整備 (3) オペリスク管理手法の構築および計量化の実現 2. パーゼル についてのシステム対応を実施する。 (1) 精緻で信頼性の高い自己資本比率の算出 (2) データベース整備 (3) 各種情報開示計数の算出 | 1. 市場リスク管理の高度化・精緻化に向けたインフラ整備のため市場取引管理システムの導入を開始した。 2. コンサル、システムベンダーの選定を行い、パーゼル 導入に向けた対応作業を実施している。 | 1. 市場取引管理システムの導入作業を実施しており、今後はリスク未計測資産の計測等、各リスク計測の段階的・精緻化を検討。特に信用リスクについてはパーゼル への対応を実施するなか、コンサルによる管理体制の再構築を図っていく。 2. 平成17年上期においてパーゼル 対応に向けた行内体制は整ったため、下期からはコンサル、システムベンダー支援のもと、具体的な対応作業を進めている。 |
| 百十四 | ・パーゼル 対応方針の策定 自己資本比率の算出方法の精緻化、リスク管理の高度化、情報開示の拡充に係る適切な態勢整備を行います。 | ・信用リスクに関する取組策 信用リスク管理の態勢整備 信用リスク・アセット計測システムの開発 ・オペレーショナルリスクに関する取組策 オペリスク管理の態勢整備 | ・17年4月、パーゼル 対応方針を決定いたしました。 ・17年4～9月、信用リスクアセット計測システムの開発を継続いたしました。 ・17年7月、リスク管理関係主要規定の制定・改定を実施いたしました。 ・17年8月、オペリスク管理において自己評価作業に着手いたしました。 ・17年9月、パーゼル 対応プロジェクト体制を強化し、推進態勢を刷新いたしました。 | ・実施スケジュールに沿って各種規制要件への対応を継続いたします。 |
| 伊予 | ・パーゼル への対応を行う中で、信用リスク管理態勢の充実を図るとともに、データ蓄積を行いリスク定量化の精度向上に取り組む。また、どれだけリスクテイクしていく経営体力があるかを自ら正確に把握し、リスク資本を地域のために有効に活用していくとともに、リスクと収益性のバランスを取りながら中長期的な株主価値の向上を目指すための統合リスク管理体制の構築に取り組む。 | ・パーゼル 基礎的的内部格付手法対応のためのデータおよび信用リスク管理態勢の整備を推進する。 統合リスク管理体制構築のためのリスク定量化の精度向上に取り組む。 パーゼル における規制上の所要資本管理と内部リスク管理との整合性を確保することによる実効的な自己資本比率管理を実施する。 平成17年7月に設置した「リスク統括室」を積極的に活用することにより、リスク管理の高度化を推進する。 | ・パ - ゼル 対応システムは構築の最終段階を迎え、総合テストを実施中 パ - ゼル 対応のためのデ - タの作成・蓄積を開始 パ - ゼル におけるフィ - ルド・テスト(平成17年3月末基準)に参加 事業債の信用リスク定量化の試算を実施(U.L算出) 統合リスク管理態勢構築の方向性検討に着手 | ・パ - ゼル 対応では、基礎的的内部格付手法予備計算の申請に向け、システム構築を完了させるとともに、デ - タの作成、蓄積に取り組む。また外部コンサルディングを導入し、態勢や制度、文書類の整備を行う。 統合リスク管理においては、リスク管理の高度化に伴い各種リスク把握方法やリスク資本の定義の見直しを行うとともに、リスク統括室の新設によって整備された統合リスク管理体制を充実させる。 |
| 福岡 | ・ これまでもリスク管理の向上に努めてきたが、新規制導入を更なるリスク管理高度化の好機と捉え、より高度な計測手法や資本配賦等の経営管理手法の構築を進めることで、経営力の強化・健全性の確保・収益性の向上を図る。 ・ 新規制開始当初は、信用リスクは「基礎的的内部格付手法」、オペリスクは「粗利益配分手法」の適用を目指す。 ・ リスクリターン分析の拡充と分析結果に基づく施策の立案、資本配賦の有効活用等を行い、経営力の強化を図る。 ・ 市場規律が発揮されるべく、新規制の開示項目を基準とした情報開示を正確かつ適時に行える態勢を整備する。 | ・ 専担チームによるこれまでの取組みを継続実施し、規制開始までに態勢整備を完了する。具体的には次の項目。 【信用リスク】 ・ 内部格付制度の整備。 ・ 自己資本比率算出態勢の整備・構築。 ・ パラメータ推計手法の構築。 ・ 内部格付手法最低要件充足のための態勢整備。(第 の柱) ・ ストレステスト等内部管理態勢整備・構築。(第 の柱) ・ 内部格付手法承認のための予備計算申請や承認申請。 【オペリスク】 ・ オペリスクに係るリスク評価・シナリオ分析の実施。 ・ 粗利益の業務区分へのマッピング方法の確定。 ・ 規程類の整備。 【共通】 ・ 内部統制整備(監査マニュアル作成・実施) ・ 資本配賦等の経営管理手法の高度化を進める。また、新収益管理システム・リスク管理システムの構築を継続する。 ・ 情報開示について、開示規程の整備・開示に必要なシステム上の手当てを行う。 | ・ 国、地公体、政府出資法人等にかかる内部格付制度を整備。 | ・ 内部格付制度を整備すべき資産の大半について整備が完了。 ・ 海外事業法人やファクタリングの原債務者に対する格付制度を整備中。 ・ 今後は外部格付や帝国データの評点とのマッピング等に基づく格付の構築を検討。(規制開始時に整備、もしくは開始当初は段階的適用(標準的手法)を行ったうえで一定期間内に整備) |

| 銀行 | 取組方針および目標 | 具体的取組策 | 17年4月～9月の進捗状況 | 進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題 |
|-----|---|---|---|--|
| 佐賀 | <p>バーゼル（新しい自己資本比率規制）の導入に備えた自己資本比率の算出方法の精緻化</p> <p>1. 新BIS基準移行が確実に入る態勢を構築する。</p> <p>2. 採用手法の方針を検討する。</p> <p>3. 移行作業方法の選択を行う。</p> <p>4. 導入作業を行う。</p> | <p>○平成17年度下期までに新BIS基準導入作業を踏まえチームを組成</p> <p>○平成17年度下期までに採用手法の方針を決定</p> <p>○平成18年度上期までに移行作業の吟味をし、自行対応が可能か外注利用かの判断に基づき作業計画を策定</p> <p>○平成18年度上期より各担当部署による導入作業開始</p> | <p>○コンサルティング会社、システムベンダー、地銀協等の情報を基に検討を行っている。</p> <p>○ベンダー主催による関係各部署参加の説明会を開催した。</p> <p>○平成17年度下期以降の予定分について、自行対応・外注利用かの判断は、外注の方向で検討中。</p> <p>採用手法は導入初年度「標準的手法」のうち、「基礎的内部格付手法」への以降時期は未定。</p> | <p>○関係各部署参加の説明会実施等により、ある程度の行内における情報と認識状況の共有化が図られた。</p> <p>○今後の検討(外注先の利用、選定及び作業計画等)今後検討する際には、プロジェクトチームの組成など、更なる行内態勢構築が急務必要である。</p> |
| | <p>バーゼル（新しい自己資本比率規制）の導入に備えたリスク管理の高度化</p> <p>○市場リスク: リスク量を精緻化し、リスク資本を配賦したリスクミットを設定する</p> <p>信用リスク: 信用VaRを精緻化し、リスク資本を配賦したリスクミットを設定する</p> <p>事務リスク: 計量化のためのノウハウを取得する</p> | <p>以下のリスク管理は平成17年度上期より検討開始し、平成18年度下期までに完了が目標</p> <p>市場リスク: バックステイティングによるリスク計測ツールの選定、取扱規定の検討、計測モデルの定義作業</p> <p>信用リスク: 情報統合システムによる信用VaR算出、取扱規定の検討</p> <p>事務リスク: 過去の事務リスク顕在化事例における損失データの収集・蓄積</p> | <p>○市場リスクについて計測ツールの選定</p> <p>（債券ポートフォリオについて、計測ツールの変更を行い、リスク計測の信頼性を確保し、一部取引(先物取引等のデリバティブ取引等)については、下期の計測モデル検討のなかで複数の計測ツールから選定を行う予定</p> <p>○債券ポートフォリオにおけるリスク計測システムを優位性の認められたシステムへ変更</p> <p>○信用リスク情報統合システムでの平成17年3月期の定量化の検証を行い、旧システムでの定量化数値との乖離は小さいものであることを確認</p> | <p>リスク計測基準については、上記の通り、17年9月までの進捗状況は計画通りに進んでいる。各種リスク主管部の担当者間で協議を開始しており、平成18年3月までにリスク計測基準について定量化(文書化)する方針である。</p> <p>事務リスク(オペリスク)は実質未着手状態であり、関係部署において、事務リスク顕在化事例のデータ収集・蓄積方法の検討を行っている。</p> <p>平成17年11月より、統合リスクの担当者会議を実施しており、リスク管理の手法高度化等について検討を行っている。</p> |
| | <p>バーゼル（新しい自己資本比率規制）の導入に備えた情報開示の拡充</p> <p>以下の各段階において、随時情報開示を行っている。</p> <p>○リスク管理態勢の構築</p> <p>○採用手法の方針決定</p> <p>○移行作業方法の選択</p> <p>○導入作業の実施</p> | <p>○ディスクロージャー誌、決算短信等の情報開示手段を利用して、リスク管理態勢の状況や内容について開示する。</p> <p>○リスク量やリスク内容についての開示を積極的に行っていく</p> | <p>○平成17年7月発行のディスクロージャー誌にて、リスク管理態勢についての記載を充実させた。</p> | <p>○今後もリスク内容やリスク管理態勢の開示を積極的に行う予定だが、リスク量については、現在、計測手法の確立の準備段階である。</p> |
| 大分 | <p>1. バーゼル に対応した自己資本比率の算出方法及び態勢を構築します。(より高次の算出方法への移行に向けた取組みを含む)</p> <p>2. 統合リスク管理態勢の構築に向けて取組みます。</p> <p>3. 情報開示の拡充により市場の信認を確保します。</p> | <p>1. 信用リスクの標準手法での試算、外部コンサル導入による基礎的内部格付手法への移行検討やオペレーショナルリスク算出方法の選択等を行います。</p> <p>2. 統合リスク管理態勢の構築に向け、リスク管理機能の構築に向け、リスク管理機能の整理やリスク制御及び収益性の評価を実施します。</p> <p>3. 自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量と計測方法等、開示項目を拡充します。</p> | <p>1. 信用リスクの計測手法を「標準的手法」(将来に向け内部格付手法へ移行するための検討も含む)、オペレーショナルリスクの計測手法を「基礎的手法」とし、そのための外部コンサルティングの導入についても機関決定しました。</p> <p>2. 18年上期からの第6次中期経営計画策定に係る「業務改革プロジェクト」の中で、部課・委員会の改組についての検討に着手しました。</p> | <p>1. 17年下期に外部コンサルティングを導入し、信用リスク計測の精緻化検討に、本格的に着手します。</p> <p>2. リスク資本配賦制度の浸透が課題であり、ALM委員会等を通じて、浸透を図ります。</p> <p>3. 外部コンサルティングの助言をもとに、バーゼルの第3の柱(開示拡充による市場規律)を併せて検討を開始します。</p> |
| 宮崎 | <p>1. 信用リスク 導入当初は標準的手法を採用するが、早急に基礎的内部格付手法に移行可能なレベルへ向けた態勢確立を図る。</p> <p>2. オペレーショナルリスク 導入当初は基礎的手法を採用するが、早急に粗利益配分手法へ移行可能なレベルへ向けた態勢確立を図る。</p> <p>3. 市場リスク 経営計画の中にリスクリターンとの関係を明示することにより、リスクに見合った収益の確保状況を把握する態勢とする。</p> | <p>1. 17年6月より外部コンサルを導入し、関係部よりワーキンググループにて態勢整備を図っている。(信用・オペリスク)</p> <p>2. リスク量の定量的分析の充実を図る。(市場リスク)</p> | <p>1. 信用リスク 外部コンサルによる「標準的手法」「内部格付手法」対応のための問題点整理実施済。</p> <p>2. オペレーショナルリスク 外部コンサルによるリスクアセスメントを実施中、粗利益配分手法の当局承認へ向けた態勢整備実施中。</p> <p>3. 市場リスク リスク量算出システムの見直しを実施し、シミュレーション機能を追加(17年10月完成)</p> | <p>1. 信用リスク 外部コンサルによる「標準的手法」「内部格付手法」対応のための問題点整理実施済。</p> <p>2. オペレーショナルリスク 外部コンサルによるリスクアセスメントを実施中、当局のガイドライン公表後、粗利益配分手法の当局承認へ向けた態勢整備を具体的に図っていく。</p> <p>3. 市場リスク リスク量算出システムの見直しを実施し、シミュレーション機能を追加(17年10月完成)。</p> |
| 鹿児島 | <p>・新BIS規制による自己資本比率算出が円滑に行われる体制を整備する。</p> <p>・新BIS規制の第2の柱「自己資本比率運営のための内部統制」への対応を念頭に置いた総合リスク管理体制を整備する。</p> <p>・新BIS規制の第3の柱「情報開示」への対応も含めたリスク情報開示のための体制を整備する。</p> | <p>・組成済みの新BIS規制対応ワーキング・グループを中心に、新規制における自己資本比率算出のためのシステムを構築する</p> <p>・オペレーショナル・リスク管理規程ならびにリスク資本()管理規程の策定</p> <p>・開示対象リスク情報の特定とデータ作成部署決定のための作業 部会開催</p> | <p>・新BIS規制/信用リスクアセット算出システム要件仕様書完成、システム開発ベンダー決定(17年9月)</p> <p>・全体利益計画と総合リスク管理との関連についての本部関係部へ の説明会実施、ストレステスト手法見直し(17年9月)</p> | <p>・新BIS規制に向けたシステム対応は予定どおり進捗</p> <p>・オペレーショナル・リスクの定義は、下期に着手予定</p> |

(2) 収益管理態勢の整備と収益力の向上

| 銀行 | 取組方針および目標 | 具体的取組策 | 17年4月～9月の進捗状況 | 進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題 |
|-------|--|---|--|---|
| みちのく | 信用格付モデルの精度検証、審査基準の見直し等を継続的に実施するとともに、リスクに見合った金利設定が実施できる体制、システム構築を目指し、収益管理態勢の整備と収益力の向上に資する取組みを行う。 | ・地銀標準スコアを基にした信用リスクデータの蓄積のほか、地域及び業種特性を反映した当行独自の信用リスクデータの蓄積、ならびに信用格付制度の整備 ・個社毎の経費額の算定 ・金利設定のための内部基準の整備 ・利便性向上に向けた、商品全般の見直し | 信用リスク地銀共同開発システムへの財務データ等蓄積が終了し、与信ポートフォリオ分析を行う環境が構築された。 また、本部機構改革により、信用格付モデルの精度検証体制が確立された。 | 収益力強化に向けてデータベース及び組織体制は確立されたが、与信ポートフォリオ分析結果に基づいて、リスクに見合う金利設定と審査基準・融資商品開発への取組みを実施して行くことが、今後の課題であると考える。 |
| 東北 | ・収益管理態勢を整備し収益指標の精度を高めることで、必要なリスクテイクを行い、収益性や効率性の向上に取組む。 ・業績評価の再構築により、収益やリスク等を意識した業務体制の構築に取組む。 | ・地域において必要なリスクをとりつつ、それに見合った金利設定を行っていくための態勢整備 ・収益管理システムの導入により収益指標の精度を高める。 ・プライシングガイドラインとの整合性を確立した収益管理システムの運営を図る。 ・リスク調整後の収益指標を活用した業績評価を構築する。 ・定期的に収益管理態勢の検証と見直しを行う。 ・総合的な収益管理態勢を踏まえ、原価計算(システム)の導入について検討する。 | 収益管理態勢の整備に向け、収益管理システムの構築が9月末に完了した。 | 収益管理システムによる収益把握、予実管理は、平成17年12月から運用を開始する予定。新システムの導入により、収益管理手法は、本勘レートを設定した総額法での採算管理から、個別仕切りレートによるスプレッド収益をベースとした収益管理手法へ移行する。平成18年度より新しい収益管理手法による業績評価を目指し、同管理手法(内容)を定着させる行内研修が必要と捉え、平成17年度下期に実施する。 |
| 東邦 | ・新収益管理システムの活用による収益管理意識の醸成と経営資源の適正配分に向けた体制整備を図る。 ・収益状況やマーケット分析等を通じた店舗施策の展開 ・適正プライシングの基礎となる行内信用格付制度の再構築を ・するとともに、自己査定格付システムの導入により信用リスク管理の高度化を行う。 ・信用リスクに応じた適正収益確保のためプライシングガイドラインを策定し、貸出金利体系を再構築する。 | ・行内信用格付制度の運用を開始するとともに、信用リスクに応じたプライシングガイドラインを策定し、信用リスクを適切に反映した金利体系を構築する。 ・また、合わせて自己査定格付システムの稼働を開始させ、行内信用格付制度と整合的な自己査定債務者区分とすることで信用リスク管理の高度化を図っていく。 ・信用リスクデータ蓄積の観点から地銀協CRITSを活用し信用リスクデータベースを整備し、信用リスク管理に活用している。 | ・プライシングガイドライン案の策定 ・プライシングガイドラインの設定基準として具体的な信用格付別のガイドライン金利を検討中であり、平成17年度下期には運用開始予定。 ・新行内信用格付制度の骨子の策定 ・信用格付の精緻化については、当行の格付制度に対する監査法人によるコンサルティングを受け、それらを反映した新行内信用格付制度の「信用格付基準」を制定しており、平成17年度下期中に実施予定。 ・自己査定格付システムについては、既に導入を決定し、システム開発に着手しており、平成17年11月稼働予定。 | ・新原価計算システムは、平成18年度上期の本格稼働に向け、平成18年1月から試行を行い、運用状況等の検証を予定している。 ・自己査定格付システムは平成17年11月からの稼働を予定しており、運用開始に向けた行内体制の整備を進める。 ・新プライシングガイドライン ・平成17年11月運用開始予定 ・新行内信用格付制度の骨子の策定 ・平成17年11月実施予定 |
| 関東つくば | ・管理会計の整備及びこれを活用した業績評価の結果に基づく業務の再構築 ・部門別損益管理の導入に向けての検討を進める。 ・スプレッド・バンキング方式の採用 | ・次の部門別管理ができるよう検討を進める。 ・国内営業部門 市場資金部門 国際部門 投資有価証券部門 ・自己資本部門 ・採算管理にかかるシステムは、「じゅうだん会共同版システム」へ移行する。 ・それにより、店別・個社別管理はスプレッド・バンキング方式を採用する。 ・なお、移行時期は平成18年の予定でしたが、合併によるシステム統合を優先させるため、その後となる予定である。 | ・採算管理システムについては、概ね関東つくばの現システムを引き続き利用し、茨城銀行のデータを移行することで、検討を進めていく。 | ・18年7月の合併を控え、検討の中心が現状の延長という傾向が強くなり、改善の方向性に乏しいものとなっている。 ・収益管理システムのレベルアップが当面の課題である。 |
| | ・信用リスクデータの蓄積、金利設定のための内部基準の整備等 ・債務者区分と整合的な内部格付制度の構築をはじめ、地域において必要なリスクをとりつつ、それに見合った金利設定を行っていくための内部基準の整備を実施していく。 | ・「格付・自己査定システム」の導入 ・通年自己査定体制への移行、定着、による精緻な信用リスクデータの蓄積・整備 ・信用リスクデータを活用した適正金利設定の内部基準の導入 | ・「格付・自己査定システム」の導入を決定しシステム構築を開始。 ・平成18年6月稼働を予定する。 ・内部格付改正の検討を実施した。 ・信用リスクデータの整備・精緻化を継続実施した。 | ・「格付・自己査定システム」構築の作業を計画とおり実施する。 ・信用リスクデータの整備、内部格付の改正し、金利設定のための内部基準の整備を実施していく。 |

| 銀行 | 取組方針および目標 | 具体的取組策 | 17年4月～9月の進捗状況 | 進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題 |
|----|--|--|--|--|
| 足利 | (1)管理会計の向上 (2)信用格付制度の精緻化 (3)金利設定のための内部基準の精緻化 | (1)収益管理システム導入の検討 採算性の把握とともに適切な業績評価を実施し、収益力向上に向けた業務再構築を図るため、収益管理システム・原価計算システム等の更改・導入を検討する。 (2)信用格付制度の検証・精緻化 格付別の信用コストを半期毎に検証し、その結果を踏まえ信用格付制度の見直しを実施し更なる精緻化を図る。 (3)貸出金ガイドライン金利の精緻化 平成16年10月に信用コスト等の構成要素を精緻化し大幅改定を実施したが、今後、半期毎に検証し採算金利の更なる精緻化と機動的な金利決定を行い安定的な収益の確保を図る。 | (1)収益管理システム導入の検討 収益管理システム等に関する情報収集の実施。 (2)信用格付制度の検証・精緻化 ・9月、国・都道府県・市町村等や、外部格付機関による上位判定を受けている信用力の高い法人先に対して、従来の最上位格付よりも上位の格付区分(0格)を新設。 (3)貸出金ガイドライン金利の精緻化 ・9月、ガイドライン金利の構成要素(調達コスト率、事務コスト率、信用コスト率、資本コスト率、目標付加価値率)を個別に検証し、ガイドライン金利水準の見直し実施。 ・適用金利水準の定期見直し。 | (1)収益管理システム導入の検討 必要となる要件を確定し、収益管理システムの更改・導入に向けた本格的な検討を開始する。 (2)信用格付制度の検証・精緻化 格付別の信用コストを半期毎に検証し、その結果を踏まえ信用格付制度の見直しを行い更なる精緻化を図る。 (3)貸出金ガイドライン金利の精緻化 半期毎に検証を実施し、採算金利の更なる精緻化と機動的な金利決定を行い安定的な収益の確保を図る。 |
| 第四 | RACARによる収益管理の定着と活用を回り、併せて金利設定における内部基準の一層の整備を進める また、信用コストの算定元となる格付制度の高度化及び信用リスクデータ計測手法の高度化を目指す | RACARによる収益管理の定着と施策への活用 ア. 営業店収益管理の高度化 イ. 主要法人先に対する個別収益管理の実施 ロ. 長期経営計画の施策へのRACAR分析結果の反映 信用リスクデータの蓄積及び格付制度の高度化 ア. 新BIS規制の対応を視野に入れたデフォルト率計測手法の高度化 イ. 地銀協「CRITS」を活用したリスク管理手法の整備 ロ. 格付精度(格付スコアリングモデルのデフォルト判別力等)の検証手法の構築と検証実施 エ. 新BIS規制の内部格付制度の要件充足に向けた格付制度の整備 金利設定のための内部基準を整備 ア. 市場性貸出(スプレッド貸出、スワップ貸出)金利の基準見直し及び長期固定貸出金利の基準策定 | RACARによる収益管理の定着と施策への活用 ・16年度の収益状況を分析の上、具体的な収益向上策を常務会に提言し、17年度下期利益計画の策定に反映 信用リスクデータの蓄積及び格付制度の高度化 ・信用リスクデータの蓄積のひととして、地銀協「CRITS」での過去データの蓄積を開始し、今後の具体的活用策を整理 格付精度の検証として、「デフォルト判別力分析」を実施 金利設定のための内部基準を整備 ・市場性貸出金利の設定基準の見直し及び長期固定貸出金利の設定基準の策定 | RACARによる収益管理の定着と施策への活用 ・営業店収益管理の高度化と業績評価制度の見直しを検討方針 信用リスクデータの蓄積及び格付制度の高度化 ・デフォルトデータの蓄積を継続する 新BIS規制対応の一環として、格付制度の整備・向上を図る 金利設定のための内部基準を整備 ・市場性貸出金利及び長期固定貸出金利基準の運用開始により適正金利の確保を図る |
| 北越 | これまで積み上げてきた収益管理手法をさらに高め、収益力の強化へ繋げる。 より収益に重点を置いた業績評価制度へ改正、結果を経営戦略に反映。 信用リスク管理の高度化を図り収益力向上に活用。 コスト・リターン管理の徹底により組織・店舗・業務の効率化を図る。 【目標】 当期純利益 17年度3.5億円、18年度4.5億円 | 収益管理の強化(業務部門別、業態別及び地域別収益管理の実施) 業績評価制度の改正(「収益重視」を鮮明にした業績評価制度の改正) 信用リスク管理体制高度化による収益力強化 新しい自己資本比率規制に対応した内部格付制度の構築。 与信ポートフォリオ全体を見渡した融資戦略の立案、実践。 見直し後のガイドライン金利に基づく法人貸出金利改善運動実施。 組織・店舗・業務の効率化 | 17上期の業績評価制度は「収益増加」に強力に取り組むため業務粗利益の増加に目的を絞り一部改正、部門別収益を業務粗利益に一本化。 外部コンサルを導入し、信用リスク管理高度化に向け準備。 本部機構を改正し、本部渉外機能強化、融資審査部門を再編。 17上期 当期純利益21億円(計画比+1億円)。 | 今後も業績評価制度を見直し、収益力向上に向けた取組みを繰り返し、収益管理については業務部門別、業態別の管理態勢構築に向け準備する。 |

| 銀行 | 取組方針および目標 | 具体的取組策 | 17年4月～9月の進捗状況 | 進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題 |
|------|---|--|--|---|
| 山梨中央 | 1. 当行の経営資源を傾斜配分することにより、「選択と集中」を実践し、業務の再構築を図っていくために、様々な角度から採算性の評価を行い、経営判断資料として提供していく。 2. 格付と自己査定との整合性を確保するとともに、信用リスクを評価するためのデータ整備を図る。 3. 個別採算管理の強化を図るためにも、信用リスク評価に基づく金利体系について、なお一層の定着と推進を図る。 | 1. 多角的な採算性評価による経営管理資料の提供 2. 「格付・自己査定システム」の構築により、ローンレビュー態勢の強化、格付手法の高度化、信用リスクデータベースの充実に取組む。 3. ガイドライン金利のデータベース化と取引先への提案ツールとの充実と取組むことにより、個別採算管理を強化する。 | 1. 当行の運用資産の構成状況につき、同規模他行に対しアンケートを実施し、当行の収益体質について検証した。 2. 「格付・自己査定システム」の開発に取組んだ。 3. ガイドライン金利のデータベース化により、融資関係帳票への表示と、本部での集計を可能とした。 4. 取引先への提案ツールとして「企業カルテ」を導入し、2か店での試行活用を開始した。 | 1. 部門別採算を算出する上で、17年度上半期の実績に対し、営業店部門のマーケット別採算の算出に取組んでいく。 2. 金利ガイドラインのなお一層の定着と管理強化を図るため、各種資料の充実に取組むとともに、「企業カルテ」の全店での活用を進めていく。 3. 取引先の信用力評価の高度化へ向けて、引き続き「格付・自己査定システム」の開発に取組んでいく。 |
| 八十二 | 収益管理態勢の整備 ・収益管理態勢を整備し、リスク・リターンに基づいた経営戦略策定に取組む。 | ・部門別ROE・リスク量に基づいた収益管理態勢整備に向け、部門別の収益性を把握するために部門別採算のレベルアップに取組む他、統合リスク管理の管理対象資産・負債のカバレッジを広げること等を通じて、統合リスク管理の高度化に取組む。 | ・時価のないプライベート・エグジティヴ等を含むリスク管理の枠組みに組み入れ ・16年度上・下の部門別ROEの実績値を試算し、17年度下期部門別ROEの期待値を計行的に設定 | 部門別採算・マーケット別採算システムの再構築に向け開発着手する ・部門別ROE・リスク量に基づく資本配賦と統合リスク管理の高度化に取り組む |
| | リスクに見合う金利設定を行っていただくための態勢整備 ・信用リスクデータに基づき格付別目標金利の設定により、リスクに見合った貸出金利体系の構築と収益の向上を図る。 ・営業店採算管理制度を整備、見直しすることにより、収益管理態勢の一層の高度化を図る。 | ・毎期「貸出金利適用方針」を策定、方針に沿ったプライシング交渉の実施によりお客様への理解促進を図る。 ・営業店スプレッドを実態に合わせて見直ししながら、収益管理態勢の整備、営業店採算管理制度のレベルアップを図る。 ・営業店採算管理制度のレベルアップに合わせ、業績評価制度の見直しを図る。 | ・プライシングワークシート作成の義務付けにより、格付に見合った個別金利方針策定が浸透 ・格付別最低目標金利を目指しプライシング交渉を実施するとともに、利回り改善状況を月次チェック ・17年度下期貸出金利方針および営業店スプレッドを実態に合わせて改定 | リスク状況などより実態に合致する貸出金利適用方針、営業店スプレッドの設定(17年度下期) ・プライシングに対する業績評価制度へのインセンティブ付与見直し(17年度下期) ・格付別最低目標金利達成を目指したプライシング交渉の実施および利回り状況の月次チェック(毎期策定) |
| | 管理会計データの活用と総合採算制度の仕組整備 ・管理会計のデータを、経営資源の効率的配分やポートフォリオの見直しなど経営戦略に活用できるよう、以下のように総合採算制度の仕組を整備する。 ・部門別採算の再構築 ・マーケット別採算のレベルアップ ・原価計算の改定 | ・統合リスク管理の部門と平仄を合わせた7部門10区分で、リスク調整後収益及び資本コスト控除後収益を算出する。 ・役務収益の顧客単位への紐付けを深めるとともに、全店平均単価による経費も算出する。 ・算出された原価と実際の経費との関係を明らかにする機能の追加と「商品・事務単位」の整理・見直しを行う。 | ・部門別採算レベルアップの要件確定、マーケット別採算は開発着手に向けた準備開始、現行の原価計算システムにおける問題点抽出 | スケジュールどおりの進捗。 ・18年度上期カトオーバーに向け部門別採算システムの開発を進める ・マーケット別採算開発着手 ・原価計算レベルアップ 検討 |
| 北國 | 地域密着型金融の機能強化に向けた土台を強固なものとするため、地域において必要なリスクをとしつつ、それに見合った金利設定を行っていただくための体制整備など、収益管理態勢の整備と収益力の向上に向けた取組みを推進する。 | ・収益管理態勢の整備と収益力の向上のための取組み ・管理会計の整備及びこれを活用した業績評価の結果に基づき業務の再構築 ・信用リスクデータの蓄積 ・金利設定のための内部基準の整備等 | ・収益管理態勢の整備と収益力の向上のための取組み ・業績査定における収益目標達成率評価重視によるインセンティブの付与 ・より精緻な信用リスク管理態勢の構築のための信用リスクデータ蓄積の対象範囲拡大 | 営業店における収益管理態勢については、収益管理データの一層の有効活用が課題であり、帳票等の改定により、個別採算管理の徹底等を推進してまいります。 |
| 大垣共立 | 自己資本増強に向けた対応策の具現化。 ・信用リスクデータベースに基づいた業務プロセスの効率化・高度化、適正金利設定による収益確保を前提とした円滑な資金供給のための諸施策の検討。 ・業務区分毎の収益・リスク管理による統合リスク管理体制について、定期的な検証・分析を行いつつ、順次精緻化・高度化を図っていく。 | 同左 | ・自己資本の充実に向け、みずほ証券を割当先とした新株予約権を発行。 ・信用リスクデータの充実・統計的精度向上のための分析・検証。 | 引き続き、信用リスクデータの充実・統計的精度向上のための分析・検証を進めていく。 |
| スルガ | 1. プライシングガイドラインの適切な運用 2. 地域密着型金融の実施において、適正な対価負担を求めつつ、付加価値の高いサービスを提供するビジネスモデルを展開 (1) 本拠地である静岡県ならびに神奈川県、東京都を中心にリテールバンキングを主体とした首都圏、日本の市場全体をカバーするダイレクトバンクの3エリアを主な市場として展開 (2) 主たるビジネスモデルである住宅ローン事業をさらに伸ばしていくとともに、フリーローン事業、クレジットカード事業、資産運用サポート事業、スモール・ミドル法人事業を含め5つのコア事業を重点的に展開 | 1. 収益管理態勢の整備 (1) 信用リスクデータの蓄積 (2) 格付自己査定システムによる債務者モニタリングの実施 (3) CRITS稼働により、RAROAベースでの収益性の把握 2. プライシングガイドラインの見直し 3. 5つのコア事業の重点的な展開による収益力の向上 | 1. 格付自己査定システム(CRAS)により、債務者モニタリングによる随時査定ならびに新債務者格付体制を整備し稼働(6月) 2. 日本リスクデータバンク(RDB社)ならびに地銀協(CRITS)へ信用リスクデータを蓄積 3. プライシングガイドラインの見直し着手 CRITSの検討等金利水準の調整作業を実施 4. コア事業である個人ローンならびに個人預り資産の増強により収益力を向上 | 1. RDB、地銀協への信用リスクデータの蓄積を継続的に実施 2. プライシングガイドラインは、金融庁より提示された「貸出条件線」と債権関係Q&Aとの整合性を図るべく見直しが課題 LEADSの構築に着手し、18年4月稼働以降の精緻なデータ蓄積を推進 |
| 清水 | ・ABC原価計算導入による管理会計の整備。 ・格付・自己査定業務のシステム化による業務の標準化と厳格な実施。 | ・ABC原価計算システムを導入し、スプレッド収益とマッチングした個別別、顧客セグメント別等の取引採算を認識することで、収益力向上策に取り組む。 ・格付自己査定システム導入による適時適切な融資先の信用状態の把握と取引方針の策定。 | ・ABC原価計算システムについては、システム構築の要件定義が完了した。 ・格付自己査定システムについては、システムのフレーム構築が固まり、開発着手、総合テスト実施の計画が立案され平成17年下期の導入に目途。 | ・ABC原価計算システムについては、実績値算出を行い、計数の精査と制度運用に向けた態勢を構築する。 ・格付自己査定システムについては、総合テストの実施により現行システムとの比較検証と要件定義の実行状況の確認検証を早期に行い、下期の導入を図っていく。 |

| 銀行 | 取組方針および目標 | 具体的取組策 | 17年4月～9月の進捗状況 | 進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題 |
|------|---|---|---|--|
| 泉州 | ・信用リスクデータの整備 ・格付制度の精緻化 ・金利設定のための内部基準の整備 | 地銀協CRITSの有効活用などにより、信用リスクデータの蓄積・整備 格付制度の改訂により、信用格付判定の精緻化 格付別適正貸出金利制度の継続実施 | 地銀協CRITSを活用し信用Varの精緻化、格付制度見直しにおける検証に活用 現行格付制度の問題点抽出と、新しい制度案の確定、関連システムのバージョンアップ 格付別適正貸出金利制度を継続的に運用 | 「分析・評価」 ・収益管理態勢の整備と収益力の向上に向け、格付制度の精緻化に向けた改定や、それにと なうシステム開発は計画通り進捗 「今後の課題」 ・「パーゼル」における内部格付手法の適用に向け、コンサルとの協働により信用リスクデータの 更なる整備・充実を図り、信用リスク管理の高度化を図ることが必要 ・新格付制度への円滑な移行や、地銀協CRITSを活用した格付別適正貸出金利制度の精緻化 等が課題 |
| 但馬 | 債務者区分と整合的な内部格付をもとに、内部格付区分ごとの 信用コストを反映した収益管理態勢の整備を進める。 | 信用リスク情報統合システムを活用して、信用リスクデータの蓄積とデータベース の構築を行い、内部格付区分ごとの信用コストを算出することにより、適正貸出金 利の設定基準を整備し、収益力の向上に努める。 | 信用リスクデータの蓄積を行った。 | 内部格付区分ごとの信用コスト算出のための最低限の信用リスクデータは蓄積できた。 信用リスク情報統合システムのデータベースを活用して、適正貸出金利の設定基準を整備し、収 益力の向上に努める |
| 鳥取 | ・信用リスクデータ(デフォルト率等)の更なる蓄積・検証を行い、 内部格付に基づくガイドライン金利の精度向上を図る ・取引先別採算管理の高度化により取引先の総合的な採算を把 握し、収益力強化に向けた取組みを推進する | ・信用リスクデータの継続的な蓄積と分析・検証の実施。 ・取引先別採算管理帳票の高度化と貸出取引シミュレーション機能の充実を図る | ・直近デフォルト率を集計検証、経費率の見直しを行いガイドライン金利の見直しを実施 ・取引先別採算管理における経費配賦の見直し実施 ・法人先の全店名寄せ取引、関係会社取引、役員取引、従業員取引を把握し総合取引採 算を算出するシステムを構築 | ・定期的なデフォルト率、経費率の見直しを実施 ・取引先別採算管理を充実させるため、データベースの精緻化及び独自の採算システムを構築し たことから、今後は全店に取引先別採算の定着を図るため、採算管理活用マニュアルの作成や 担当者向けの説明会等を開催する |
| 山陰合同 | ・信用コスト、経費の更なる精緻化を図るとともに、リスク 対比での収益を軸とした評価手法を導入し、業務再構築による 収益力の向上を図る方針 | ・評価指標の見直しによる内部格付制度の精緻化 ・システム導入による内部信用リスクデータ蓄積(パーゼル 対応) ・経費における配賦手法の見直しによる精緻化 ・信用コスト・経費に見合った金利設定のための内部基準の精緻化 ・管理会計制度の高度化による部門別収益管理体制の確立 ・リスク(使用資本)を考慮したリターン指標導入により業務再構築を行い収益向 上を図る | ・信用リスクデータ蓄積のための(パーゼル 対応)システム導入のための要件定義を完 了し、システムの設計・開発を進めている | ・システム開発に関して、スケジュール通り進捗している |
| 中国 | ・信用リスク量の計測や適用金利の設定を一層精緻化します。 ・採算利益確保に向けて、原価(経費)を再定義します。 ・リスク資本配賦の考え方に基つき、取り得るリスク量と期待収益 を明確に定義します。 ・収益力の強化につきましては、昭和5年の中国銀行創立以来1 24期連続黒字決算を維持してきておりますが、中期経営計画で 策定した収益計画に沿った収益向上を図り、お客様からの信頼 を堅持します。 ・経営力の強化につきましては、お客様に分かりやすい信用力の 象徴である外部格付機関によるA格付の堅持を目標とします。 ・株価については具体的な目標設定は控えさせていただきますが、引 き続き市場から適正な評価が得られるよう開示努力を行い、お客 様から信頼を得られる水準の株価の維持を目指します。 | ・デフォルト率や信用度の判別力を高めた信用格付制度の再構築します。 ・活動基準原価計算を導入します。 ・リスクと原価に見合うプライシングを実施(金利、手数料)します。 | ・17年8月新信用格付制度を導入しました。 ・17年4月～9月間のプライシング活動により、対象161億円、平均0.29%の適正金利化を 実現しました。 | 新信用格付導入の結果、今後「人による評価」と「統計的評価」を融合した信用評価能力の向上を 図り、適正なリスク活動やプライシング活動のなかで新信用格付情報を積極的に活用して いきます。 |
| 広島 | ・営業店の収益改善努力が銀行全体の収益向上につながるよ う、収益管理を高度化する。 ・新貸出基準金利の早期定着化、個別採算管理制度の高度 化等により、各種リスクに見合った適正な金利設定をすすめる とともに、デフォルト率の変異・基準金利の定着化状況等を踏ま え、適宜、貸出基準金利等の見直しを実施し、一層の体制強化を 図る。 | ・新収益管理システムの導入による営業戦略を織り込んだ予算策定、及び、より 精緻な業務把握の実施 ・新貸出基準金利の早期定着化、及びURAROAを活用した個別採算管理制度 の高度化等による各種リスクに見合った適正な金利設定 ・直近のデフォルト率・経費率等に基づく貸出基準金利の定期的見直し(原則：年 1回) | 新収益管理システムについて要件定義を完了 個別採算管理表にてURAROAの実績還元 「貸出金利適正化マニュアル」の改正及び「個別採算管理マニュアル」制定 | 新収益管理システムについて、今後は検証によるデータの精緻化を 図る。 |

| 銀行 | 取組方針および目標 | 具体的取組策 | 17年4月～9月の進捗状況 | 進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題 |
|-----|---|---|--|--|
| 佐賀 | ○信用リスクデータ等を蓄積し更に精緻化を目指した「新金利ガイドライン」の定着及び運用強化。また収益管理制度並びに営業店総合表彰の見直しとの連携等により収益力の向上を図る。 ○管理会計手法の向上を図ることで、より客観的基準を持ち、当行のビジネスモデル構築のための糧とする。 | ○信用リスク関連データの蓄積 ○適用金利の業績評価への反映 ○平成18年度上期に本支店制度を見直し、スプレッドバンキングを導入 ○経費についてはセグメント別分析等を目的に、ABC原価計算試行機能システムを導入 ○平成17年度上期に「収益管理システム」の導入構築 ○平成18年度上期に「収益管理システム」を活用した、収益・コスト・セグメント別分析等の実施及び経営情報として報告 ○平成18年度上期より収益管理制度に基づく営業店総合表彰運用開始 | 信用リスク関連データを引き続き蓄積した。特に地銀協デフォルトデータは新BIS対応の「信用リスク情報統合システム」(CRITS)よりデータ取得を開始した。 信用リスク計量化後の信用コスト等を反映した「新金利ガイドライン」の定着・運用強化の観点から、適正金利への引上げ目標や遵守率などを業績評価に導入した。 収益管理システムを構築し、平成18年度導入へ向け平成17年4月からのデータ蓄積開始した。 | ○地銀協「信用リスク情報統合システム」(CRITS)のデフォルトデータと既往蓄積デフォルトデータとの信用リスク分析比較が課題であるが、今後も上記データを蓄積していく。 ○新金利ガイドラインの導入に伴い、その定着及び運用強化が課題であるが、案件取組み時等にリスクに応じた適正金利指導を行い収益力の強化を図る。 ○総額法による本支店制度からスプレッドバンキングへの移行(平成18年4月予定)に伴い、この制度内容の認識度の向上と制度運用による収益力の強化のための施策が今後の課題である。 |
| 親和 | ・管理会計整備による収益力の強化 ・新収益管理制度を導入し、収益管理態勢を整備するとともに、収益力の向上に向けた取組みを強化してまいります。 ・特に「RACAR」を基準とした部門別収益管理態勢を完成させ、リスク・コスト調整後の部門評価を実施し、営業戦略や業務再構築に活用してまいります。 | ・従来粗利益ベースでの収益管理に加え、部門別のRACAR、RAROA等を継続的に算出し、部門別にリスク・コスト調整後ベースの収益性を評価ができる態勢を確立いたします。 ・新収益管理制度を業績評価、異議制度、マーケティング、商品戦略等に活用し、リスクとコストに見合った収益の確保を推進いたします。 | ・部門別収益管理態勢の整備については、現在、RACARベースによる部門別収益の算出準備中です。17年度下期より運用開始の予定であり、部門は営業部門・市場部門・ALM部門、自己資本部門といたします。 | ・10月よりRACARベースによる部門別収益を算出してまいります。 ・営業統括部との連絡会議により営業店の情報共有化に努めました。問合せがあった営業店の収益状況分析のサポートや融資案議で活用する顧客別の収益シミュレーションの作成サポートを実施するなど営業店のRACAR活用支援を行いました。 |
| 肥後 | ・金利設定のための内部基準の整備等 RAROAの概念を取り入れた金利ガイドラインの設定、および個別・貸出毎の採算管理を徹底することで収益力向上に向けた貸出金利の適正化を図る。 | 1.信用コストおよび経費(事務コスト)の精緻化に向けたデータ整備を引き続き行う。 2. RAROAの概念に基づいた金利ガイドラインを設定する。 3. 個別・貸出毎の採算管理意識を徹底する。 | 1.信用コストおよび経費(事務コスト)の精緻化に向けたデータ整備を行った。 ・蓄積した自行データと外部データをもとに信用コストを推計した。 ・事務コストについて、ABC原価計算にて算出(総合企画部)した経費を使用。 2. RAROAの概念に基づいた金利ガイドラインを設定検討。 ・金利ガイドラインを、調達コストに信用コスト、事務コスト、期待収益を積み上げていく体系への改定を検討。 3. 個別・貸出毎の採算管理意識を徹底。 ・収益評価の指標としてRAROAの概念を導入 | 1.信用コストおよび経費(事務コスト)の精緻化に向けたデータ整備を引き続き行う。 ・プライシング適正化のため、データ整備により信用コスト、事務コスト算出の精緻化を進めていく。 2. RAROAの概念に基づいた金利ガイドラインを設定する。 ・新たな金利ガイドラインの策定と早期運用開始。 3. 個別・貸出毎の採算管理意識を徹底する。 ・RAROA概念を取り入れた、採算管理システム(融資トークルシステム)の活用により個別採算管理を徹底。 |
| 大分 | 1.採算性を勘案した取引推進を検討します。 2.信用コスト・経費調整後収益をベースにした収益性把握、評価手法を活用します。 3.セグメントされたポートフォリオ別の収益管理と収益力向上に取組みます。 | 1.採算性を勘案した取引推進の研究、検討を行い、実施を目指します。 2(1)信用コスト・経費調整後収益を主体としたブロック別評価制度の検討を行い、充実を図ります。 2(2)取引毎に信用コスト・経費調整後収益の把握を行い、経費の面で原価計算より算出された経費を使用するなど改善を図ります。 3(1)与信金額別、エリア別、格付別、商品別等のセグメント別採算性を明確化します。 2(2)スコアリングモデルを活用したスモールビジネスローン商品等を開発し、各種団体との提携によりコストを抑制した営業スキームを展開します。 | 2(2)原価経費を算出できるようにシステム開発を実施し、9月末に開発が終了しました。 3(2)南九州税理士会、大分・日田・竹田の各商工会議所との提携ローンを新設しました。また、農業者向けローンの研究、検討を行い、新設準備が整いました。 | 1.採算性を勘案した取引推進の対象・手法に関する研究、検討を実施します。 2.信用コスト・経費調整後収益を用いた評価制度を検討します。 3.津久見、宇佐、中津、佐賀間等の商工会議所ほか提携先の拡大を図ります。 |
| 宮崎 | 1.新収益管理システム構築 収益力の向上を図るためのインフラ・ツールとしての新収益管理システムを早期に構築し、本部・営業店での活用を図っていく。 2.地銀協共同データ(CRITS)の活用 当行の信用リスク計量化のデータベースとして活用する。また、新収益管理システムと計量化データをリンクさせ、プライシング、営業店業績管理のレベルアップを行う。 3.貸出指標金利のレベルアップ | 1.新収益管理システム構築・貸出指標金利レベルアップ スプレッドバンキング・ABC原価計算を取り入れた新収益管理システムを現在構築中である。システムについては平成18年度上期の稼働および業績評価制度への活用(RAROAによる評価)を図るとともに、CRITSによる信用リスク計量化を活用して貸出基準金利制度の改定(個別採算管理ベース)を図る。 2.地銀協共同データ(CRITS)の活用 | 1.新収益管理システムの要件定義、システム開発を実施し、予定通り進捗中。 2. CRITSへの当行データ供給と自行データの蓄積はスケジュールとおり進行中。 | 1.システム開発については順調に進捗している。 下期はデータ移行、検証を慎重に進め、営業店での試行を実現する。今後の課題は、営業現場でのシステム活用を活発にするための情宣、教育を適切に実施することと捉え、LANを活用した情宣、現場に出向いての研修等を行う方針。 2.当初予定通り、下期にCRITS評点と当行格付をリンクさせ、CRITSベースでの信用リスク計量化を実施していく。 |
| 鹿児島 | 債務者区分と整合的な内部格付制度の構築 KeyManを軸として、さらなる信用リスクデータベースの充実を図るとともに、企業信用格付制度の拡充により、RACAR改善に取組む。 | ・KeyManデータベースを活用したマスタ審査層と信判断モデルの稼働・活用(前述1-(4)-) ・営業戦略サポートシステムKeyManS3の活用 ・新BIS規制内部格付手法に対応する企業信用格付制度の高度化 ・リテール向け与信の信用リスクデータ整備 ・KeyManの機能レベルアップ | ・営業戦略サポートシステムKeyManS3活用推進を含むKeyMan店舗サポート27か店、KeyManトレーニー2名を実施 ・内部格付未整備の債務者(地公債、銀行、B/S無の個人事業主、有価証券のみの先等)への対応検討開始 ・リテール向け与信のプール設定基準(リスクの特性に応じた分類基準)を構築するためのデータ分析とデータ収集項目検討開始 | ・内部格付未整備債務者への対応、リテール向け与信の信用リスクデータ整備を引き続き実施する。また、現行の一般審査層向け格付モデルについて、外部コンサルティング活用による見直しに着手する |
| | ・営業店収益目標の基礎となる標準採算基準の検討 ・全行的な収益目標達成のために営業店が確保すべき管理会計上の採算基準を明確にする。 | ・営業店における顧客取引の標準採算基準の策定 | ・標準採算基準の考え方について本部関係部への説明会実施(17年9月) | ・次期中期経営計画の収益目標の策定に合わせ、採算基準を策定する方向で検討中 |

(3) ガバナンスの強化

| 銀行 | 取組方針および目標 | 具体的取組策 | 17年4月～9月の進捗状況 | 進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題 |
|-------|---|--|--|---|
| みちのく | 東京証券取引所の適時開示規則に基づく「有価証券報告書の適正性に関する確認書」に対する体制強化を図ると同時に、証券取引法上の確認書の作成に向け、特に財務報告の信頼性に重点を置いた「財務報告に係る内部管理態勢」の構築・整備への取組みを行う。 | ・情報開示委員会(仮)の設置検討 ・情報開示ポリシー、情報開示規程類の整備 ・内部管理態勢の枠組み、内部分享規程等の整備 ・内部管理態勢の整備状況と運用の有効性に対する評価手法の確立(内部監査態勢の見直し) ・内部的な宣誓制度の検討等 | 有価証券報告書等の作成におけるプロセスを明確化するための手法について検討している。 | 現在、各種情報収集を行っているが、今後、平成18年3月期以降の証券取引法上の確認書作成に向けた具体的な対応について検討を行っていく。 |
| 東北 | 財務内容の適正性の確認 ・企業内容等の開示に関する内閣府令に基づく経営者による確認書を有価証券報告書に添付する為、本部各部署及び連結子会社にて、有価証券報告書作成に関する内部統制を構築していく。 ・経営監査部は財務報告の内部統制の有効性を検証するため、業務のプロセス等を検証できる仕組みの構築をする。 | ・財務内容の適正性の確認 ・有価証券報告書作成規定、有価証券報告書に関する業務文書及び業務フローを、経営企画部を中心とした本部各部署及び連結子会社で作成する。 ・経営監査部は、業務文書及び業務フローを確認・検証できるチェックリストを作成し、その適正性を評価できる体制を構築する。有価証券報告書提出に際しては財務の適正性について本部各部署長及び連結子会社社長の確認書、経営監査部による監査確認書を頭取宛提出し内部統制を明確化する。 | ・内部統制に関する重要性を認識する為、地銀協主催経理問題研究会及び地銀協主催内部監査担当者講座へ参加した。又各部への周知の為新日本監査法人によるプレセッションに各部署長が参加し、内部統制の考え方についての共有化を図った。 | 内部統制に関する基本的な考え方は共有化できた。今後の課題としては業務文書、業務フロー等の実務レベルの統一化を図る為、各部で協議し内部統制の仕組みを構築していく。 |
| 関東つくば | 財務内容の適正性の確認 ・内部統制をより有効に機能させてゆくためには、その作成プロセスでのチェック体制を強化するとともに、これら内部統制が意図したものとなっているかどうかを常時モニタリングし、問題が生じた場合、適切に是正していく(組織・体制作りが必要であり重要であるので、早急に内部統制の整備を図っていく)。 | ・当行の組織体制を内部統制の観点から見直し、財務報告の信頼性確保のための有効な組織の検討・整備及びこれらの作業と並行して、財務報告書の計数等につき作成段階と検証段階での効率性・信頼性確保のため業務フロー表等の作成 | ・財務諸表の正確性や内部監査の有効性を確保するための対応として内部管理体制のあり方、業務フローの作成などについて関連部署間で協議した。 | 体制整備に向けたスケジュールを立てて、具体的な検討課題や対策等について関係部署との協議によって詰めていく。 |
| 足利 | 継続開示会社に準じ、経営者が有価証券報告書等の記載事項についての適切性を確認できる内部管理体制を早急に構築する。 | (1)有価証券報告書等作成プロセスの分掌規定等の整備 (2)内部監査体制の整備 ・財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準、の進捗状況に対応して、随時修正していく。 | (1)「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」の進捗に合わせた体制整備を図る。 (2)7月、代表者確認書と内部統制の評価報告セミナー実施。 (2)財務諸表作成部署において、情報収集及び財務諸表作成プロセスの整理を実施。 | (1)18年3月決算において、代表者が財務諸表の正確性、内部監査の有効性について確認可能な態勢の構築。 (2)「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」への対応。 |
| 北越 | 財務内容の適正性の確認のため、有価証券報告書にかかる証券取引法確認書の提出を目指し、内部統制強化に向けた推進態勢を整備。 | ・企業会計審議会において検討を進めている内部統制の基本的枠組みを踏まえ、具体的な方針を決定、内部態勢を整備。 | ・内部監査部門の設置、内部監査規程の制定。 ・経理の状況、以外にかかる有価証券報告書作成プロセスの検証、マニュアル作成、資料整備。 ・内部確認書を徴求。 | 今後の課題 ・経理の状況、にかかる有価証券報告書作成プロセス検証、マニュアル作成 ・内部確認書のチェックリスト整備 ・有価証券報告書作成プロセス監査部門の内部監査 |
| 山梨中央 | 財務内容の適正性の確認 1. 財務内容の適正性の確保に向け、取組みを強化する。 2. 有価証券報告書へ証券取引法に基づく「確認書」(以下、「証取法確認書」という)を添付する。 3. 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に基づき、財務報告等に係る内部管理態勢(内部統制)を構築する。 | 1. 内部管理態勢構築プロセスの検討・決定 2. 内部分掌規定、業務プロセス等の文書化・整備 3. 内部管理態勢の整備状況と運用の有効性の評価 4. 内部管理態勢に係る報告書(確認書)の作成 | 1. 「証取法確認書」添付に向けて、具体的な体制整備の図り方について検討 2. 「財務内容の適正性」に係る内部監査に向けて、具体的な実施手法について検討 | 1. 具体的な体制整備として、本部・関連会社を中心に財務報告等に係る業務マニュアルを作成する。 2. 上記1. で作成した業務マニュアルの整備状況・運用状況等に関して内部監査を実施する。 |
| | 統制環境の整備 1. 多様化・複雑化した業務を的確・迅速に処理するため、規定・示達等の命令・伝達ルールおよび意思決定プロセスを改善し、統制環境を整備する。 | 1. 規定・示達に関する基本規定の改定 2. 規定類の整備およびわかりやすさの向上 3. 職務権限規定、各種会議等の見直し | 1. 規定・示達ルールの改定骨子を立案した。 2. 行内LAN(ノーツ)の「規定整備状況一覧」により規定類の整備状況の進捗管理を行った。 | 1. 上期では、規定・示達ルールの主管部原案の策定にとどまった。今後、規定・示達ルールの本部横断的な検討を経て、早期施行をめざす。 2. 意思決定プロセスの改善については、現状把握、問題点の整理を行った。今後、改善案を策定し、組織決定の手続きに入っていく。 |

| 銀行 | 取組方針および目標 | 具体的取組策 | 17年4月～9月の進捗状況 | 進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題 |
|------|---|---|---|--|
| 八十二 | 18年3月期より、経営者が有価証券報告書等において、財務内容の適正性について確認を行う(有価証券報告書に証券取引法の「確認書」を添付する)。 | 財務内容の適正性に関連した内部統制態勢を以下のように整備していく。 ・財務関係計算・報告等の業務手順書の作成・整備 ・本部各部、連結子会社からの内部確認書の徴求 ・内部監査の実施 | ・有価証券報告書等における財務内容の適正性確認のため、本部各部の業務手順書の作成 ・企業会計審議会内部統制部会報告(公開草案)の検討 | 18/3期の有価証券報告書に証券取引法の「確認書」を添付するための体制整備を、17年下期は以下のとおり進めていく。 ・連結子会社の業務手順書の作成 ・本部各部、連結子会社からの内部確認書の徴求 ・外部コンサルを導入し、適正性確認手法(含む内部監査)の検討 |
| 北國 | (1)18年3月期より経営者が有価証券報告書等において、財務内容の適正性について確認を行う。 (2)本部監査部門の更なる高度化を行う。 (3)経営の監督と執行のより明確な分離を行う。 | (1)財務内容の適正性については、外部コンサルティング会社の評価を得た上、更なる高度化に向けて構築を実施する。 (2)本部監査部門については外部コンサルティング会社の評価を得た上、更なる高度化に向けて構築を実施する。 (3)内部管理態勢の高度化等により、経営の監督機能と執行機能の強化を図る。 | ・財務内容の適正性の確認 ・外部コンサルとのコンサルティング契約を締結による推進態勢の整備 ・本部監査部門の高度化 ・「内部監査高度化プロジェクトチーム」の組成 ・内部管理態勢の高度化等 ・内部管理態勢の高度化等、本部の機能強化を目的とした本部機構の改正 | 財務内容の適正性の確認については、実施に向け、当初計画に従い進めてまいります。本部監査部門の高度化については、レビュー結果を踏まえ、具現化に向けてのスピードアップを図ってまいります。 |
| 福井 | ・財務内容の適正性の確保に向けた内部管理体制の整備を図る | 財務報告に係る内部管理体制整備のプロセス決定 ・財務諸表作成に至る決算業務プロセスの流出し ・財務報告資料等の作成プロセスに関する内部分掌規定の整備 ・決算データ報告プロセス、作成資料のチェック体制及び決裁基準の文書化を実施 ・管理部署において業務プロセス(作業マニュアルやチェックリスト等)を文書化 ・内部監査部門における内部管理体制の整備状況確認と有効性評価 | ・決算業務プロセスの文書化スケジュールを決定 ・文書化の具体的手法を検討し、統一フォームを決定 ・本部各部署における決算業務プロセスの文書化に着手 ・連結子会社の経理処理規定整備及び決算業務プロセスの文書化に着手 ・営業店決算報告に係る態勢整備として、決算関係の留意点をチェックリスト化し正確性・網羅性の強化を実施 | ・財務報告資料等の作成プロセスに関する内部分掌規定作成 ・文書(初版)の完成及びレベル調整 ・作成文書の有効性評価及び改善措置 |
| 大垣共立 | 有価証券報告書等において、経営者が財務内容の適切性について確認(可能な限り17年3月期より)証券取引法に基づく確認書の添付に向けて、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準(公開草案)」に基づき、内部統制のあり方について検討を行うとともに、財務内容の適正性の確保に向けた体制を強化する。 | 同左 | ・17年3月期の有価証券報告書に、東京証券取引所の適時開示規則に基づく「有価証券報告書の適正性に関する確認書」を添付。 ・18年3月期における証券取引法に基づく確認書の添付に向けて、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準(公開草案)」に基づき、内部管理態勢の検討に着手。 ・今後も、あずさ監査法人による勉強会等を含め、具体的対応策の検討を実施する。 | ・18年3月期における証券取引法に基づく確認書の添付に向けて、内部統制の強化に向けた具体的検討を進めていく。 |
| 静岡 | (1)グループガバナンス強化およびグループ経営システムを標準化 (2)平成18年3月期より、経営者が有価証券報告書等の財務内容の適正性について確認を行い、証券取引法に基づく「確認書」を添付できるよう、内部統制体制を整備 | (1)連結経営に対応したグループ管理会計を構築するとともに、グループにおける内部監査機能の強化、グループ会社を対象とした業績評価制度の整備等、連結経営管理体制を強化 (2)グループにおける組織体制や業務プロセス、システムインフラの標準化など、経営システムを標準化 (3)財務内容の適正性を確保するため、内部管理体制を以下のとおり整備 ・財務報告等作成プロセスの文書化 ・本部・連結子会社からの内部確認書の徴求 ・内部監査部門による財務報告等の監査の実施 | (1)グループガバナンスの強化を図るため、「グループ代表者経営連絡会」を設置 (2)「グループ代表者経営連絡会」の事務局として、またグループ会社との組織的な連携を強化するため、経営企画部内に「グループ会社戦略室」を設置 (3)月次の連結収益管理を実施、統合リスク管理会議にて還元 (4)グループ会社を対象に「連絡会」を設置し、頭取、副頭取による業務運営状況の確認と指導を実施 (5)グループ会社に対しインターネット管理システムを構築 (6)本部各部の財務報告等作成手順書・チェックリスト等の作成・整備 (7)監査部による有価証券報告書の作成プロセス監査実施 (8)有価証券報告書の適正性に関する確認書の東京証券取引所宛提出を実施、監査法人による企業会計審議会内部統制部会公開草案に関する、銀行・連結子会社役員等幹部社員向けセミナー開催 (9)連結子会社からの内部確認書を徴求 | ・グループガバナンスの強化およびグループ経営システムの標準化に向けた諸施策にスケジュールどおり取組み、連結経営管理体制を強化 また、有価証券報告書の適正性に関する証券取引法上の確認書添付のための内部管理体制整備についてもほぼ計画どおりの進捗状況 今後、引き続きグループ全体のガバナンス強化、内部管理態勢強化に取組むとともに、平成18年3月期からの有価証券報告書の適正性に関する証券取引法上「確認書」提出を行うべく、体制を整備 |
| スルガ | 1.経営戦略のスピード化と明確化を図るために、より実効性のあるコーポレートガバナンスの構築を重要課題として、「コンプライアンス」、「ディスクロージャー」、「アカウンタビリティ」、「リスクマネジメント」の充実によりお客さまをはじめとするステークホルダー重視の経営を構築 2.会計監査人の独立性を監視し、関連部署に定例報告を求め、監査の実効性を向上 | 1.経営者の有価証券報告書等における財務内容の適正性の確認実施 2.市場規律の発現に向けた金融機関としての情報開示 3.CSRへの取組み実施 4.行動規範の徹底 5.監査役は取締役の意思決定プロセスを監査 | 1.17年3月期有価証券報告書の適正性に関する確認書を東京証券取引所へ提出 2.17年3月期の有価証券報告書の作成プロセス監査を実施(6月) 3.内部統制確立のための社内プロジェクトの立ち上げ 4.CSRとして 環境への取り組み 文化スポ・ツ、教育支援活動 福祉支援活動を実施 2005静岡興業(株)サッカー・選手権大会協賛他 | 1.監査実施による改善事項のモニタリングを継続実施し、有価証券報告書作成に係る態勢強化 2.財務報告に係る内部統制の体制整備については、社内にプロジェクトチームを発足、事業目的達成上の諸課題を把握し、組織の統制環境が整っているかの確認作業を継続実施 |
| 泉州 | ・18年3月期より、経営者が有価証券報告書等において、財務内容の適正性について、確認を行う。(18年3月期の有価証券報告書に確認書を添付する。) | 現在、進めている内部統制評価手続の整備を18年3月までに完了させる。 | 経営企画部内に専任者を1名任命。 ・内部監査部門・関係部との連携のもと、業務プロセス等の文書化とその有効性評価テスト(整備状況、運用状況)を実施。 | 1分析・評価 ・業務プロセス等の文書化とその有効性評価テストについては、計画通りに実施。 1今後の課題 ・有効性評価テストの結果を踏まえ、不備の特定と改善作業を実施し、文書化シートを完備。 |
| 但馬 | 財務内容の適正性についての検証を強化します。 | 財務内容の適正性についての検証を強化するとともに、開示内容の充実にも努める。 | 財務諸表等の作成については、所管部署がその業務を分担して行うとともに、内部監査を実施して適切性に努めた | 財務内容の適正性についての検証体制をより強固なものにするため、事務分掌、検証体制および監査体制を整備する |

| 銀行 | 取組方針および目標 | 具体的取組策 | 17年4月～9月の進捗状況 | 進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題 |
|------|---|---|---|--|
| 山陰合同 | ・18年3月期の有価証券報告書からの添付を目標に、喫緊の課題として体制整備を図る | ・有価証券報告書作成にかかる業務・開示プロセスを分析し、その文書化を図る。 さらに、検証のためのチェックリストを作成する ・内部監査部門による検証を的確に行なうため、監査マニュアルの作成により有効性を高め、検証体制を整備する ・文書化したルールに基づき作成されているかをチェックリストで確認し、基礎データを作成した行内・グループ内の責任者から「内部確認書」を代表者あて提出するよう求め、責任の所在を明確化する | ・監査法人によるコンサルティング導入を決議し、契約を締結 ・関連会社役員向け説明会を実施 ・当行・関連会社の決算関係担当者向け説明会を実施 ・各部・各社の業務フローを文書化する「チェックリスト」等の様式制定 ・「半期報告書」をベースに具体的な作業を試行する計画を策定 | ・レベル毎の説明会を実施することで、制度への理解を深めた ・コンサルティングを導入することで、構築する内部統制の客観性を高めることが可能 ・今後は、平成17年9月期半期報告書をベースに、業務フローの文書化等、具体的作業を進め、平成18年3月期の有価証券報告書における内部統制評価の体制構築を効率的に行う ・作業のスケジュールを的確に把握し、限られた期間内での作業の有効性を確保すること、および有効な内部監査態勢の確立が課題 |
| 中国 | 18年3月期を目標に内閣府令上の経営者による有価証券報告書の適正性に係る確認書について、18年3月期提出開始を目標に提出態勢整備を行います。 | 経営者が財務内容の適正性について確認を行うために、各部署の決算事務内部確認フロー書を高度化します。 | ・各社長・各部署長に対して決算計数算出における内部確認書の提出の指示。 ・各部署に対して決算計数算出手順書作成の指示。 | ・18年1月を目標に各部署が決算計数算出手順書を作成します。 ・18年3月末を目標に手順書を精査予定です。 ・当該手順書に基づき、監査部による18年3月期決算に対する監査を実施予定です。 |
| 広島 | 内閣府令に基づく有価証券報告書に関する「確認書」の添付に向けた態勢を整備（平成18年3月期目処） | 有価証券報告書にかかる作成業務のマニュアル化等、統制に関する文書化の実施 内部確認書、制度の充実 内部監査による検証制度の拡充 | 有価証券報告書作成及び本部決算手順に関するマニュアルの作成に着手するとともに、推進態勢について検討を実施 | 平成17年度上期には、「有価証券報告書作成マニュアル」、「本部決算マニュアル」の作成に着手した。 平成17年度下期には、マニュアル類の完成、「内部確認書制度」における新手法の導入、内部監査手順の制定等を実施し、平成18年3月期の有価証券報告書において内閣府令に基づく「確認書」添付を目指す。 |
| 百十四 | ・企業会計審議会の動向を注視しつつ、内部統制の整備を行います。 ・18年3月期を目標に、有価証券報告書等に経営者の「確認書」を添付いたします。 | 有価証券報告書等に記載された財務内容の適正性について、経営者が確認できるような策定プロセスの文書化を順次進めるとともに、基礎データの検証体制の構築、内部監査の実施等を行います。 | 有価証券報告書・半期報告書作成手順書に基づき17年3月期の有価証券報告書について以下の施策を実施いたしました。 ・責任部署の明確化 ・責任部署における「チェックリスト」による基礎データの検証体制の構築 ・責任部署の責任者から頭取宛に「内部確認書」を提出 ・責任部署における業務体制・業務プロセスの適切性について内部監査を実施 | 当初計画どおりの進捗状況となっています。 ・17年度下期、上期に対象外とした有価証券報告書の「経理の状況」について上期と同様の施策を実施予定です。 ・「財務内容の適正性に係る内部統制」の態勢整備をするため、17年下期より監査法人のコンサルティングを受ける予定です。 |
| 佐賀 | 以下の項目を各部門が遵守するとともに、経営者による監視態勢を強化する。 ○平成17年6月の「有価証券報告書の適正性に関する確認書」に記載した適正とする確認・検証態勢の3根拠の実効性向上を図る。 ・業務分担及び責任部門を明確化し、各責任部門における適切な業務態勢を構築する。 ・重要な経営情報を取締役会へ適切に附議・報告する。 ・会計監査人による重要な指摘事項の有無を確認する。 ○「内部監査部門」の検証態勢への取組みを行う。 | ○財務情報のエビデンス、責任の所在、及び各部署間の相互チェックの厳格化及び明確化 ○重要な経営情報について、取締役会、常務会、経営会議等への附議等 ○会計監査法人による監査意見を反映した有価証券報告書作成 ○財務情報に係る内部監査部門の選定、マニュアル化 ○「内部監査部門」の検証；を中心に、有価証券報告書の適正性に資する記述の充実、実効性の向上 | ○平成17年12月の半期報告書における東証あて「有価証券報告書の適正性に関する確認書」の確認・検証準備を行った。 ○平成18年3月期より金融庁あて確認書を提出すべく、財務情報のエビデンス、責任の所在、及び内部監査部門のありかたについて検討中である。 ○今後、上記の進捗に応じて、有価証券報告書の適正性に資する記述を、実効性を伴う形で充実していく。 | ○平成18年3月期より提出予定の有価証券報告書の適正性に係る金融庁あて確認書提出についてに関して、当行が取り組むべき「財務報告に係る内部統制」構築の一部と位置づけし、態勢の整備の一部と位置付けし、総合企画部として計画に取り組んだを図っていく。 ○独自のならぬ有効性確保のため、監査法人系コンサルの利用等、検討を要する。 |
| 大分 | 1. 有価証券報告書に証券取引法上の確認書を添付するための内部統制を構築します。（平成18年3月期を目標） 確認書は財務諸表等が適正に作成されていることを代表者自身が確認した旨記載するもので、内部統制は財務諸表等が適正に作成され、その確認を行うための仕組みをいいます。 | 1. 財務報告の信頼性に係る内部統制を構築するため、プロジェクトチームを組織し、外部コンサルティングを導入、その指導・助言を受けながら、全行的な取組みを行います。 | 1. 8月に「財務報告の信頼性に係る内部統制構築のための専任事務局」を総合企画部収益管理室に設置、経営監査部等と協同して取り組みを開始しました。事務局により、証券取引法上の確認書対応のため内部統制全体のフレームワークを策定し、実務作業に着手しました。 | 1. 「確認書」（代表者確認書）提出に必要な内部統制構築のための「財務報告に係る内部統制構築委員会」及び「財務報告に係る内部統制構築プロジェクトチーム」を組織します。 完成した内部統制の評価シートによる自己評価を本部・営業店で実施し、その有効性について事務局でモニタリングし、内部監査部署で評価シートによる評価が正しく行われているか検証します。 |
| 宮崎 | 1. ディスクロージャーの更なる信頼性を確保するため、内部統制の充実を図る。 | 1. 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（公開案）をベースに、今後の動向を踏まえ検討を進める。 | 平成17年6月15日～16日、監査部にて有価証券報告書の検証を実施。 | 平成18年3月決算期からの「確認書」提出に備えて、有価証券報告書作成に係る内部統制を整備すると共に、より効果的かつ実効性のある監査を実施するため監査手法及び監査要領等の見直し・充実を図る方針。 |
| 鹿児島 | ・財務報告にかかる内部統制、特に有価証券報告書作成プロセスに関する整備に向けた取組みの強化を図る。 | ・証券取引法に基づく確認書の添付に向けての体制整備 ・企業会計審議会から公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（公開案）に基づく「財務報告に係る内部統制の整備検討（過時開示体制の整備、開示統制の重点評価・整備、行内・グループ内での確認制度確立、内部監査体制整備等） | ・財務報告に係る内部統制構築の専門家である監査法人による行内向けの説明会を開催 ・総合企画部を中心に有価証券報告書作成プロセスに関する態勢構築の進め方を検討中 | ・計画通り進捗しており、有価証券報告書作成プロセス分析表の作成、内部確認制度の確立、内部監査部門による検証等について検討中 ・11月からは監査法人によるコンサルティングを導入 |

(4) 法令等遵守(コンプライアンス)態勢の強化

| 銀行 | 取組方針および目標 | 具体的取組策 | 17年4月～9月の進捗状況 | 進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題 |
|------|--|--|---|--|
| みちのく | <p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 営業店における不祥事件等の発生のため、法令等遵守状況の点検の強化、また、実効性を高めるための教育の実施等、法令等遵守態勢をさらに強化する。</p> | <p>監査部署の営業店舗時に、コンプライアンス・チェックリストの点検や法令等遵守に対するヒアリングを厳格に行うことにより、営業店の法令等遵守状況の点検強化を図る。</p> <p>また、全店に配置しているコンプライアンス責任者及び管理者に対する研修等や、本部担当部署の店舗により、営業店における法令等遵守のためのさらに強力な意識付けを行う。</p> | <p>本部部長及び営業店部長用の「コンプライアンス・チェックリスト」について、信憑性向上を意図し内容の一部変更及び追加を実施。運用においても、コンプライアンス管理者の一次チェックをコンプライアンス責任者が最終チェックを行うこととし、四半期報告を月次報告に変更、信憑性の確認について、業務規程違反や苦情等の報告と照らし合わせた検証を実施。</p> | <p>各部主催の研修にコンプライアンス統括部より講師を派遣し、その中で、不正事件防止と個人情報保護の重要性を中心に法令等遵守の浸透を図る。</p> <p>営業店における法令等遵守態勢の強化を図ることを目的に設けられた「コンプライアンス点検制度」を下期より本格的に再開し、店舗によるコンプライアンス指導を図っていく。</p> |
| 東北 | <p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 個人情報保護法の施行に伴い、本法及びその他関連法令等を遵守し、個人情報の適正な管理・取扱いを確保するため、以下の施策に基づき推進を図る。 ・顧客情報の厳正な管理 ・パソコン管理規定の見直し ・顧客情報の管理徹底 ・還元帳票の見直し ・外部委託先への監査 ・個人情報の厳正な取扱いの徹底 ・個人情報の取扱いに関するルールの徹底 ・個人情報の厳正な取扱いの徹底</p> | <p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 ・パソコン管理規定の見直しによる電子媒体、パソコン、パスワード、ネットワークの管理強化 ・事務検査時、業務監査時における管理状況の確認実施 ・営業店への還元帳票の見直しや保存期限の見直し実施 ・個人情報を取扱っている外部委託先への監査実施 ・渉外業務等における個人情報の取扱いに係るルールの徹底 ・本部主催の集合研修時に個人情報の厳正な取扱いについて徹底</p> | <p>パソコン管理規定の見直し ・改定の作業中(平成17年12月改定予定) 検査時、監査時における個人情報管理状況の確認 ・経営監査による内部監査において管理状況の確認を実施(当部を除く(全部室)) ・経営監査部による事務検査において管理状況の確認を実施(17ヶ店、本部2部署、関連会社1社) ・外部委託先への監査 ・経営監査部による監査を実施(平成17年6月1社、7月1社) ・還元帳票の見直しや保存期限の見直し ・営業店への還元削減や保存期限の見直し及び保存帳票管理一覧表の作成作業中文書の外部への持ち出しに関するルール策定 ・ルール化について検討中(平成17年11月徹底予定) 集合研修時の個人情報に関する厳正な取扱い徹底 ・各種研修時に情報に関する取扱いの徹底を実施 「コンプライアンス関連の研修実施状況」参照</p> | <p>情報の管理については、個人情報保護法の施行以降厳正な取扱いが浸透しているものの、事務検査店舗において一部店舗で、保管庫の未施錠等情報管理の不適が見受けられる。今後も引き続き、研修や内部監査・事務検査等により情報管理の徹底を図ってまいります。</p> |
| 山形 | <p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 1. 行員の意識向上に向けた各種施策の反復・継続実施 2. 法令等遵守状況の点検に関する定期的な見直しと効果的な点検の実施、内容の充実</p> | <p>1. コンプライアンス・プログラムの継続実施 2. 内部点検、監査部監査の継続実施と点検内容の定期的な見直し</p> | <p>1. コンプライアンス・プログラムの実施(CS向上への取り組み強化)、「顧客情報の管理」態勢の強化を必須課題に設定 2. 個人情報保護関連規程を始めとする情報セキュリティ関連規程の勉強会実施</p> | <p>1. コンプライアンス統括部門の総合企画部によるプログラム実施状況や進捗状況等に関する指導店舗の実施 2. 本部からの題材提供等とおしたコンプライアンス・プログラムの継続実施 3. 内部点検、監査部監査の継続実施と改善が必要な点に関するチェック項目の見直し</p> |
| 東邦 | <p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 法令遵守担当者による「店内のコンプライアンス自己点検」の継続と検査部監査時における法令等遵守状況の監査 法令遵守委員会・法令遵守小委員会の開催による、体制の見直しや再発防止策等の検討 研修・通信講座の実施によるコンプライアンス意識の醸成 コンプライアンス報告制度の有効性向上に向けた取組み</p> | <p>自己点検については、「店内のコンプライアンス自己点検」の実施要領に基づき実施する。 検査部監査については、内部管理態勢チェックリストに基づき実施する。 法令遵守委員会・法令遵守小委員会での審議により、問題点の洗い出し・再発防止策の検討を行う。 法令遵守委員会におけるコンプライアンスプログラムの見直し 現在の研修・通信講座の内容を再検討した上で継続実施し、コンプライアンス意識を醸成していく。 コンプライアンス報告制度における報告の窓口として、外部機関(顧問弁護士等)を追加するとともに、Eメールによる報告手段の拡充を図る。</p> | <p>法令遵守担当者による「店内のコンプライアンス自己点検」を実施するとともに、監査部による内部管理態勢チェックリストに基づく法令等遵守状況の監査を開始。 コンプライアンス報告制度を見直し、報告窓口に外部受付窓口(顧問弁護士)を追加。 コンプライアンス統括部署とリスク管理統括部署の連携強化の観点から、総務部「法務室」をリスク管理統括部署である総合企画部内へ「コンプライアンス統括室」として移管し、法令等遵守統括態勢の更なる高度化を図った。</p> | <p>コンプライアンスの意識については、期初の支店長会議における代表取締役の訓示を初め、毎月勉強会・コンプライアンスの自己点検の実施等により徹底を図ってきている。 コンプライアンス報告制度については、上期に前倒しで改正を行い示達した。今後は、電子手段の導入について検討する予定。 コンプライアンス統括部署とリスク管理統括部署の連携強化を図る観点から、総合企画部にコンプライアンス統括室を設置する本部組織改正を行いコンプライアンス統括態勢が強化されたが、今後は、コンプライアンス意識の更なる徹底のために、各部門との一層の連携が必要である。</p> |

| 銀行 | 取組方針および目標 | 具体的取組策 | 17年4月～9月の進捗状況 | 進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題 |
|-------|--|--|---|--|
| 関東つくば | <p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等</p> <p>・コンプライアンス委員会、各運営小委員会の活動を通して当行のコンプライアンス面の課題・問題点を洗い出して、コンプライアンス遵守態勢の改善を図る。</p> <p>・コンプライアンス・プログラムの策定と実践を通して不祥事件等の未然防止を図る。</p> <p>・不祥事件未然防止に向けた監査の実施と不祥事件の分析に基づく改善策の実施</p> <p>・自店検査に実効性確保、厳正な実施</p> | <p>年度コンプライアンス・プログラムの策定と実践</p> <p>・顧客情報漏洩等防止、¹「リスク商品取扱に関する法令・諸規則等の遵守」、²「不祥事件等未然防止」の統一年度テーマ設定</p> <p>・四半期ごとのコンプライアンス・チェック実施</p> <p>・事故防止対策小委員会活動等によるコンプライアンス違反事案への対応、改善策の実施</p> <p>・コンプライアンス研修、オフィサー会議（不祥事件事案等の還元等）、コンプライアンス関連通信講座・検定試験の実施、コンプライアンス・ガイダンス発行等による啓蒙、自己啓発</p> <p>・コンプライアンス関連委員会等の運営充実</p> <p>・監査部による早期検査の強化</p> <p>・特に改善を要する項目および「自店選択項目」の新設</p> <p>・営業店総合業績評価への反映</p> <p>・自店検査結果のフォローの実施</p> <p>・チームコンプライアンス・オフィサー（営業部店・本部の各部店長）によるコンプライアンス態勢の率先垂範</p> <p>・監査部総合検査、経営管理部臨店によるコンプライアンス体制の検証・モニタリング</p> <p>・監査部等関連部との連携に基づく（経営管理部のコンプライアンスにかかる情報の把握・一元管理</p> <p>・事務指導Gを中心として、臨店指導の実施強化</p> | <p>・17年度コンプライアンス・プログラムの実施（¹顧客情報等漏えい等防止、²「リスク商品取扱に係る法令等遵守」、³「不祥事件等未然防止」を統一年度テーマとして設定）</p> <p>・17年度第1～第4半期コンプライアンス・チェック実施</p> <p>・中堅行員コンプライアンス研修（当行・他行コンプライアンス違反事例等）実施</p> <p>・派遣スタッフコンプライアンス研修実施</p> <p>・コンプライアンス・ガイダンス毎月発刊</p> <p>・コンプライアンス・アドバイザー臨店実施</p> <p>・事故防止対策小委員会によるコンプライアンス違反事案への対応、改善策を実施</p> <p>・不正・不祥事件・事故の発見、防止を目的とした早期検査実施</p> | <p>・コンプライアンス体制としては整備されたが、運用面について実践面で各営業部店・本部各部における優先順位を上げていく必要がある。このためには、研修・会議等あらゆる機会を通して啓蒙を図っていくことが必要と考えている。</p> <p>・各部店における法令遵守体制についての監査を実施した。今後も不祥事件・事故防止に向けた監査を実施していく。</p> |
| | <p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保</p> <p>・還元帳票等の保存期間の明確化（含む保存期間の見直し）</p> <p>・各所管部における顧客情報管理態勢の改善策検討</p> <p>・安全管理措置の整備（特に技術的安全管理措置）</p> <p>・サブシステムやパソコンレベルのアクセス管理等の対応計画</p> <p>・FAX、コピー、印刷物のセキュリティ管理（運用面のルール見直しも含む）</p> <p>・文書保管状況の改善</p> <p>・金庫室・書庫等の整理、外部倉庫の整理</p> | <p>・本部各々が営業店や他の部署に配付している帳票類を洗い出し、保存期間を明確化する。 「帳票等洗い出しシート」</p> <p>・本部各々が所管する業務で顧客情報管理態勢の改善策を検討する。</p> <p>・「各部署における顧客情報（個人情報等）管理態勢の改善策シート」</p> <p>・COM元帳の本部集中管理化</p> <p>・FAX誤送信防止システム</p> | <p>・セキュリティリターを改正(17.6.3)</p> <p>・顧客情報管理規程を改正(17.6.3)</p> <p>・COMの本部集中保管を実施。（17年8月末本部集中済）</p> <p>・COM元帳の本部集中化を実施</p> <p>・個人情報一斉点検不備事項に係る改善策取りまとめを実施（個人情報管理台帳、還元帳票の見直し、営業部店内整理等）</p> <p>・個人情報委託先監督基準に基づく個人情報委託先にかかる委託契約先のチェック実施</p> <p>・個人データ点検および監査規程（含む自店検査）を制定</p> <p>・コンプライアンス・オフィサー会議（個人情報一斉点検実施結果還元と改善策）を開催</p> | <p>・個人情報保護関連規程等は整備したが、還元帳票、個人情報管理台帳の整備など文書保管状況の改善が今後の検討課題である。</p> <p>・不注意による軽微な顧客情報漏えい等事案が散見されるため、個人情報取扱についての保護意識の向上を研修・会議等により引き続き図っていく。</p> |
| 足利 | <p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等</p> <p>(1)新しい法制度、事務手続が制定される都度、自店検査の見直しを適宜行い、事務リスクの軽減、法令等遵守への厳格な取組みを行う。</p> <p>(2)引き続きあらゆる機会を通してコンプライアンス基本方針、コンプライアンス・マニュアルの徹底を図るとともに、地方銀行協会主催「コンプライアンス担当者（次長クラス）検定試験」を活用した、法令等遵守担当者（次長クラス）のレベルアップを図る。</p> <p>(3)説明責任・個人情報保護に関する検証・改善に向けた監査部との連携強化。</p> <p>(4)コンプライアンス部会とコンプライアンス会議の継続的な開催。</p> | <p>(1)半年毎の法令等遵守担当者（次長クラス）の連絡会実施等、営業店に対する継続的かつ効果的な啓蒙と周知徹底。</p> <p>(2)定期的な自店検査内容の見直し。</p> <p>(3)年度毎のコンプライアンス実践計画（コンプライアンスプログラム）の策定・実践。</p> <p>(4)コンプライアンスへの積極的な取組に対する営業店業績評価への反映。</p> | <p>(1)9月、自店検査項目にリスク商品の厳正な取扱徹底のため、証券等監視委員会の検査項目を重視した「リスク商品の取扱状況」、「個人情報管理態勢に係る一斉点検」の2項目追加。</p> <p>(2)9月、法令等遵守担当者連絡会議実施。</p> <p>(3)監査部門の総合検査で説明責任・個人情報保護態勢に問題のあった営業店の指導、全行的な説明責任・個人情報保護法の取扱いの見直し等を随時実施。</p> | <p>(1)当初計画通り進捗、引き続き様々な手法を活用し、着実なレベルアップを図る。</p> <p>(2)リスク商品の厳正な取扱徹底のための態勢作りはスケジュール通りに進捗したが、より厳正で実効性の高い態勢を確立するため、関係部門との連携を一層深めていく。</p> |
| | <p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保</p> <p>(1)全行員の継続的教育の実施。</p> <p>(2)適切な顧客情報の管理・取扱いに関する監査体制の強化。</p> <p>(3)技術的安全措置の継続的強化。</p> | <p>(1)行内通達や理解度テスト、研修等を通じた行員教育の実施。</p> <p>(2)個人データ取扱状況に関する特別点検の実施。</p> <p>(3)行内イントラネット接続における個人ID化。</p> <p>(4)還元資料の電子化やコムフィッシュの本部集中化等による技術的安全管理措置の一層の強化と顧客情報管理態勢の徹底。</p> | <p>(1)全店一斉コンプライアンス理解度テストを2回実施。また、職場内研修の必須項目に個人情報保護法関連追加。</p> <p>(2)5月、個人情報取扱状況に関する特別点検実施。</p> <p>(3)6月、行内イントラネット接続における個人ID化実施。</p> <p>(4)7月、「情報漏えい防止マニュアル」制定。</p> <p>(5)7月、個人情報保護法対応休日研修実施。</p> | <p>(1)行員に対する研修・教育の実施についてはスケジュールどおり進捗、引き続き各種集合研修や構内イントラネットを活用した教育を継続するとともに、手法・内容を見直し、有効性の向上を図る。</p> <p>(2)個人情報保護法に関しては、安全管理措置の着実なレベルアップを継続。特に、技術的安全措置については、計画に沿った態勢強化を確実に進めていく。</p> |

| 銀行 | 取組方針および目標 | 具体的取組策 | 17年4月～9月の進捗状況 | 進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題 |
|------|--|--|--|--|
| 第四 | <p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 営業店でのチェック機能向上による抑止力強化 営業店を補完する検証態勢の強化 重層的なモニタリング態勢の強化 啓蒙活動によるコンプライアンス意識の醸成</p> | <p>チェック機能の向上 ・全店対象の「法務チェック担当者研修」実施 ・コンプライアンス・チェックリストの見直し ・検証態勢の強化 ・複数店を所管するコンプライアンス・オフィサー導入の検討 ・モニタリング態勢の強化 ・監査役・監査部・コンプライアンス室の情報交換の強化 ・コンプライアンス・リスク管理両委員会の連携強化を通じた未然防止体制の構築 (異例事項の再発防止策をリスク管理委員会で検討する) 啓蒙活動 ・全階層別研修でのコンプライアンス研修の実施 ・パート従業員を含めた店内研修の実施</p> | <p>全店を対象とした「法務チェック担当者研修」を実施 情報管理の徹底のため、「個人情報漏えい防止セルフチェックリスト」を制定し全店配布 コンプライアンス・チェックリスト改訂 全階層別研修でのコンプライアンス研修の実施 「個人情報保護法」に関する教材を提供し、全店でパート従業員を含めた店内研修を実施</p> | <p>コンプライアンスマニュアルについては、個人情報保護法関連の内容強化と全銀協の改訂「倫理憲章」等を織り込み、17年度下期中に改訂する予定 情報管理を中心にコンプライアンスの徹底を実施、引き続き情報管理の重要性の啓蒙に注力</p> |
| | <p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 情報漏えい防止に向けた態勢の構築 顧客資料・還元資料の抜本的な見直し パート従業員を含めた広範かつ多面的な啓蒙活動</p> | <p>情報漏えい防止態勢の構築 情報漏えい防止ソフト導入 顧客・還元資料の見直し ・還元資料の削減(当座?削減を目標) 顧客資料の保存期間・取扱いの明確化 ・還元資料の顧客宛郵送業務の外部委託化 広範・多面的な啓蒙活動 ・長期在籍パート研修における情報管理の集中講義の実施 全階層別研修における情報管理講義の実施 ・PSM(プライバシー・セキュリティマネージャー)等行外関連資格の取得推奨 e-ラーニングによる研修の充実</p> | <p>e-ラーニングによる「個人情報保護法研修」を実施 在籍7年以上のパート従業員約400名に対し、コンプライアンスとCSに特化した集合研修を実施 PSM検定に約370名が合格 営業店向け還元資料を抜本的に見直し、84種類を削減(全体の22.6%)。また、各資料の保存期間を明確化し整理を促進 全ての階層別研修で情報管理徹底を中心としたコンプライアンスに係る講義を実施</p> | <p>17年度下期については、情報管理意識の浸透と共に、漏えい防止に向けたより具体的な対応策を併行して実施する方針 不要資料の削減の洗い出し等、今後も具体的な情報管理策に注力 長期在籍パート従業員との集合研修は、コンプライアンスの重要性を再認識する機会として有効であり、今後も継続的に実施予定</p> |
| 北越 | <p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 これまでの取組を一層強化し、全行員に法令等遵守の意識を徹底させるとともに、多重チェック体制の確立を図る。</p> | <p>実地検査および自店検査の検査項目および検査手法の見直し、 法令遵守担当者によるチェック項目及び自己点検項目の見直し、 各種研修における講座内容の見直し、 公益通報者保護法の施行に合わせた内部通報制度の充実による相互牽制機能の強化。</p> | <p>法令遵守担当者によるチェック、全行員の自己点検について、項目の見直しを検討中、 17年度下期から実施。</p> | <p>内部監査態勢の整備の中で、営業店に対する点検についても、内部監査的な視点からの検査項目や手法の見直しを行うなど、営業店検査における監査機能の拡充・強化を図る。</p> |
| | <p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 これまでの取組を一層強化し、顧客情報の漏えい防止に努めるとともに、役職員の情報管理に対する意識の徹底を図る。</p> | <p>顧客情報の漏えい防止のための安全管理強化 顧客情報の持ち出し管理強化 FAX取扱い管理強化 パソコン等の管理強化 店舗入退店の管理強化 役職員の情報管理に対する意識の徹底 行内研修等における情報管理をテーマとした講義の実施 全行員を対象とした自己点検の実施</p> | <p>顧客情報漏洩防止にかかる安全管理強化策実施。 FAX取扱い、顧客情報の持ち出し、パソコン、店舗入退店など管理強化 全行員を対象に個人情報取扱いに関する自己点検(6月、9月)を実施、情報管理に対する意識の徹底を図った。</p> | <p>FAX誤送信等漏洩事案は減少しており、管理強化策の実施に伴う成果は着実に現れている。 引き続き、安全管理の強化と意識の徹底を図る。</p> |
| 山梨中央 | <p>1. 営業店に対する法令等遵守状況の点検を強化し、法令等遵守への取組を一層高める。 2. 適切な顧客情報の管理・取扱いを徹底する。</p> | <p>1. コンプライアンス・プログラムの重点目標に「風通しの良い職場づくり」を掲げ、継続的に良好なコミュニケーションづくりの意識付けを行うことで、職場での相互点検による不祥事の防止を図る。 2. コンプライアンス・チェックシートにより、重要な法律への対応状況についての自己点検を継続実施する。 3. 顧客情報の取扱いに関する点検シートにより、自己の情報管理に対する取組み姿勢をチェックすることを継続する。 4. 研修会議等、様々な機会を使って、適切な顧客情報管理を徹底する。</p> | <p>1. コンプライアンス・チェックシートで「風通しの良い職場づくり」「個人情報保護」に係わる項目を中心に、上期中3回自己点検を実施した。また、監査部の臨店検査による検証を行った。 2. 顧客情報管理態勢の実効性を点検すべく「顧客情報の取扱いに関する点検シート」により、全店点検を行った。</p> | <p>1. 点検結果および良好な取組事例をコンプライアンス委員会に報告するとともに全店還元し、意識の向上を図った。今後も継続実施していく。 2. 上期中においても、更なる制度改正が行われているため、点検項目の見直しを行っていく。</p> |

| 銀行 | 取組方針および目標 | 具体的取組策 | 17年4月～9月の進捗状況 | 進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題 |
|-----|---|--|---|--|
| 八十二 | <p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等法令遵守のための取組み ・法令等遵守事業への対処・再発防止策の検討等を協議・答申する機関の設置検討。 ・法令等遵守の観点からオペレーショナルリスク情報を活用した検査手法の策定。</p> <p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 ・顧客情報の保管・管理態勢を整備し、漏えい等の防止を図る。 ・個人情報の取扱いに関する実務上の傾向的ワークポイントについて、職場研修等により徹底を図る。 ・技術的安全管理措置について、ロードマップに基づき着実に対応を図っていく。</p> | <p>・17年上期中に、法令等遵守事業への対処・再発防止策の検討等を協議・答申する機関(経営層を含む)の設置を検討する。 ・17年下期中に、法令等遵守事業の収集・分析体制を整備し、関係部との連携を強化する方策を検討する。(連絡会の開催等) ・17年度は、検査方針で部店管理検査において法令等遵守に関する配点を高くし、チェックポイントを明確にして実施する。 ・19年度本格実施にむけて、法令等遵守の観点から新BISに基づくオペレーショナルリスク情報を活用した検査手法を18年度までに検討する。</p> <p>・関連規程の見直しより顧客情報の保管・管理方法をより具体化し、内部点検(自店検査)による存否確認の対象範囲を拡大する。 ・支店長会議等の役員訓示で、顧客情報管理者である部店長の役割を再徹底し、部店長の率先垂範による態勢を強化する。 ・個人情報の取扱いに関する習熟度テスト、および傾向的ワークポイントの解説ビデオによる職場研修を実施するほか、各種集合研修等による役職員への教育を継続実施する。 ・個人情報の取扱いに関する示達運用事項の規程・基準化を進め、内部点検(自店検査)による点検体制を強化する。 ・分散システムを中心とした技術的安全管理対応について、対応ロードマップに基づき着実に対応していく。</p> | <p>・コンプライアンスおよびオペレーショナルリスク管理に係る基本方針、重要事項等を協議・決定する経営層による機関、ならびにその前段階で組織横断的に協議する新たな機関の設置を決定 ・リスク情報報告基準の見直しとリスク情報報告システム稼働に向けた準備 ・不祥事件防止の観点から動態、面接を含めた検査手法を見直し(継続中)</p> <p>・経営計画会議、17年度下期支店長会議の役員訓示での徹底 ・全役職員(パート等を含む)を対象に、個人情報の取扱いに関する習熟度テスト、および解説ビデオによる職場研修を実施 ・個人情報の取扱いに関する示達運用事項の規程・基準化進捗 ・個人データ台帳の見直し実施 ・関係規程(事務総則)の改正(簿書の保管管理方法の明確化) ・内部点検への点検項目の追加 ・48店舗で個人情報保護法対応の特別部分検査を実施 ・リスク統括部に対し同法遵守状況のテーマ検査を実施、遵守状況を検証 ・還元帳票管理体制の見直しに着手</p> | <p>・新機関(経営層によるコンプライアンス・オペレーショナルリスク会議、本部部所室長によるコンプライアンス・オペレーショナルリスク管理委員会)の設置(17年12月予定)。 ・オペレーショナルリスク情報の報告基準を明確化。リスク情報報告システム(新たに稼働)による、リスク情報の収集・分析を開始する(17年12月開始)。 ・不祥事件防止の観点から、不正の兆候発見、法令遵守状況の検証に重点をおいた新検査手法を17年下期策定、新手法による検査を18年度より開始する。 ・オペレーショナルリスク情報のモニタリング開始と活用状況検討(18年度上期中)。</p> <p>課題対応は概ね計画通り進捗、今後は次の対応を進める。 ・イメージ集中保管システムの内容検討、集中保管の運用方法検討(18年上期) ・営業店(一部店舗)保管文書の集中保管検討(17年度下期中) ・対応ロードマップに基づき(システムの技術的安全管理措置への対応 ・個人情報の取扱いに関する示達運用事項の規程・基準化の継続 ・還元帳票管理体制の見直し ・総合検査の中で継続して遵守状況を検証していく。(新手法の確立)</p> |
| 北陸 | <p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 ・コンプライアンス統括部署を一元化し、態勢強化を図る。 ・不祥事件を未然防止するための態勢を整備する。</p> <p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 組織横断的な取り組みが推進できる態勢づくり。 ・顧客情報の厳正な取扱いを含めた事務堅硬化の向上。 ・顧客情報の管理に関する監査の実施 ・顧客情報を含む書類の削減およびデータ化の推進等による、管理すべき情報量のコントロール。 ・顧客情報の安全管理・データの認識強化。</p> | <p>・リスク統括部にコンプライアンス統括室を新設 ・全ての営業店に配置しているコンプライアンス委員に対して、勉強会開催のテーマを与え、その開催報告を取り受けて、モニタリング機能を強化 ・コンプライアンス遵守や顧客情報管理等に主眼をおいた行動チェックシートを制定 ・不祥事件だけでなく、その温床となる顧客からの苦情・トラブルおよび事務ミスも全て本部報告を行う体制とし、不祥事件の未然防止態勢を強化 ・各種法改正への対応も強化</p> <p>・顧客情報漏洩撲滅を目的に顧客情報保護管理委員会を設置し、同委員会を中心に各種施策を検討・実施 ・全営業店の営業課長を対象とした研修会を開催 ・監査部を中心とした情報管理にターゲットを絞った部分監査の実施 ・帳票、還元計表の削減、統合およびデータ配信の促進 ・顧客情報を含む資料への「顧客情報含む」等の表示実施 ・営業店からの顧客情報管理に関する取組良好事例(FAXや郵便物の削減提案等を含む)の吸い上げ、全店へ還元</p> | <p>・コンプライアンス委員会の開催(上期中:計6回) ・「北陸銀行員の行動4か条チェックシート」を制定し、スタッフを含む全職員が期間を限定して集中的に自己の行動をチェックすることで、法令等遵守に対する意識の再徹底を図った(9月)。 ・監査態勢の強化の一環として、不祥事件へは監査部が主体的・独立的な調査を行う体制とした(7月)。 ・不祥事件だけでなく、その温床となる顧客からの苦情・トラブル等も適切に把握できるように、「苦情対応管理規定」を制定して、営業店からの報告体制を見直しするとともに、本部内報告体制の再整備を実施(9月)。</p> <p>・顧客情報保護管理委員会を設置し(5月)、顧客情報漏洩事故の発生原因の分析や再発防止策等を検討。 ・同委員会での協議を受け、緊急営業課長会議を開催し、顧客情報の保護・管理について全行的に再徹底を図った(6月)。 ・「事務堅硬化推進委員会」を設置し(5月)、「顧客情報保護管理委員会」と連携して、良好事例の紹介(6月)、顧客情報管理の緊急提案制度の募集およびFAX・郵便物の削減運動やE化推進等を実施(7月-)。 ・経営陣の関与を一層高めるとともに、顧客情報漏洩事故に関する取締役会への報告内容を拡充(7月)。 ・情報管理にターゲットを絞った部分監査を実施(4月-)。</p> | <p>・10月の組織改正において、リスク統括部にコンプライアンス統括室を新設し、統括部署を一元化するとともに、法務室やお客さま相談室との連携を強化。また、コンプライアンス勉強会のテーマを本部で決定し、各営業店において定期的に勉強会を開催する体制としており、法令等遵守態勢の一層の強化に努めている。</p> <p>FAXの誤送信や書類の誤送付について、再発防止に向けた取組に努めてきた。引き続き事務堅硬化の着実かつ断続的な推進に注力していく。 ・顧客情報保護管理委員会、の開催や部分監査の継続的な実施により、各種施策・顧客情報の管理方法等の実効性を検証するとともに、情報資産台帳の再整備により情報管理態勢を強化し、情報漏洩の撲滅を図っていく。</p> |
| 富山 | <p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 ・個人情報保護の重要性に鑑み、個人データの保管管理態勢の強化や各安全管理段階における取扱い態勢の強化を図る。 ・紙媒体の還元を削減し、電子情報による取扱いによる情報管理の厳格化を高める。</p> | | <p>・情報系端末機ならびに本部パソコンに機能漏えい防止ソフトを導入し、外部媒体への書き出し制限を行った。 ・FAX誤送信防止装置を設置し、誤送信の防止を図った。</p> | <p>各種研修会において、継続的に個人情報の取扱いについて周知を図ることが必要である。 ・FAX送信や郵便物の取扱いについては、周知が図られている。</p> |
| 北園 | <p>(1)内部管理態勢の充実・強化による法令等遵守態勢の確立 不祥事件等を根絶し、健全な業務運営を確保するために、内部管理態勢の一層の充実・強化により、従業員のコンプライアンス意識の再徹底を図りながら、企業風土を刷新する。 (2)適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 顧客情報管理に関し、情報管理対策委員会を中心に、一層適切な管理・取扱い態勢の整備に努める。</p> | <p>(1)内部管理態勢の充実・強化 業務改善計画の取組みに対する経営姿勢の明確化 実効性のある不祥事件未然防止策等の策定 厳正な事務処理の徹底と内部牽制機能の充実・強化 本部監査機能の抜本的な見直し (2)顧客情報の管理・取扱い態勢の整備 顧客情報の管理・取扱いについての態勢の強化 外部委託先管理態勢の見直し 情報資産取扱い管理規定の改訂 システム措置による漏洩防止策の検討 研修教育体制の見直し検討</p> | <p>内部管理態勢の充実・強化 ・倫理憲章の制定 ・「現金受付票」などの事務帳票の改定 ・「コンプライアンス・マニュアル」の電子化 ・外部講師によるコンプライアンス集合研修の実施 ・「店内検査サポートチーム」による店内検査サポートの開始 ・「特別検査チーム」による特別検査の開始 ・「内部監査高度化プロジェクトチーム」の組成 顧客情報の管理・取扱い態勢の整備 ・情報資産対策規程、「顧客情報書類送付事務基準」「手渡交付事務基準」等の制定 ・「当座照合票、自動封入の取扱い開始 ・個人情報管理に係る「一斉自主点検」および「情報管理職場会」の実施</p> | <p>内部管理態勢の充実・強化につきましては、経営陣の関与を高めながら、各施策の一層の実効性向上に努めてまいります。 顧客情報の管理・取扱い態勢の整備につきましては、情報漏洩の未然防止のための施策をさらに検討し、具現化してまいります。</p> |

| 銀行 | 取組方針および目標 | 具体的取組策 | 17年4月～9月の進捗状況 | 進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題 |
|------|---|---|--|---|
| 福井 | 適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 顧客情報の適切な管理・取扱いの方法について機能できるルールを策定していく。 技術的安全管理措置についても実現可能性を見極めながら対応していく。 上記の状況を監査し、それを改善につなげて、個人情報保護を含む顧客情報の適切な管理・取扱いができる態勢を確保していく。 | ・本部関連チームを横断的に組織する「情報管理WG」において、情報管理に関する事項を討議し、必要となる対応策等を確認していく。 ・情報管理に関する事項のうち重要なものなどは、個人情報保護法対策委員会を活用して、迅速にその対応方針を定めていく。 ・個人情報データの漏洩防止対策 ・インターネット環境(顧客取引を除く)のセキュリティ強化 | ・情報管理に関する委員会・ワーキンググループを開催し、「文書管理方法」「FAX送信ルール」「情報持出ルール」等について、横断・対応を実施 ・情報セキュリティロードマップ策定 | ・委員会・ワーキンググループの随時開催により、個人情報管理態勢の組織認識を行っており、引き続き対応を必要とする事項についての進捗管理が必要 ・個人データの管理状況について、実施済の自店検査に加え事務監査・内部監査チームによる臨店監査でそれぞれ検証し、管理態勢を強化する |
| 大垣共立 | ・営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 法令等遵守を実践することで、不祥事件発生を防止。 | ・現状のチェックリストの見直し他、不祥事件予防マニュアルを策定し、その内容を周知徹底する。 | ・コンプライアンス・チェックリストに不祥事件予防項目を追加(17年8月) ・不祥事件予防マニュアルを策定し、全部店に配布(17年9月) ・同マニュアルをコンプライアンス研修に取り込み、周知・徹底。 (17年10月、指定研修を実施) | 引き続き、法令等遵守態勢の強化に向けた取組を継続。 |
| | 適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 情報漏洩防止体制の整備。 | 情報漏洩防止のための各種施策 各種情報の分類および管理体制の整備 各種情報の廃棄ルール データの暗号化 等 | ・外部委託業務のリスク評価及び個人情報保護に係るチェックの実施(17年5月) ・営業店における外部業者等の入室管理に係るルールの制定(17年5月) ・「顧客情報保護に関する行内ルール」の配布及び指定研修の実施(17年7月) ・パソコンデータの暗号化(秘文ソフト)実施(17年8月) ・情報漏えい等対応マニュアルの策定・配布(17年9月) ・個人データ台帳の整備(17年9月) | 引き続き、規程等に基づく顧客情報の適正な取扱・管理の有効性・実効性確保に努めていく。 |
| 十六 | 研修・教育・各種メディアの発信等の施策により行内コンプライアンス・マインドの一層の充実を図る。 ・営業店に潜在するコンプライアンスリスクの抽出と未然防止策の立案・実施を図る。 ・コンプライアンス委員会の機能強化を始めとするコンプライアンスに関する各施策の定着化を通じ、コンプライアンス重視の風土の構築、行内態勢の充実を図る。 | 毎月コンプライアンス勉強会を開催し、階層別研修においてもコンプライアンスに関するノウハウを設ける。 定期的な各部署の業務内容に応じた自己チェックを行なう。 営業店に対してオンラインモニタリングを実施し、改善指導する。 重要な事業を毎月コンプライアンス委員会で協議し、コンプライアンスプログラムに反映する。 策定したコンプライアンスプログラムのPDCAサイクル適用。 | ・月次でコンプライアンス部内勉強会を実施 ・オンラインモニタリングの実施により臨店指導対象先を抽出、対象6ヶ店に対し本部より臨店指導を実施 ・法令遵守チェックリストによる自己チェックを実施。自己チェックにおいて問題を認識した部署は「対応策」を策定した。 ・コンプライアンス委員会は随時開催も含め計7回開催。討議内容の充実を図った。 ・個人情報保護法対応の徹底 ・証券仲介業の内部管理体制の充実 | ・店内勉強会の題材に具体的事例を多用し、学習効果を高める。 ・オンラインモニタリングによる臨店指導の有効性を検証し、継続的な運用を図る。 ・金融商品販売態勢の充実、新商品・新業務取扱い時のコンプライアンス体制構築のため、コンプライアンス委員会において具体的な検討を行なう。 ・還元資料の削減、保存期間の短縮により管理対象の個人データの削減をはかる。 ・証券仲介業の多店舗展開時の対応について検討を行なう。 |
| 静岡 | ・営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 (1)コンプライアンス・プログラムの進捗状況チェックを通じた不祥事件再発防止策の運用状況・実効性の検証 (2)内部牽制機能の強化 (3)行員等に対するコンプライアンス意識の一層の徹底 (4)グループ会社の法令等遵守(コンプライアンス)態勢の一層の強化 | (1)コンプライアンス・プログラムに盛り込んだ不祥事件再発防止策の実施ならびに運用状況のモニタリング (2)コンプライアンス・オフィサーの設置と同職を通じた内部牽制機能の強化および改善指導の実施 (3)職群別ベークセッション研修(コンプライアンス面)の実施 (4)グループ会社の法令等遵守(コンプライアンス)態勢診断の実施とそれに基づき(法令等遵守(コンプライアンス)態勢の標準化実施 | (1)コンプライアンス・オフィサーによる臨店を46ヶ店で実施(17年8月・9月) (2)コンプライアンス・プログラムに対する17年9月末迄の進捗状況を取りまとめ、コンプライアンス会議に報告 (3)グループ会社のコンプライアンス態勢診断については、スケジュール・手順を準備の上、17年8月静岡ビジネススクリーン(株)から開始 | ・営業店等に対するコンプライアンス態勢強化に向けた施策を当初計画どおりに実施。実効性ある取組を行うことができたものと評価 ・今後、引き続きコンプライアンス・オフィサーによる臨店を実施。17年下期中に全店完了(以後毎年度、全店を臨店する予定)。 また、コンプライアンス・プログラムの進捗状況チェック、グループ会社の法令等遵守(コンプライアンス)態勢の標準化に向けた診断を引き続き実施 |
| | 適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 (1)アクセス履歴管理やデータ暗号化対策にかかる未対応システムへの対応を実施 (2)顧客情報管理態勢の一層の整備、誤FAX・誤郵送・誤返却等の発生に対し、CSRの観点からグループ会社も含め継続的に取組み (3)営業現場における情報保管量の削減を図り、情報漏えい等が発生するリスクを削減 | (1)未対応システムへの対応計画については、平成17年5月よりスケジュールに基づく進捗管理およびサポートを実施。技術的安全管理措置として対応が必須な項目については、平成18年度中に対応完了予定 (2)個人データ台帳のシステム化への取組み、並びに誤FAX・誤郵送・誤返却等の防止に継続的に取組み、情報漏えい等の発生を防止 (3)営業店還元資料の削減や各種書類の本部集約等にも取組み | (1)アクセス履歴管理・データ暗号化未対応システムへの対応 ・対象67システム中30システム対応済 (2)個人データ台帳のシステム化、誤FAX・誤郵送・誤返却等の防止への継続的取組み ・個人データ台帳システム化に対し、台帳の活用方法及びシステム化に向けた台帳の形式・チェック項目等を具体化 ・通達、部店メール等による注意喚起や取扱上の留意点等の示達とともに実務に則した自己チェックリストを改訂、情報漏えい等の発生防止に注力 | ・未対応システムへの対応については、ほぼ計画どおり進捗、残り37システムのうち18年下期までに31システムが対応予定(6システムは更新または運用等により対応) 個人データ台帳システム化、誤FAX・誤郵送・誤返却等の防止についても予定どおり進捗、17年度下半期に完了予定 システム対応に長期を要するため、厳格な期日管理を実施 個人情報取扱いに関し、講習会を開催し再度徹底するとともに、誤FAX防止システムの導入等のシステム対応により、漏えい等リスクを軽減 |
| スルガ | 1.不祥事件等の発生を未然防止を図るため、営業店に対する法令等遵守状況の点検を強化 2.顧客情報管理に関して、個人情報保護法ならびにその他規範に基づき、適切な管理・取扱いを確保 | 1.営業店に対する法令等遵守状況の点検強化 (1)内部監査の拡充 (2)営業店業務管理の本部集約 (3)社員教育の徹底 2.適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 (1)顧客情報管理プロセスの見直し (2)取扱いマニュアルの拡充 (3)社員教育の徹底 | 1.営業店に対する法令等遵守状況の点検態勢強化 (1)内部監査部に営業店監査要員を配置、営業店監査の実施 (2)本部によるレポート精査の導入 (3)コンプライアンス会議(全部店長)の開催 (4)コンプライアンス・チェック(全部店)の実施 セルフチェック(全社員)の実施 2.適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 (1)個人情報一斉点検の実施 (2)個人情報抑留基準の策定 個人データ抑留の実施 (3)自店検査項目に個人情報取扱い状況を追加 | 1.個人情報保護監査により発見された被監査部署への改善事項をモニタリングし、個人情報保護の管理態勢を強化 2.コンプライアンスプログラムに基づく実施スケジュールを予定通り履行し、法令遵守態勢強化に向けた取組みが進展、コンプライアンス・チェック(18年2月実施予定)におけるチェック項目の見直し、ビジネスガイドラインの追加改定等を実施し、より実行性ある法令遵守態勢の強化を予定 3.コンプライアンス会議(全部店)開催 |

| 銀行 | 取組方針および目標 | 具体的取組策 | 17年4月～9月の進捗状況 | 進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題 |
|------|---|---|--|--|
| 三重 | <ul style="list-style-type: none"> ・営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 ・コンプライアンスの実践の徹底、知識の向上等により職員のコンプライアンス意識を一段と高め、不祥事件等の発生を未然に防止する。 ・研修の実施等により個人情報保護ルールの遵守を徹底し、適切な個人情報の管理・取扱いを確保する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスク項目を対象とした業務監査部による機動監査の実施頻度を増し、監査の深度を高める。 ・コンプライアンスビデオ、法務ニュースを作成し、全部店で継続的に勉強会等を開催する。 ・研修等で個人情報保護に関する規程類の内容、不備事例等を解説し、周知徹底を図る。 ・各店舗において個人情報の管理・取扱いの点検を定期的に実施する、個人情報保護法取扱マニュアルの内容を充実させる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務監査部による機動監査を36カ店で実施。 ・コンプライアンス研修を実施し延べ286名が受講。 ・コンプライアンスビデオを5回、法務ニュースを11回作成し全部店に配付。 ・全部店でコンプライアンス勉強会を毎月実施。 ・コンプライアンス研修の中で個人情報保護に関する研修を実施。 ・全部店で個人情報の管理・取扱い状況の点検を3カ月毎に実施するようルール化。 ・個人情報保護法取扱マニュアルを一部改訂。 | <ul style="list-style-type: none"> ・営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等については、研修の充実、情報発信量の増加等により、職員のコンプライアンス意識を一段と高める。 ・適切な顧客情報の管理・取扱いの確保についても、研修の充実、監査・点検の実施等により、個人情報保護ルールの遵守を徹底する。 |
| 泉州 | <ul style="list-style-type: none"> ・企業倫理の確立に向けた取り組み ・三菱UFJフィナンシャル・グループの一員としてのグループコンプライアンス態勢の整備 ・個人情報保護法への適切な対応 ・マネー・ロンダリング防止対応の強化 ・苦情・トラブル再発防止と反社会的勢力の介入排除 | <ul style="list-style-type: none"> ・不祥事件防止に向け、部長によるチェックを実施 ・三菱UFJフィナンシャル・グループからのノウハウ吸収 ・個人情報保護法に関する行内態勢の整備状況を検証・改善 ・厳正な本人確認の実施、犯罪性口座取引の排除 ・苦情・トラブル対応ルールの徹底、本部の適切な研修・教育の実施 ・反社会的勢力の事前照会受付 | <ul style="list-style-type: none"> ・不祥事件防止に向け、各店舗の現状について部長が不祥事チェックリストに基づき点検を実施。 ・「倫理綱領」行動規範の制定（三菱UFJフィナンシャル・グループとして） ・個人情報保護法にかかる一斉点検に基づいて、不備事項への対策を策定、検証を行う仕組みを構築 ・犯罪性口座や疑わしい取引を早期に発見するため、月次・日時で営業店に還元資料を配信 ・コンプライアンス委員会では毎月苦情事例を紹介、相談センター宛、反社会的勢力の事前照会を受付。 | <ul style="list-style-type: none"> ・分析・評価 ・個人情報保護法施行後の対応については、行内態勢が整備されつつある。 ・苦情・トラブル報告の受付は、期毎に減少、継続的に苦情事例、未然防止策を還元しており、営業店に浸透してきている状況にある。 ・教育・研修活動については、個人情報保護法に関連する法令や行内ルール等を中心として意図的に取組みを行った。 ・一定の取引に際しての反社会的勢力の照会については、事前照会を必須としている。 ・今後の課題 ・個人情報保護法にかかる行内態勢を整備するために、研修・教育を通じて法令、行内ルール、個人情報漏えい防止策等の浸透を図っていく。 ・犯罪性口座、疑わしい取引の早期発見と金融庁宛の届出漏れがないよう特定の還元帳票をチェックするとともに、本部・営業店との情報連携を密にする。また研修を通じて、疑わしい取引の届出について、パートタイマーを含めて意識付けを行っている。 ・当行と取引のない反社会的勢力に関する情報を営業店に還元し、水際での取引排除を図る。 |
| 南都 | <ul style="list-style-type: none"> ・法令等の諸規定を遵守するとともに、厳格な安全管理体制を構築し、顧客からの信頼を確保する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令や金融庁ガイドライン等に沿った顧客情報保護体制の有効性・実効性の点検・監査および安全管理措置の充実・強化。 ・顧客情報の漏洩・流出等を防止するための方策と管理体制の強化。 ・顧客情報保護・安全管理にかかる従業員教育・研修の充実。 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報管理関連諸規定等の遵守状況について部署毎に点検リストによる自主点検、及び監査部による内部監査を実施 ・各種漏洩防止策の実施 ・顧客情報の持ち出し、FAX送信時等の事務取扱厳正化 ・保存文書の保管等取扱の厳正化、見直し ・誤送付防止策の実施 ・システムの情報保護対策 ・安全対策実施計画を策定 ・行内ネットワークの通信データの暗号化に着手 ・従業員の教育・研修の実施 ・各部署毎の顧客情報保護勉強会（月1回以上） ・通信講座受講（183名受講） | <ul style="list-style-type: none"> ・点検リストによる点検結果等より、各部署の情報管理関連諸規定等の遵守状況は概ね良好で顧客情報管理態勢は浸透してきている。 ・引き続き、有効性・実効性の高い顧客情報管理態勢及び安全管理措置の継続的な整備・改善が課題であり、漏洩防止策等の策定、従業員の教育・研修等の充実を図っていく。 |
| 但馬 | <ul style="list-style-type: none"> ・「コンプライアンス・プログラム」等の見直しを行うとともに、機会教育を通じて、法令等遵守態勢の強化を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「コンプライアンス・プログラム」等を適時見直しするとともに、進捗状況を定期的に確認し、より強固な法令等遵守態勢を構築する。 | <ul style="list-style-type: none"> 1. 「コンプライアンス・プログラム」等を適時見直しするとともに、その進捗状況を定期的に確認する。 2. 外部の検定試験である「コンプライアンス検定試験」を実施し、行員のスキルアップを図るとともに、内部監査を充実させた。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き「コンプライアンス・プログラム」等を適時見直しするとともに、その進捗状況を定期的に確認する。 行員のスキルアップを図るため、外部検定試験を実施するとともに、内部監査や行内研修等機会教育を通じて、法令等遵守態勢の強化を図る。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護規程等の見直しを行うとともに、機会教育を通じて、より一層適切な管理・取扱いが確保できるよう、態勢の強化を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護規程等を適時見直しするとともに、行内研修や機会教育を通じて、より一層適切な管理・取扱いが確保できるよう、態勢の強化を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 1. 外部の検定試験である「個人情報保護オフィサー検定試験」を実施し、行員のスキルアップを図るとともに、内部監査や自店検査を充実させ、適切な管理・取扱いに努めた。 2. 行内研修の参加者に対し、個人情報保護法理解度テストを実施して、より一層適切な管理・取扱いが確保できるよう努めた。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き「個人情報保護規程」等を適時見直しするとともに、その進捗状況を定期的に確認する。 行員のスキルアップを図るため、外部検定試験を実施するとともに、内部監査や行内研修等機会教育を通じて、より一層適切な管理・取扱いが確保できる態勢の強化を図る。 |
| 山陰合同 | <ul style="list-style-type: none"> ・営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 ・個人情報保護に係る基本方針（個人情報保護宣言、個人情報保護規程）に基づき、厳格な個人情報保護態勢を構築し、お客様からの揺るぎない信頼を確保する ・モニタリングの充実とコミュニケーション強化により問題認識の共有化を図り、コンプライアンス徹底のため適切な対応を図る ・真に体得できる教育・研修の充実により、全役職員のコンプライアンスマインドを向上させ、高い倫理観と規律ある企業風土の醸成を図る | <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス活動記録を半年に1回フィードバックすることでモニタリングの精度を高める ・コンプライアンス・アドバイザーを配置し、機動的かつ実効性のある指導体制を構築する ・個人情報保護法、与信説明責任義務等の新分野を監査項目として取り上げるなど、内部監査態勢を強化する ・職員および職場における倫理意識の浸透度を調査（モラル・サーベイ）し、全店的な傾向の把握・分析および倫理意識浸透のための施策に活用する | <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス・モニタリング記録と本部報告による問題認識の共有化 ・上期中に96カ店、290件の報告を受け、本部関係部に回付、問題認識の共有化を図った ・CR統括部に2名コンプライアンス・アドバイザーを配置し、顧客情報管理に特化した臨店指導を22カ店実施した ・個人情報保護法、与信説明義務等の新分野を監査項目として取り上げたほか、不正防止に係る監査を充実させた | <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス・モニタリングにより、リスク認識が高まり、自主ルールを策定するなどの積極的な取組みが行われた ・コンプライアンス・アドバイザーは、顧客情報管理に特化した臨店指導を実施。今後、コンプライアンス・アドバイザーのスキルアップを図り、コンプライアンス全般の問題点の抽出と具体的な改善提言を強化する ・コンプライアンスの徹底のために、本部と営業店が連携一体となった取り組みを行う |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 ・個人情報保護に係る基本方針に基づき厳格な個人情報保護態勢を構築し、お客様からの揺るぎない信頼を確保する ・真に体得できる教育・研修の充実により、全役職員の個人情報保護マインドを醸成し、高い倫理観と規律ある企業風土の醸成を図る ・大量情報、重要情報の漏えい防止策を実施する ・モニタリングの充実とコミュニケーション強化により問題点の共有化を図り、個人情報保護徹底のため適切な対応を図る | <ul style="list-style-type: none"> ・組織的安全管理措置として個人データ管理台帳の整備、文書・情報管理規程の整備・見直し、監査実施体制の整備を行う ・人的安全管理措置として従業員教育・訓練を実施する ・顧客情報取扱いのモニタリング及びコンプライアンス・アドバイザーによる管理不十分店舗への機動的臨店指導により、問題点の早期発見、解消を図る | <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報コンプライアンスプログラムを策定し、その進捗状況を、毎月コンプライアンス委員会及び取締役会に報告実施 ・組織的安全管理措置として個人情報保護に関する監査実施要領等を策定、人的安全管理措置として行員教育用ビデオを作成、物理的安全管理措置として執務室内への携帯電話の持込を禁止した ・CR統括部に配置したコンプライアンス・アドバイザーにより、顧客情報管理に特化した臨店指導を22カ店に対し実施した | <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査結果、部店内点検・モニタリングに基づいて、施策定着度の検証および見直しを実施する ・文書保存管理（保存文書対象、保存先、廃棄、保存期間、個人データ管理台帳）体系の見直し ・営業店で保管する文書等の本部集中化及び電子化を推進 ・移送事務の見直し、大量・重要情報移送の見直し |

| 銀行 | 取組方針および目標 | 具体的取組策 | 17年4月～9月の進捗状況 | 進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題 |
|----|---|--|--|--|
| 中国 | (ア) 営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 ・毎年見直し更新している「コンプライアンスプログラム」で作成しているコンプライアンスチェックリストに具体的チェック項目を明記し、これに基づき、厳正なコンプライアンスチェックの実施を実践します。 | ・コンプライアンスに関し、本部による営業店の臨店指導を実施し、法令等遵守状況の点検強化を図ります。 ・各種研修会を通じて、コンプライアンス意識の向上を図ります。 | ・コンプライアンスプログラムの進捗状況は概ね良好で、また、17年上期には、12か店の臨店を実施しました。研修会につきましては、法令遵守担当者研修会、各種階層別研修会等を実施し、コンプライアンス意識の醸成を図りました。 | ・コンプライアンスプログラムの進捗状況は概ね良好で、引き続き進捗管理を厳重に実施し、期限内での達成を図ります。 |
| | (イ) 適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 ・顧客情報をはじめとした「情報資産」について更なる厳正な管理態勢を構築し、引き続き適切な取扱いを確保致します。 | ・情報の漏洩・紛失、改ざん等の防止のための更なる対応策の立案並びに実施を致します。 ・情報管理態勢の継続的な実行性確保のための従業員への研修を実施します。 | ・文書集中管理センターを含めた文書管理全般の将来構想について、プロジェクトチームを編成し検討を開始しました。 ・「法令遵守担当者研修会」「支店長研修会」「階層別研修会」において情報管理の重要性について研修を実施しました。 | ・計画に基づいた、態勢面の更なる強化のための基礎的要素は順調に進捗中、今後全行的課題として情報の漏洩・紛失、改ざん等の防止のための更なる対応策の立案並びに実施を致します。 ・研修については実行性確保のため引き続き継続的に実施致します。 |
| 広島 | 営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 厳正な法令等遵守態勢の確立を図るとともに、信頼に足る行動の実践を定着化させ、不祥事件発生、及び法令等違反の絶無を図る。 | コンプライアンス勉強会実施に係る階層別単位制度の定着化推進 各種研修、臨店の取組強化 無記名式相互チェック・シートによる定着化検証の定期的な実施 | 階層別単位制度について、全従事者が必要単位数を取得 無記名式相互チェック・シート(アンケート)により、法令等遵守状況を検証 臨店の実施による法令等遵守状況の点検強化 「コンプライアンス・マニュアル」の改正を実施 | コンプライアンス勉強会実施に係る階層別単位制度は定着化してきたが、無記名式相互チェック・シートや臨店の結果、行動レベルでのコンプライアンス意識の更なる浸透を図る必要があると認識している。 今後は、改正コンプライアンス・マニュアルの周知徹底を図るとともに、啓蒙ツール等の工夫、改善を行い、実効性のある啓蒙活動を展開する。 |
| | 適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 「個人情報保護プログラム」に基づく確実な対応を実施する。 ・個人情報保護関連規定を遵守した運用による個人情報の適切な保護と利用を徹底する。 ・顧客情報(法人情報含む)、行内情報の管理を徹底する。 ・本店全部署及び全営業店に対して、個人情報の保護に係る監査・モニタリングを実施する。 情報漏洩防止策に対し、的確に対応する。 | 目部店勉強会や研修等を活用した個人情報保護関連規定の周知・徹底の強化 監査・モニタリングの実施強化 情報漏洩防止策に対する的確な対応 ・還元帳票、顧客徴収書類等の削減・電子化 ・誤郵送等の絶無に向けた顧客宛郵送物のセンター発送拡大および封入作業のアウトソーシング ・入退館管理やPC等のセキュリティ向上に向けた取組強化 | 全店支店長会議、全ての業務別、階層別研修、臨店を通じた啓蒙 全部店統一テーマに基づくコンプライアンス勉強会を開催 全部店に対して個人情報の管理態勢に係る監査を実施し、対応状況等を確認 情報漏洩防止態勢強化に向け、事務取扱等の見直し等を実施 情報系システムへのアクセス権限設定見直しの実施手順等を明確化 | 個人情報保護に係る事務取扱(明示・同意、センシティブ情報等)の周知徹底により、不適切な取扱いは減少している。 また、安全管理措置への対応として、帳票の廃止や電子化拡大、情報系システムのセキュリティ強化のためのアクセス権限の明確化、一斉点検を行ったCOM・取引票等の封印、出入管理厳正化等を実施し、今後も再発防止に向けた対応を継続する。 |
| 阿波 | その1 営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 内部規律の徹底や行員の身上管理・行動管理の徹底および営業店に対するモニタリング機能の強化等により、不祥事件等の発生を防止する。 | 1. 各種会議や研修等で、就業規則・行員倫理の遵守を徹底する。 2. 人事部による臨店面接や所属長面接により、身上管理・行動管理を徹底する。 3. 業務職(パートタイマー)等に対するコンプライアンス研修および面接を強化する。 4. 内部監査室によるモニタリング検査の充実を図るとともに、指示検査を機動的に実施する。 5. 全職員を対象としたコンプライアンス・チェックおよび部長による部店運営に関するコンプライアンス・チェックを実施する。 | 1. 新入行員研修会、階層別研修会を実施し、就業規則・行員倫理の遵守を徹底した。 2. 人事部による臨店面接および所属長面接等を実施し、行員の身上管理・行動管理を徹底した。 3. 業務職等の採用時研修およびフォローアップ研修を実施した。また、業務職研修の専任者による面接も実施した。 4. 内部監査室によるモニタリング検査項目を3項目から26項目に拡大し、モニタリング体制を強化した。 5. 内部監査室による指示検査を4月と7月に実施した。 6. 4月に全職員対象のコンプライアンス・チェック、部長による部店運営に関するコンプライアンス・チェックを実施した。 | 1. 予定通りに施策を実施し、不祥事件の防止を図っている。 2. 今後も、内部規律の徹底や行員の身上管理・行動管理の徹底および営業店に対するモニタリング機能の強化等により、不祥事件等の発生を防止する。 |
| | その2 適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 各種研修の実施、技術的安全管理措置の強化、文書保存管理システムの構築等により、顧客情報管理態勢のより一層の厳正化を図る。 | 1. 各種研修により厳正な顧客情報管理を徹底する。 2. 顧客情報に関し、ホスト、分散系システム、パソコン等の技術的安全管理措置を強化する。 3. 文書保存管理システムを構築し、文書管理態勢の厳正化を図る。 4. 保存文書等の本部集中保管により、文書等の紛失を防止する。 | 1. 7月から8月にかけて、顧客情報管理に関する全店周知会を開催し、厳正な顧客情報管理を徹底した。 2. 階層別研修会を開催し、厳正な顧客情報管理を徹底した。 3. 技術的安全管理措置の対応状況調査を実施し、ロードマップを含む対応策を作成した。 4. 既存集中文書の文書保存管理システムへの移行方法を検討した。 5. 営業店保存用のコムフィッシュの本部集中を実施した。 | 1. ほぼ予定通りに施策を実施している。 2. 引き続き、各種研修の実施、技術的安全管理措置の強化、文書保存管理システムの構築等により、顧客情報管理態勢のより一層の厳正化を図る。 |

| 銀行 | 取組方針および目標 | 具体的取組策 | 17年4月～9月の進捗状況 | 進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題 |
|-----|--|--|--|---|
| 佐賀 | <p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 法令等遵守の強化、を最重要の経営課題として取り組む。 法令等遵守重視の企業風土の醸成には、役職員の意識の改革、改善が必要であり、営業店指導方法や行員に対する啓蒙策の改善を図り、コンプライアンスに対する認識や行動の定着化が図られるよう取り組んでいく。</p> | <p>○平成17年6月末までに第1回全店臨店による指導完了、11月までに第2回臨店を完了予定、12月以降に不芳店再臨店 ○平成17年度、地方銀行協会主催「コンプライアンス検定(次席者向け)」;全次席者の60%以上の合格を目標(8月試験) ○平成19年度までに地方銀行協会主催「コンプライアンス検定(部室店長、行員向け)」;それぞれ80%以上の合格を目標 ○平成17年度下期、パート対象のコンプライアンス通信講座実施 ○平成17年度下期、第2回コンプライアンス一斉職場テスト</p> | <p>○平成17年6月末までに全店1回目臨店完了、7月以降2回目臨店中 ○地銀協主催の「コンプライアンス検定試験(次席者向け)」の結果(8月試験)は、以下のとおり 目標・・・全次席者(法令遵守担当者)の60%以上(72名) 結果・・・受験者156名、合格者105名(67.3%) うち法令遵守担当者73名 ○平成17年11月にパート対象コンプライアンス通信講座実施中(当行独自) ○当行行員・パート対象一斉職場テストを実施(第1回目、平成17年5月実施、第2回目、平成17年11月実施)</p> | <p>○2回目の臨店においては、1回目の臨店時に指摘した事項の改善状況をチェックし、不十分な場合には再度指導を行い、必要に応じて再度の臨店指導を行う。 ○臨店時の点検において、個人情報保護法関連でのFAX、郵便物、依頼書交付等の管理体制は全行的に定着し始めているが、結果的に依然として流出事案が発生しており万全とはいえない。うっかりミスによる情報流出撲滅が課題である。より、適切な個人情報の取扱いの重要性について行員の意識レベルの向上を図る。 ○次席者向け「コンプライアンス検定試験」は、全次席者60%以上(72名)の合格目標に対して合格率67.3%と健闘している。今後も積極的にチャレンジさせ、法令遵守マインドの醸成を図る。</p> |
| 佐賀 | <p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 ○引き続き問題点の洗い出しなどにより、改善対応策を実施するとともに、研修等の反復により顧客情報管理の重要性の啓蒙を図っていく。流出事案を根絶させるべく対応していく方針である。 (個人情報保護法第20条、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第10条に対応して、安全管理措置の充実を図る。)</p> | <p>○本店でのICカードを使用した入退館管理システムを導入(平成17年7月実施済) ○平成17年度上期までに電子帳票を含む還元資料の見直しや廃止により保管管理を強化 ○平成17年度上期までに顧客への交付についての管理徹底するための事務取扱を示達 ○インターネットバンキングへの移行導入 ○インターネットバンキングへの移行促進 ○その他施策 ・郵便物取扱要領の策定(平成17年5月) ・FAX事務取扱要領の改定(平成17年7月) ・店内業務室、金庫室入り口、夜間金庫入り口にDVRの設置完了(平成17年9月)</p> | <p>○平成17年7月、本店でのICカードを使用した入退館管理システムを導入 ○電子帳票と併せて、還元資料の配布の見直しや廃止について検討し、保管管理の強化に着手 ○平成17年7月、顧客への交付管理徹底のための事務取扱を示達 ○平成17年9月、行内LANデータの暗号化ソフトの導入 ○インターネットバンキングへの移行推進策について検討 ○その他施策 ・郵便物取扱要領の策定(平成17年5月) ・FAX事務取扱要領の改定(平成17年7月) ・店内業務室、金庫室入り口、夜間金庫入り口にDVRの設置完了(平成17年9月)</p> | <p>○個人情報流出事案発生時の都度、再発防止策を検討・実施しているが、誤郵送交付や誤交付が再発していることを認識している重く受け止めている。 ○相次ぐ顧客情報流失事案について、それぞれの個別の対応のみならず、当行の業務運営や事務取扱上の問題点がないかを再点検し、上述のような再発防止策に取り組み。 ○今後の課題として、各種改善対応策の策定とその実行状況等の進捗管理を徹底させ、対応策の奏効を早期に上げられるよう努めるとともに、適切な顧客情報の取扱いの重要性について行員の意識レベルの向上を図るよう、行員への再発防止策の確実な実行と、顧客情報の適正な取扱の啓蒙を継続徹底して行っていく方針。</p> |
| 大分 | <p>営業店に対する法令等遵守体制状況の点検強化等 1.コンプライアンス意識の向上・徹底を推進します。 2.不祥事件等未然防止のための営業店点検、指導を実施します。</p> | <p>1.リスク管理、法令等遵守意識の重要性について行内への周知・徹底を図るために、階層別研修の実施や経営陣からのメッセージを発信します。 2.不祥事件等未然防止の観点から、営業店への臨店指導を強化すると共に、臨店監査を実効性あるものになります。また、生活簡素化運動の徹底や所屬長による個人面接を強化します。</p> | <p>1.新入行員や派遣職員向けの研修や階層別研修を実施し、法令等遵守の重要性を徹底すると共に、事例等について研究を行いました。また、行内向けニュース等の発信を積極的に行いました。 2.コンプライアンス臨店専任者を採用し、営業店向けの臨店指導の強化を開始すると共に、新視点での営業店特別臨店監査を開始しました。 また、生活簡素化運動に関するニュースの発信や所屬長面接の充実を行いました。</p> | <p>1.研修等におけるカリキュラムの増加や、ニュース発信等により、継続的に意識の改善を進めていく予定です。 2.17年9月に新設した店内検査サポートチームの本格稼働を目指していきます。</p> |
| 大分 | <p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 1.個人情報保護法に依る関連規程等の遵守を徹底します。 2.パスワード管理やアクセス情報の把握等、技術的安全管理措置を講じます。 3.定例的な点検を実施します。</p> | <p>1.コンプライアンス研修の実施や、情報セキュリティニュース等を行内発信すると共に、営業店臨店監査結果を顧客情報管理態勢の強化へ反映させます。 2.個人データを管理する各サブシステムの問題点抽出・現状評価を行い、対策を実施します。 3.店内検査の拡充や点検により、適切な取扱いを確保します。</p> | <p>1.情報セキュリティニュースやコンプライアンス研修のテーマとして「適切な顧客情報の管理・取扱」を取り上げ、事例や注意点の紹介を行いました。また、個人情報管理事務マニュアルを制定しました。 2.各部に導入しているサブシステムについて、利用者識別・アクセス記録等の技術的安全管理措置について評価を行い、対応策の検討を開始しました。 3.店内検査書式を改訂し、「個人情報保護法」に関するチェック項目を追加し、点検を強化しました。</p> | <p>1.コンプライアンス臨店指導・ニュース発信・臨店監査結果の反映を継続し、営業店での情報管理態勢の強化を継続します。 2.各サブシステムに関する安全管理措置について、ベンダーからの提案内容を集約し、施策を検討します。 3.営業店での自主点検を継続すると同時に、臨店監査・コンプライアンス臨店によりモニタリングを行います。 また、還元資料や文書管理規程の見直しを進める方針です。</p> |
| 宮崎 | <p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化 1.臨店面接時に不備事項について、理解を徹底し、有効に機能する指導していく方針。 2.モニタリング機能を充実とコンプライアンスマインドの向上を図っていく。</p> | <p>1.臨店実施を通して、法令遵守責任者および担当者、役席者は勿論のこと、全行員において法令遵守に対する意識の高揚を図っていく。 2.自店検査実施要領の見直し。 3.自店検査特化臨店事務指導の実施。 4.事故事例の分析と公開。 5.研修等における周知徹底。</p> | <p>1.10ヶ店臨店実施 2.自店検査については7月より見直し着手、9月文書発輝し下期より運用を開始。 3.自店検査特化臨店指導、上期20ヶ店実施 4.四半期ごとの事故事例を解説とともに行内LAN上に公開 5.6/14内部担当役席者研修「内部事務における法令遵守」について説明実施。</p> | <p>法令等遵守に係る臨店については、25ヶ店中10ヶ店の実施に止まった為、下期に40ヶ店を臨店する予定。他の項目については実施済みであるが、実効性については継続した検証が必要と見られ、コンプライアンスに係る事故報告の内容、臨店結果の分析から課題を掘り起こし対応していく方針。</p> |
| 宮崎 | <p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 1.個人情報を含む書類等の取扱い及び保管・廃棄形態の厳格化を図っていく方針。</p> | <p>1.紙ベースの帳票を電子帳票化 2.システムへのアクセス制限 3.保管場所等の見直し 総務部と連携し、金庫室等の保管設備の実態を調査する。 金庫室2階に格子戸を設置、アクセスを制限する。 営業室・金庫室、金庫・キャビネットの保管区分見直し。</p> | <p>1.実効性を上げるための取扱等細則の整備 (1)規定等の整備 (2)同意書関連の取扱について、実効性を高めるため営業店に都度注意事項を通知し、徹底を図った。 (3)個人情報取扱手続きの一部見直し実施、徹底を図った。 2.COMの本部集中化の検討 3.保管区分の見直し</p> | <p>1.個人情報取扱の中の、融資・内部事務の中での取扱については規定の整備等は進んでいるが、保管している顧客情報その物の管理については整備の段階にある。 2.電子帳簿保存法の適用申請を準備中である。 3.本部集中化したCOMを営業店で閲覧できる仕組みに、ベンダー2社から提案を受け、機能・価格面で検討中である。18年上期予算に組み込む予定。</p> |
| 鹿児島 | <p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 ・コンプライアンス研修・勉強会の継続、臨店指導・臨店検査の強化により、コンプライアンス態勢のさらなる充実を図る。</p> | <p>・階層別研修、業務別研修、部店内勉強会におけるコンプライアンス教育の継続実施 ・臨店指導、コンプライアンスチェックリストのモニタリング強化 ・検査方針における重点検証項目の評価のあり方再検討とチェックシート等マニュアルの作成、検査マニュアルの見直し、検証の実施</p> | <p>・研修計画に基づき、集合研修を23回実施 ・各部署の「コンプライアンス勉強会」、「コンプライアンスチェックリスト」に基づき、モニタリング、個別指導を実施 ・コンプライアンス臨店指導を実施(15か店)、コンプライアンスへの取組み状況を検証 ・重点検証項目の評価のあり方を再検討し、臨店検査用の重点検証項目チェックシートを17年9月に作成 (重点検証項目について、定性評価・定量評価を行い、この2項目の組合せで総合評価を決定)</p> | <p>・上記施策を継続的に実施するが、なかでも臨店指導を強化していく(営業店行員からのアンケートに基づき(面接の充実、経営監理部による「コンプライアンス勉強会」の実施、臨店結果のフィードバック等) ・臨店検査では、重点検証項目チェックシートの活用を通して、法令等遵守状況について客観的な判定を実施していく ・また、検査マニュアルにおいて「法令等遵守状況の点検強化」に関する項目を織込んでいく</p> |
| 鹿児島 | <p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 顧客情報の取得・入力段階から消去・廃棄段階に至るまでのルールを見直すとともに、帳票類の削減、電子化・本部集中化を推進する。 あわせて、臨店検査のなかで、個人情報管理態勢に関する内部監査を今後も実施していくことで、より一層適切な顧客情報の管理・取扱いを確保する。</p> | <p>・文書保存規程・自店検査マニュアル等の見直し ・個人情報管理台帳、文書保存台帳、自店検査による管理徹底 ・帳票類の削減、電子化、本部集中化の推進 ・臨店検査における個人情報管理態勢の検証および不芳店舗等へのフォロー ・検査実施 ・個人情報管理態勢に関する検証事項の検査マニュアルへの織込み</p> | <p>・コム元帳について、17年6月末分(7月発送分)より、営業店への還元を廃止した ・カード元帳(債権書類(営業店保管分))の本部集中化を17年8月より順次実施(年度内完了予定) ・グループ会社を含む全部店に対し、個人情報の有効性・実効性の検証、個人情報の一斉点検作業の検証を目的に監査を実施し、不備内容・検討課題の洗い出しを完了、さらに営業店の監査内容不芳店舗15か店に対してフォロー監査を実施</p> | <p>・情報管理委員会()において、文書保存規程・自店検査マニュアル等の見直し、個人情報管理台帳、文書保存台帳、自店検査による管理徹底、帳票類の削減、電子化、本部集中化の推進等について協議し、情報管理態勢の強化に取り組む ・営業店に保管しているコム元帳の回収実施(17年11月～12月) ・営業店の監査結果については、不備内容を開示し注意喚起を実施。また、不備多発項目について、本部各部に「重要不備削減対策報告書」にて改善を求め、今後、本部・営業店・グループ会社に対するフォロー監査を実施していく予定</p> |

(5) ITの戦略的活用

| 銀行 | 取組方針および目標 | 具体的取組策 | 17年4月～9月の進捗状況 | 進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題 |
|-------|--|---|---|--|
| みちのく | ITの戦略的活用による法人向けサービスの強化に取組むとともに、顧客データベース拡充による情報システムの再構築に取組むことにより営業支援機能の強化を図り、また、顧客サービスの充実に結び付けていく。 | CNS法人向けポータルサイトの有効活用および法人顧客組織の活性化により、営業輪旋(ビジネスマッチング)等、法人ニーズに応じていくとともに、コンサルティング機能の強化を図るためにITを戦略的に活用していく。 営業店への支援機能強化のために、投資効率の検証を行ったうえで顧客データベースの拡充に主眼を置いた情報システムの再構築を行う。 情報システムの再構築により、ポインツシステムの開発や各種情報システムの統合等、顧客サービスの充実に結び付けていく。 | 平成17年7月、法人推進機能を審査管理部から営業統括部へ移行し、ビジネスマッチングに関わる組織態勢を整備した。 | 法人推進機能の組織態勢整備の完了を受け、今後については法人向けポータルの展開等を視野に、引き続き営業統括部が中心となって、情報システムの構築に向けた計画策定等を具体的に進めている。 |
| 東北 | ・偽造キャッシュカード問題について、被害の発生・拡大の防止に向け、順次セキュリティ対策に取組む。 ・バーゼル の導入に備え、自己資本比率算出の精緻化やリスク管理の高度化に取組む。 ・収益性や効率性を高めるため、収益管理態勢の整備(原価計算システムの導入検討を含む)に取組む。 ・預かり資産管理の最適化に向け、一元管理化に取組む。 | ITの戦略的活用 偽造キャッシュカード問題に対しては、早期に対応が講じられるホスト側およびATM(端末)側のセキュリティ対策を中心に、順次取組んでいく。 ・バーゼル に基づく自己資本比率算出の精緻化に向け、算出基礎データの整備やリスク計量手法の確立、自己査定最適化を図るシステムを導入する。 ・リスク管理の高度化(リスク計量の精緻化を含む)に向け、リスク管理システムを導入する。 ・リスクを認識した収益管理手法の整備に向け、収益管理システムを導入する。 ・投資信託と生命保険について、一元管理できるシステムを導入する。 ・原価計算システムについて情報収集と研究を行い、導入の是非について結論を導く。 | 偽造キャッシュカード問題に対するセキュリティ対策として、次のシステム対応を実施した。 ・ATM取引のモニタリング対応 ・ゼロ暗証化未済カードの取引規制 ・類推されやすい暗証番号の登録規制 ・利用限度額の任意設定対応 自己査定システムが導入され、9月末の査定分より運用を開始した。 リスク管理、収益管理システムの構築が9月末に完了した。 | セキュリティ対策については、今後も、早期かつ効果の高い取り組みをシステムベンダーと協議し、計画的に取り組んでいく必要があると捉えている。 リスク管理、収益管理システムは、運用面の整備を図り、平成17年12月より運用を開始する。 バーゼル への対応では、早期にシステム開発に着手する必要があると捉えている。 |
| 東邦 | 営業推進チャネルおよび新しい決済ビジネスに対応する基盤として、インターネットバンキングのシステムを整備するとともに、ホームページについてもPR媒体等としてより一層の活用を図る。 業務システムの最適化等に向け、新しい営業店事務体制の構築や事務集中化によるオペレーションリスクの軽減に向けたIT活用を行う。 信用リスク管理の高度化に向け、「自己査定格付システム」を導入する。 ITの導入、更改及びIT投資効率の検証等を行う体制を構築する。 | インターネットバンキングを導入し、投資信託等の預り資産およびマルチペイメント等の受付チャネルとして活用 インターネットバンキングの業務拡大 住宅関連ローンの事前審査申込、外資預金取扱い、インターネット専用通帳等の検討 ITを活用した新営業店事務体制の構築 平成17年11月に「自己査定格付システム」を導入し、信用リスク管理の高度化を図る。 | 平成17年4月、インターネットによる投資信託申込、マルチペイメント、無担保消費者金融の事前審査受付等の取扱いを開始。 平成17年7月～8月、インターネットによる有担保・無担保型消費者金融の事前審査申込の受付を開始。 ITを活用した新営業店体制の方向性について常務会での承認を受け、各施策について関連各部との調整および協調を図りながら実現に向けた検討を実施。 | インターネットバンキングの開始により営業推進チャネル、決済ビジネスとしての基盤整備が進んだことから、今後は、契約者増強に向けたPRおよび推進施策を立案・実施する。 ITを活用した新営業店事務体制の構築 現状の営業店の事務体制について臨店調査を行い、店舗毎に案件の検討を実施するとともに、システム化が必要な部分についてメーカーとの協議も実施している。 |
| 関東つくば | ITの戦略的活用 インターネットバンキングの提供サービス・商品等の充実に図る。 有担保個人ローンにおけるスコアリング審査システムの導入 顧客データベースを営業推進面に活用できる情報システムの構築(テレバン・渉外支援システム等) ITを活用したコンサルティング機能の強化 | 現在提供しているインターネットバンキングに係る投資費用の採性・有効性及顧客ニーズ等のモニタリングを実施し、現状分析を行う。 有担保個人ローン(住宅ローン等)におけるスコアリング審査導入に向けた具体的な検討。 営業推進に活用できる顧客データベースの構築及び応用システムの構築 Webサイトを利用したコンサルティング機能提供 | システムベンダーより集中審査システムの提案を受け、現在、提案内容を検討している。 18年3月頃にはベンダーの選定を完了予定である。 茨城銀行のテレマーケティングシステムを事務部に実地検分し、合併後の活用を視野に入れ検討に入った。 | 費用対効果の精査 |
| 足利 | (1)地域密着型金融を重視したサービスおよび営業支援機能の強化。 (2)営業・合理化施策におけるシステムの最適導入。 (3)リスク管理機能の強化および情報管理の徹底。 (4)システム投資循環の確立と投資判断プロセスの定着によるITガバナンスの強化。 | (1)顧客ニーズに即したサービス・商品の開発と営業支援ツールの強化。 (2)効率的な営業店運営体制に沿った営業店機能の集約、システムインフラ整備。 (3)全額犯罪防止に向けた対応およびリスク管理の高度化。 (4)個人情報保護法に対応した情報管理の徹底。 (5)システム投資会議による投資判断、結果評価による循環プロセスの定着。 | (1)6月と9月、システム投資会議を開催し、投資案件の審議・事後評価を実施。 (2)偽造・盗難キャッシュカード被害防止に向けた対策を実施。 ・ATM支払限度額を個別設定できるシステムの導入 ・ATMによる暗証番号変更時のチェック機能追加 (3)業務効率化に向けたインフラ整備を実施。 ・財形預金業務の本部集中化 ・ATM通帳繰越機能追加 ・ビジネスセンター機能向上 ・ローン業務の本部集中化 (4)個人情報保護法対応。 ・セキュリティスタンダードの改訂 ・行内OAへの情報セキュリティ監視ソフト導入(8月)。 | (1)当初計画通り進捗(営業店業務の効率化対応、キャッシュカード犯罪対応等のインフラ構築)。 (2)下期は、17年度上期に導入したパソコン監視ソフトの展開を進めるとともに、行内ネットワークの高速化を進め、情報管理強化を図る。 (3)インターネットバンキング取扱サービスの拡大等により、お客様サービスの高度化を進める。 |

| 銀行 | 取組方針および目標 | 具体的取組策 | 17年4月～9月の進捗状況 | 進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題 |
|------|---|--|---|---|
| 群馬 | 効率的なIT投資を推進する仕組みの整備。 ・営業店端末の更改による営業店事務の効率化。 ・金融犯罪防止策、および情報セキュリティ対策の強化。 | ・システム基盤の標準化やシステム間連携方式の統一等、システムの「全体最適」に係る方針の策定、実践。 ・営業店事務体制見直しプロジェクトにおける、営業店端末が備えるべき機能要件の検討と次期端末システムへの反映。 ・金融犯罪防止策や情報漏洩防止策等の継続検討・実施。 | ・システム間連携方式の統一化、新営業店端末システムの機能要件について検討を進めている。 ・ATMでの疑わしい取引のモニタリングを開始し、ATM操作による1日当り払戻限度額の任意設定(引下げ)を可能とした。 ・キャッシュカードの発行及び暗証番号変更時、顧客の機械操作による窓口での暗証番号登録と推測容易な暗証番号のシステムチェックを開始した。 ・本人確認手段として行内パソコンに指紋認証方式を導入した。 | ・効率的なIT投資の検討や金融犯罪防止策など着実に進捗している。 ・金融犯罪防止に係る今後の取り組みとして、ICキャッシュカードの発行やATMにおける生体認証機能の導入、偽造・盗難等キャッシュカードによる被害者への補償等について検討を進める。 ・情報漏洩対策としては、パソコン操作履歴の記録と分析を行うためのシステム対応(出口管理)を実施する予定である。 |
| 千葉 | CRMシステムを戦略的に活用し、顧客に対し最適な商品提案を進めるとともに、ITを活用したリスク管理の高度化等を進めていきます。 | 1.CRMシステムの機能向上を図り、お客さまに対しタイムリーに商品提案を実施します。 2.営業店と本部間の情報を分かり易く提供・収集できるよう行内情報を整備・充実させます。 3.ITの有効活用を図るため、他システムとの関連性を見据えた導入と統一的なシステム維持の実現に向けたルールを策定します。 4.定期的なIT投資効率の検証と検証結果を踏まえ見直しを行います。 | 1.顧客に対しタイムリーに商品提案を行うため、CRMシステムの機能向上に向けたシステム開発を実施しました。 2.営業店LANを見直し、「新行内情報インフラ」の導入に向け開発に着手しました。 3.他システムとの連携を図るため、開発に係る提案依頼書作成ルールの制定に向けて検討を開始しました。 4.IT投資効率の検証を実施するとともに、進捗状況の確認・改善策の策定を行いました。 | [現状分析] CRMシステムを戦略的に活用するほか、行内インフラの再整備に着手するなど、ITの戦略的活用に向け当初計画どおりに進捗しています。 [評価及び今後の課題] 顧客への高度な金融商品・サービスの提案、ITを活用したリスク管理の高度化を進めるなど成果は相応のものと同評価しています。今後については、他システムとの連携を図るための開発ルールの策定、適用方法を定める必要があると考えています。 |
| 千葉興業 | ITを戦略的に活用し積極的に新商品・サービスを創造、業務改革(業務の効率化、コスト削減等)を実施し、お客さまにより良い商品・サービス等を提供していく。 情報系システムの整備 コンサルティング業務の強化 顧客利便性の向上および安全性の強化 リスク管理の高度化 IT投資効果の検証 | 顧客データベース拡充等による情報システムの整備 基幹システムに連動した情報系統合データベースの構築、情報分析ツールの導入による顧客ニーズ等の多角的な分析と顧客へのサービス提供の実施。 ITを活用したコンサルティング機能の強化 資産相談等における遠隔相談システムの導入を検討。 顧客利便性の向上および安全性の強化 インターネットを利用した取引対象業務の拡大およびATMを利用したサービスの拡充。 ICカードの導入によるセキュリティ強化等による偽造・盗難キャッシュカード対応の強化。 リスク管理の高度化に向けたIT活用 信用・オペレーショナルリスク定量化による新BIS対応、個人情報保護法に則ったシステム対応による情報管理の強化。 IT投資効果の検証 システム戦略委員会および経営健全化計画推進委員会等による進捗・実績管理とIT投資効率の効果的検証手法の検討。 | 新BIS規制対応方針の決定に伴い、信用リスク定量化につきシステム化を含め対応を検討する等、各種リスクの高度化を図るとともに、法人向けインターネットバンキング・外為EB・ATMカードローン等の新商品・サービスの充実を図った。 一方、ICカードにつき、生体認証とともに平成19年2月サービス開始を決定し検討、ATMでの支払限度額任意設定機能を追加した他、異常取引モニタリング・類推されやすい暗証番号対応につき、下期実施に向け検討する等、安全性強化に努めた。 | 17年度上期については概ね実施スケジュール通りに進捗、今後の課題として、キャッシュカードセキュリティの高度化、融資・審査業務の高度化、顧客利便性の異なる向上、リスク管理・情報管理の強化等に取組む。これらに対する対応方針として、ICカード発行や生体認証の導入、ATMでの外貨預金の取扱や遠隔相談システムの試行、格付自己査定システムの導入、個人情報保護法に則った暗号化システムの導入や店舗外ATMのデータ暗号化対応等を決定しているほか、信用リスク定量化システム導入によるリスク管理の高度化、蓄積データの漏洩防止対応等の検討を継続。 |
| 東京都市 | 1.渉外活動に利用する顧客情報について、管理の高度化を図る。 2.顧客利便性向上の視点から、インターネット・バンキングの機能強化に取組む。 | 1.渉外活動時に必要な顧客情報を専用の携帯電話にダウンロードできるシステム(情報セキュリティツール)を平成17年度下期より全店に導入する。 2.インターネット・バンキングについて、法・個人別に顧客ニーズを調査し、必要な機能を追加する。 | 1.携帯電話による「情報セキュリティツール」(愛称:「モバイル君」)は7月より3ヶ店で試行を開始し、8月に全営業店に導入。 2.インターネット・バンキングについては、機能追加およびバージョンアップ内容を確定。 | 携帯電話による「情報セキュリティツール」については計画通り全営業店に導入。今後は、渉外活動に利用する顧客情報について更なる管理の高度化を図る。 2.インターネット・バンキングについては、機能強化に向け改良作業に着手。 |
| 第四 | 地域密着型金融を効果的かつ効率的に実施するため、ITの戦略的な活用に向けた取組みを推進する | ・IT投資効率の検証及び検証結果を踏まえた投資実施 7. IT投資に対する投資対効果評価の厳正化により、投資コスト及びリスクの軽減を図り、戦略的な案件に集中投資可能な内部管理態勢を構築 顧客の安全性・利便性向上 7. キャッシュカード犯罪防止対策としてICカードの導入とATMに生体認証機能を付加 イ、同対策としてATM及びインターネットバンキングを利用し、1日当たりの支払い限度額設定を可能にする | 顧客安全性 ・ATMを利用した支払限度額変更システム対応済み ・ATM利用時の支払店舗限定登録システム対応済み | 顧客安全性 ・当初計画通り進捗中 |
| 北越 | IT効果検証等を踏まえたIT投資等の適切性確保に留意し、ビジネスモデル等の状況に応じたITの戦略的活用に取り組む。 大型投資案件全体について中長期的観点から投資の可否、優先順位決定を審議する「IT投資戦略会議」を新設。 | リスク定量化とITを活用したリスク管理の高度化 次期基幹システム共同化の推進 IT投資効率化に向けた検証態勢の強化 ITを活用した提供チャネルの追加、新営業店システム等による営業店事務の効率化及びお客さまの利便性の向上 | ・17年4月に「システム共同化ワーキンググループ」を設置し、次期基幹システム共同化を検討。 ・IT投資効率化に向けた検証態勢の強化のため「IT投資戦略会議」の設立準備。 ・マルチペイメントネットワークの機能拡充のため、法人向け国庫金収納サービスなどの準備を進め、10月から取扱いを開始。 | リスク定量化とITを活用したリスク管理の高度化に向け準備。 引き続きITの効率的投資・活用により営業店事務の効率化、お客さまの利便性向上など努める。 |

| 銀行 | 取組方針および目標 | 具体的取組策 | 17年4月～9月の進捗状況 | 進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題 |
|--|---|---|---|---|
| 山梨中央 | マーケティング態勢の整備 1. 短期的な業績の追求に相対的に偏り、顧客ニーズ・指向を認識した上での営業推進が十分にできていない。 2. 顧客のライフスタイルを特定できるデータベースの整備および情報共有化が遅れており、顧客に訴求できる提案、および統一感のある顧客対応が十分にできていない。 | 1. 顧客ニーズ・指向を認識したコンサルティング営業を実践するためのインフラ整備を行う。 2. 各顧客とのコンタクトチャネルにおいて、顧客に関する情報が共有化され、統一感のある対応が適時・適切に行えるインフラ整備を行う。 | 1. 17年5月：営業支援システムの機能改善を実施した。 2. 17年8月：トランザクションデータの項目を見直し、17年8月末データから蓄積を開始した。 3. DMセンターの機能拡充の概要およびシステム更改について検討を行った。 4. 法人・個人事業主向け情報サイトの要件、営業活動への活用方法等について検討を行った。 5. 営業支援システムへビジネスマッチング情報蓄積・検索機能の追加検討を行った。 | 1. DMセンター関係は、企画案を確定し機関決定後、機能拡充・導入準備を行う。 2. 法人・個人事業主向け情報サイト関係は、事業計画について継続して検討を進める。 3. 営業支援システム関係は、営業店の要望を調査したうえで、実効性の高い改善項目を抽出する。 |
| | ダイレクトチャネルを活用した営業推進と利便性の提供 1. ダイレクトチャネルの利用意向の強い顧客、営業時間内に来店が難しい顧客に利便性を提供するため、ダイレクトチャネルの機能拡充を図るとともに、顧客のサービスに対する認知度の向上を図る。 2. 個人向けインターネットバンキングの利便性告知による利用顧客の増加と利用率の向上 3. 個人向けインターネットバンキングのご利用ガイドの改定内容をチェックし印刷を手配した。 4. ホームページの高度化に向け改善点を抽出した。 5. 電子メールを活用したDM推進を行う準備として、一斉メール配信機能の導入費用等について調査を行った。 | 1. 個人向けインターネットバンキングの機能拡充（リスク性商品販売機能、新決済機能の追加） 2. 広告メディア・ITフェアおよびDM・営業活動を通して、新機能の利便性を告知する。 3. ホームページの高度化 4. 電子メールを活用したDM推進態勢の整備 | 1. DM・テレマ、フリーダイヤル等を通じて、個人向けインターネットバンキングの利便性告知を継続実施した。 2. ネットバンキングへの民間版マルペイ機能追加の準備を行った。 3. 個人向けインターネットバンキングのご利用ガイドの改定内容をチェックし印刷を手配した。 4. ホームページの高度化に向け改善点を抽出した。 5. 電子メールを活用したDM推進を行う準備として、一斉メール配信機能の導入費用等について調査を行った。 | 1. ホームページの高度化（関連頁への連携機能、用語解説などの整備）関係は、抽出した改善項目について、変更準備を進める。また、サイトの利用しやすさについても改善を検討する。 2. 電子メールによるDM関係は、フィッシング詐欺対策、ネット環境障害時の緊急連絡にも活用するため、導入準備を進める。 |
| | 電子自治体システムへの協力・支援 1. 地域金融機関の重要な使命として、電子自治体システムへの協力・支援に積極的に取り組んでいく。 | 1. 山梨県のマルチペイメントネットワーク導入により、行政の効率化が早期に達成できるよう指定金融機関として積極的協力・支援する。 2. 県内各市町村に対して、将来のマルチペイメントネットワーク利用を見据えて、さらに業務の効率化の観点からマルチペイメント対応帳票への統一化・収納データ作成代行サービスを推進する | 1. 山梨県とマルチペイメント導入に関する情報交換を実施 2. 県内市町村を対象に「公金業務の効率化に関する説明会」を開催し、マルチペイメント対応帳票への統一化・収納データ作成代行サービス・口座振替受付サービス・公共料金明細サービス等の業務効率化策を提案（8月2日） | 1. 山梨県のマルチペイメント導入を引き続き支援していく。 2. 県内市町村に対して、ITを活用した業務効率化策を引き続き提案していく。 |
| | 次期営業店システム構築 イメージ処理などの最新のIT技術を活用した新機能を導入し営業店事務の削減・事務効率化を図るとともに、本人確認機能などを活用し堅牢性の向上を図る。 | 営業店端末を最新パソコンに更改しイメージ処理を活用したワークフロー、印鑑照合機能、窓口支払における暗証番号入力による本人確認などの新機能を導入し、営業店事務の効率化、堅牢性向上を図る。 | 湯村・青沼支店の2ヶ店にて7/11より試行を開始し、試行店の要望・意見に基づき、機能追加・改善を行った。 9/12より、6ヶ店（試行店を含む）にて本番稼働を開始し9/20に4ヶ店へ展開を行った。 類推可能暗証番号チェックを行うプログラムの開発を行い、対象先へのDM発送を6/28に行った。 | 試行・順次展開ともスケジュール通りの進捗である。営業店の事務効率化、堅牢性の向上が図られた。 新端末の展開とともに、文書管理システム（示達・規定の電子化）の展開スケジュールを決定する。 |
| | 偽造カード取引への対応 偽造キャッシュカード取引への対策として「偽造カードを作られないため、の方策、偽造カード使用や盗難カードによる成りすましへの防止策、被害拡大防止」に向けた対応策について対応する。 | 1. ICキャッシュカードの導入を行い、キャッシュカードの偽造防止を行うとともに、多機能化による顧客利便性向上を図る。 2. ICキャッシュカードの導入と併せ「生体認証」（掌静脈、指静脈等）の導入を検討し、偽造カード取引や盗難カードによる不正払出しの防止を図る。 3. 異常な引出しを検知するシステム、総合口座における当座貸越利用限度額の制限などの導入を検討し、被害拡大防止を図る。 | 1. ICキャッシュカード導入と生体認証導入について、ICチップへの搭載機能、OS、容量、生体認証方式および導入スケジュールの検討を行った。 2. ATM画面の暗証番号入力キーのスクランブル化およびATMにて支払限度額引下げを可能とするサービスを7/1より開始した。 3. 異常な引出しを検知するシステムについて、勘定系システムの還元帳票により確認を行う仕組みの検討を行った。 | 導入スケジュールに基づき、搭載機能、OS、容量、生体認証方式、展開方法、手数料等検討を行う。 異常な引出しの検知について、条件を決定し還元帳票により各店への還元を行う。 |
| リスク管理の高度化に向けたIT活用 1. 平成19年3月末に、新BIS規制の信用リスクアセット計算において、「標準的手法」による算出を可能とし、同時に、「基礎的の内部格付手法」による試算を行えるようにする。 | 1. 「新BIS規制対応作業部会」の中に、信用リスク担当コアメンバーチームを組成する。 2. 「基礎的の内部格付手法」に備え、データ蓄積とシステム整備を進める。 | 1. 新BIS規制の信用リスクアセット算出に向け、システム・ベンダーを選定するとともに、作業部会の立ち上げを行った。 | 1. 作業部会において、新BIS規制の信用リスクアセットの算出について、「標準的手法」「基礎的の内部格付手法」の双方に備えた要件定義をしっかりと行っている。 | |
| 八十二 | 新決済システム(MPN)のシステム拡充 料金払込サービスのシステム拡充を行い、「地公体税金・公共料金等」の料金種類についても納付を可能とする。 対応完了時期は18年1月とする。 | 法人向けインターネットバンキングをレベルアップし、当該サービスの契約者については、特別な申込みを行なうことなく、料金払込サービスで上記「地公体税金・公共料金等」の納付を可能とする。 レベルアップに際しては、並行して各収納企業・団体等と事前交渉を行い、納付可能な税金・料金種類を増加させる。 | 法人向けインターネットバンキングのレベルアップ開発着手、接続テスト等の実施 | 引き続きスケジュールどおりに進めていく。 ・サービス提供開始（18年1月予定） ・当初は、公共料金収納企業等（地公体、民間企業数社）と開始する予定。 |
| | リスク定量化等ITを活用したリスク管理の高度化 新BISに対応したリテールデータベース高度化 信用リスク量、回収率の計測と回収率、毀損率の精緻化 | 信用リスク量、回収率の計測と回収率、毀損率の精緻化 リテールデータベースの構築 回収額、毀損額等のデータベース構築および、回収率、毀損率の推定および検証 | 消費性リテールデータベースの検討に着手 | データベースの管理方法と、データベースの構築検討（18年度～） |
| | システム共同化の推進 システム開発コストの削減ほか、共同化メリットを追求・実現する。 | じゅうだん会の開発行としての適切なサポート実施 保守スキームの向上、上流工程（企画段階）業務施策の共有化 共同化可能な業務の抽出、実現に向けた検討・対応 | 武蔵野銀行、琉球銀行のシステム移行支援 共同バックアップセンターへの参加につき組織決定 | 予定どおりの進捗、今後もスケジュールどおり移行支援を実施していく。 ・武蔵野銀行、琉球銀行の移行完了（18年1月） ・バックアップセンターの共同化実施（17年度下期～） |

| 銀行 | 取組方針および目標 | 具体的取組策 | 17年4月～9月の進捗状況 | 進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題 |
|--|---|---|---|---|
| 北陸 | ・広域店舗網というビジネスモデルに適した販売チャネルの拡大、店舗戦略、顧客の利便性・安全性の向上、リスク・マネジメントの管理等を実現するために、ITの戦略的な活用を図る。 | ・利便性向上 ・個人向けインターネットサービスについて利用口座・サービスの拡充 ・法人向けインターネットサービスについて顧客の利用件数・頻度に応じたラインナップの拡充 ・遠隔相談サービスの機能拡充および導入店の拡大(50ヵ店) ・マルチペイメントネットワークの収納機関拡大 ・ICカード化への対応、電子マネー等新しい決済分野への対応 ・コンサルティング機能強化 ・法人向け会員制情報提供サービス「ほくぎんビジバ倶楽部」のサービス充実 ・中国向け「ほくり」(長城会企業情報ホームページ(中国語))の実施 ・リスク管理・情報システム構築 ・内部格付手法による信用リスク管理体制の確立 ・預かり資産を中心とした顧客データベースの拡充 ・北海道銀行および横浜銀行とのシステム共同利用の検討 ・基幹システム群を基本に、データの加工・分析等を行うシステムなどへの範囲拡大を検討 | ・支店内に「情報・IT企画室」を設置(6月)。 ・今後の法人向けEBサービスの中心となるインターネットバンキングサービス「ほっと君Web」を総合振込・給与振込などの伝送機能から先行実施(8月)。 ・新しいビジネスマッチングサービスの一環として、「ほくり」(長城会企業情報ホームページ(中国語版))のサービスを開始(9月)。 | ・17年度上期に予定していた信用リスクアセット計算システムは10月設置となったが、概ね計画通りに進捗。今後も、顧客の利便性向上、コンサルティング機能の強化、リスク管理、情報システムの構築を中心に取り組んでいく。 ・システム共同利用に関しては、システム機能の強化・高度化、およびお客さまのニーズにあった商品・サービスの効率的かつ迅速な提供を目指し、プロジェクトチームを組むなどして、詳細を検討していく。 |
| 北國 | 営業部門と事務効率化にかかるIT投資を集中的に実施することで、顧客利便性の向上と収益力の強化を目指す。 | ・インターネットバンク、タイルセンター(=コールセンター)の機能拡充 ・個人ローンの初期審査、途上審査、債権管理のシステム化 ・マーケティング力の向上と顧客への提案力の向上 ・営業店の事務BPRによる効率化と事務リスクの低減並びに顧客待ち時間の短縮化 ・統合事務センターの設立と集中事務関連のシステムの更改 | ・お客さまの利便性向上に係るITの戦略的活用 ・㈱イーネットとの提携によるコンビニATMの取扱開始 ・福井銀行、富山第一銀行との「FITネット」業務提携による3行のATMの相互無料開放の開始 ・お客さまの待ち時間短縮のための、営業店窓口におけるEQシステムの設置(平成17年度上期新設10店舗、累計50店舗) ・事務効率化・収益力強化に係るITの戦略的活用 ・「事務向上委員会」の新設 ・手形交換業務、預り手形管理業務の効率化を目的とした「MCRシステム」のリニューアル | ・FITネットATMについては、平成18年4月より相互入金のお取扱いを開始するなど、ITを利用した一層の顧客利便性の向上に努めてまいります。 またIT活用による事務BPRを推進し、コスト削減を図ってまいります。 |
| 大垣共立 | 顧客データベース拡充等による情報システム構築 ・顧客のニーズ・嗜好にフィットしたサービスを、タイムリーに提案・提供するための顧客情報インフラとして、CRM(MCIF・営業支援システム)を構築。 | ・CRM(MCIF・営業支援システム)の構築(17年10月稼働予定) ・営業支援システムには、顧客情報の共有・活用機能と営業支援機能(推奨商品メッセージ、キャンペーンの本部・支店連携、支店での見込先抽出、行動計画機能等)を実装。テラー窓口、得意先、コールセンター等接客行員と管理職ならびに本部がパソコンにて、同システムを活用していく。 ・CRMにより本部にて顧客分析、特性・ニーズに合わせた預り資産、ローン等の効率的・効果的な推進、新商品・サービスの展開を図る。 | ・営業支援システム利用対象者向け研修の実施。 ・営業支援システムの試行店での運用開始。 ・17年10月、営業支援システムの全店稼働。 | ・CRM導入により、顧客特性・ニーズに合わせた預り資産、ローン等の効率的・効果的な推進、新商品・サービスの展開を図る。 |
| | ITを活用したコンサルティング機能の強化 ・顧客ニーズに合わせて、システムをレベルアップし、顧客利便性の向上、業務の収益化、効率化、省力化を図る。 | ・FPコンサルティングシステムのバージョンアップ、医療介護開業コンサルティングシステムに、プレゼンテーション効果を付与。 ・中国進出コンサルティングシステムの導入。 ・各種コンサルティングを提供する法人支援サイトの開設。 ・環境配慮型住宅建築シミュレーションソフトを大学等と連携して開発。 | ・FPコンサルティングシステムのバージョンアップ(税制・法改正に即応可能なシステムに更新) ・中国コンサルティングシステムの導入(17年6月、中国情報データベースの提供、Eメール対話によるヘルプデスク機能付加) | ・レベルアップしたFPコンサルティングシステムを有効活用し、コンサルティング機能の一層の強化、業務の合理化・効率化を図っていく。 |
| | 地域の特性等を踏まえた業務・システムの最適化の推進 ・ITを取り巻く環境変化に柔軟に対応できるシステム基盤の整備・再構築を計画的に推進する。 | システム投資協議会によるシステム投資最適化の検討。 システム基盤整備計画の策定、実施に向けた取組み。 | システム開発中長期計画を策定し、常務会においてシステム基盤整備の方向性と構想を経営に報告(17年8月) | 引き続き、システム基盤の整備・再構築を計画的に推進する |
| IT投資効率の検証及び検証結果を踏まえた再構築等 ・投資効果の見積もり・検証におけるより効果的な手法・基準を確立する。 ・検証結果に基づいたシステムの最適化に向けたマネジメントサイクルを確立する。 | 投資効果の見積もり・検証に於ける手法・基準の確立。 検証結果に基づくマネジメントサイクルの確立。 | ・投資効果検討表に基づく効果見積もりの実施(17年4月) ・投資効果検討手法の検討 | ・投資効果の見積もり・検証におけるより効果的な手法・基準を早期に確立する。 | |

| 銀行 | 取組方針および目標 | 具体的取組策 | 17年4月～9月の進捗状況 | 進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題 |
|------|--|--|--|--|
| スルガ | 1. 新経営システム構築によるコンシェルジュ基盤の強化(19年度) (1) 顧客サービスの更なる高度化 (2) 独自商品・サービスの提供 (3) 安全で安定したサービスの提供 2. ITの戦略的活用にあたっては経営陣が主導的な機能を発揮し、適正性を確保するとともにIT効果を検証 | 1. ITを活用した「ドリームアセットナビ」の拡充等によるコンサルティング機能の強化 2. ビジネスバンキングの機能拡大等による業務・システム最適化の推進(新共同センター) 3. リスク定量化等ITを活用したリスク管理の高度化 4. IT投資効率の検証及び検証結果を踏まえた再構築等 (1) 勘定系システムの再構築(新経営システム) (2) データウェアハウスの構築(新経営システム) (3) 為替OCRシステムの再構築他(新営業店システム) | 1. 新経営システムの要件定義の決定 (1) システム基盤ならびに制御関連の要件定義の作成終了 (2) システム導入による変革ポイントについて取り纏め (3) 継続的な研究会を開催(全6回)し、パッケージの活用方法についての検討を実施 2. 格付自己査定システム(CRAS)の稼働により、債務者モニタリングによる随時査定ならびに新債務者格付体制を整備し稼働 3. 新営業店システムにおける為替OCRシステムの再構築等事務の集中化ならびにセキュリティ強化を実施 | 1. システム基盤並びに制御関連の要件定義を終了、業務要件については、現在作成中 2. CoreBank研究会を開催し、その報告書を成果物に追加予定 作業の工程管理や情報共有、パートナーとの協力関係に一部スムーズに進んでいない部分があり、管理職の細かい指導や会議等の運営方法の見直しを行い、より生産性を確保 3. 格付自己査定システム(CRAS)に関し、新経営システム構築時に、本システムとの整合性を図り、効果的なシステム化を実施 |
| 泉州 | 「第9次IT推進計画」を推進し、中期経営計画「ACT07」の達成を支援。 (「第9次IT推進計画」の柱) - 信用リスク管理の強化 - 営業支援 - 効率化 - 情報セキュリティ対応 - 制度対応 | ・信用リスク管理の強化 ・ロートータルシステムの見直し ・信用リスク管理の精緻化・高度化 ・営業支援 ・ダイレクトチャネルの更なる機能拡大 ・新商品(サービス)発売・既存商品の見直し ・新営業支援システムの構築 ・WEBによる情報提供サービスのコンテンツ充実 ・効率化 ・営業店事務の更なる効率化 ・イメージを活用した事務集中システムの導入 ・情報セキュリティ対応 ・偽造キャッシュカード対策 ・ドメイン管理の導入 ・制度対応 ・「バーゼル」(新BIS規制)対応 ・米国会計基準、SOX404条対応 ・証券決済制度変更への対応 | 「第9次IT推進計画」の推進 ・東京三菱銀行とのATM出金提携を開始 ・新型ATM(AK-1)導入開始 ・インターネット・モバイルバンキングの会員を対象に「ATM引出し通知サービス」を実施 ・ATMに1日当りの引出限度額引下げ機能を追加 個人情報保護を目的とした携帯端末(PDA)の導入準備 | 分析・評価 ・ほぼ計画通り実施 (今後の課題) ・信用リスク管理の強化として、ロートータルシステムの構築が必要 ・キャッシュカード暗証番号のセキュリティ強化対策として、類推されやすい暗証番号チェック、暗証番号相違時の累積回数の見直しが必要 ・個人情報保護法への更なる対応として、コム帳票を含めた還元帳票の更なる電子化、ATM暗証番号のスクランブル化が必要 |
| 池田 | NTTデータ「地銀共同センター」を有効活用し、ICキャッシュカードやインターネットバンキング等先進的な商品・サービスの推進に取組むとともに、個人情報管理の強化を図る。 | 開発済みの「地銀共同センター」機能の中で、当行が利用していない商品やサービスについて利用を検討。 営業用個人情報管理システムの導入の検討。 投信販売やマルチペイメント対応などインターネットバンキングを中心とした取引機能の強化。 基幹システムのサーバ化、帳票の電子化、顧客宛郵便物等印刷物のアウトソーシング化。 | ・生体認証付2口座制ICキャッシュカードの発行を開始。 ・偽造・盗難キャッシュカード対応としてATMでの1日の利用限度額の設定を開始。 ・偽造・盗難キャッシュカード対応としてATMおよび窓口での1ヶ月の利用限度額の設定を開始。 ・個人情報保護法対応として行内LANに暗号化ソフト導入。 ・帳票電子化に着手。また対象とする帳票(96帳票)を確定。 | 偽造・盗難キャッシュカードの対応をはじめ、ITの戦略的活用に向けた取組みは、実施スケジュールに沿って順調に進捗。今後も行内LANのセキュリティ強化や帳票電子化を順次進め、NTTデータ「地銀共同センター」の機能を有効活用しながら、先進的なサービスの推進に取組む。 |
| 但馬 | 地域密着型金融を効果的かつ効率的に実施するため、ITの戦略的活用に向けた取組みを検討する。 | ITの戦略的活用等に関する研究を深めるとともに、当行のビジネスモデルに則したITの活用について検討を進める。 | 1. 地銀協が主催した「システム部門管理者講座」へ参加し、ITの戦略的活用に関する検討を進めた。 2. 総合融資支援システムの構築に着手した。 | これまでに取得したノウハウの活用・実践により、総合融資支援システムの構築を進めるとともに、当行のビジネスモデルに則したITの戦略的活用を検討する。 |
| 鳥取 | 顧客データベース(MCIF)等のインフラ整備、高度化によるリテール提案力の向上を図る。 IT技術の活用による営業店事務の効率化と顧客サービス向上のための取組みを強化する。 | 既存のデータベースを統合したMCIFデータベースの構築。 テレビ会議システムを活用した顧客サービスの向上と営業店事務の効率化を図る。 インターネット、モバイルを活用した顧客ニーズの高い商品・サービスの提供を行う。 E-B委員会等におけるIT投資の一層の検証充実を図る。 | ・採算管理(法人)、個人、世帯名寄せデータの整備など、MCIFデータベースの検討・設計を完了するとともに、プログラム開発・テストを実施 ・インターネット、モバイルチャネルの機能評価及び分析を行い、新商品・サービスを導入(モバイルによる消費者ローン申込みの受付、インターネットバンキング専用の定期預金の販売等) | 法人インターネットバンキングの契約伸率は、機能・推進強化を行った結果、16年下期比、月平均で14%増となったことから、今後は伝送業務受付時間の延長や口座振替・代金回収業務の新規追加等を行い、機能面の更なる充実を図る。 |
| 山陰合同 | 「信用リスクに係る」基礎的内部格付手法採用の方針に沿ったリスクアセット計算システムを稼働させる 「情報連絡発信検索閲覧システムの導入によりマッチング支援の強化、充実を図る 「収益管理システムの再構築による「収益リスク管理体制の高度化」「フィージビリティの強化」「営業店事務の効率化」を推進する 総合融資支援システムの構築により、審査事務の効率化、融資営業力の強化、融資関連業務の一体化を図る | 「リスクアセット計算システムについては、18年2月のカットオーバーを目指す ・営業幹線情報のDB化、インフラによる全文検索、閲覧を可能とし、情報抽出の利便性向上と照会受付事務の省力化を図る ・PRIMEシステムの更改により、信用コスト控除後利益をベースとした適切なリスクテイクが可能な体制を整備する ・電子稟議システム、法人渉外支援システムの導入により、総合融資支援のポータルサイト化を実現する | 「リスクアセット計算システム」の構築は、要件定義・設計フェーズを完了 開発フェーズを50%程度消化(予定どおりに進捗) ・営業幹線(ビジネスマッチング)情報のDB化、インフラ化は、「情報全文検索システム」の導入を完了(10月から全店に展開) ・総合融資支援システムは、ベンダーの選定完了 | 「リスクアセット計算システム」の構築は、開発フェーズおよび総合テストフェーズを消化し、当初計画どおり18年2月に稼働予定 (本番運用開始は3月の当局ヒアリング完了後の予定) ・PRIMEシステムの更改は、ハードの更新が遅れており、3カ月程度スケジュール遅延、新機能の展開が18年度下期中にずれ込む見込み ・総合融資支援システムは、11月から開発に着手しており、下期中には要件定義・基本設計を完了する予定 |

| 銀行 | 取組方針および目標 | 具体的取組策 | 17年4月～9月の進捗状況 | 進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題 |
|-----|---|--|--|--|
| 中国 | ・今後の経営課題の実現、および営業店事務の合理化のため、営業店端末の更改、システム連携基盤の構築、ネットワークの高速化などを中心とした「統合営業店システム」を導入します。 また、導入に当たっては、外部専門家評価の検証プロセスを受け「投資額」および「ベンダー選定」の妥当性検証に競争原理を活用致します。 | ・システム基盤として、ネットワークの高速大容量化、サーバスペースの削減によりシステム間連携が容易な基盤を構築致します。 ・営業店端末にイメージ処理を導入することにより、営業店事務の合理化、堅牢性の向上を図ります。 | ・平成17年6月：外部コンサルタントによる投資額等の妥当性検証完了。採用ベンダー（IBM/沖電気） ・平成17年7月：要件定義、新事務フローの検討着手。 | 当初の計画に沿い平成17年6月までに採用ベンダー及び総投資額を確定させました。平成17年7月より要件定義に着手し、ほぼ計画通りの進捗中です。 |
| 広島 | ・IT戦略の基本方針(平成17～19年度)に基づく推進を図る。 ・IT戦略の活用と共同システムの更なる拡大に向けた取組みを強化する。 ・IT戦略の活用による顧客サービス向上 ・全体最適化の推進によるIT投資の効率化 ・金融犯罪への対応、情報セキュリティ対策に係るシステムリスク管理強化 ・最新技術を活用した行内情報システムの導入による企業風土、意識改革への挑戦 ・IT人材の継続的な育成 | 福岡銀行との共通指針である「IT中長期プラン」に基づき推進 ・個人インターネットバンキングの機能強化、TV相談システムの導入、ICキャッシュカードへの対応 ・サーバー群の統合等によるシステムの最適化推進 ・不正取引検知システムの導入、市場管理/ALMシステムの更改、新BIS規制対応システムの導入、債権管理システムの導入、情報漏洩防止策の実施 ・本部情報系基盤の構築、イントラネットの再構築 ・IT人材の行内公募、アウトソーシング先への研修出向 | 本部情報系基盤データベースを導入し、大量データの高速検索ならびに分析機能の高度化を実現(6月) アウトソーシング先への研修出向を2名実施 市場部門のリスク管理強化を企図し、市場リスク管理システムを導入(5月) | 本部情報系基盤は、ユーザー部門による活用がまだ不十分であり、今後、研修等により利用促進を図る。 研修結果を踏まえ、アウトソーシング先での研修内容・派遣期間等の見直しを行う。 市場リスク管理システムの導入目的は達成したが、今後、ユーザー部門における活用の高度化、事務処理体制等による合理化を検討する。 |
| 百十四 | ・システムコストの削減 ・基幹システムに係るシステムコストを削減することで、今後のIT投資の拡大に備えます。 ・新たな顧客サービスへの対応 ・共同化システムを活用し、最先端の商品・サービスを、これまで以上のスピードで取り入れ、タイムリーに顧客に提供いたします。 | 共同化システムの開発 東京三菱銀行のパッケージをベースに、参加行と日本IBMで共同化システムを開発いたします。 開発運用会社の設立 共同化システムの開発とサービスイン後の保守・運用を行う会社として、日本IBMを筆頭株主とする開発運用会社を設立いたしました。(16年4月) 開発と運用のアウトソーシング サービスイン後は開発と運用を開発運用会社にアウトソーシングいたします。 | ・基幹システムの共同化は、予定通り進捗中です。 | ・17年度上期に予定していたものは、予定通り終了いたしました。 ・引き続き、稼働に向け着実に作業を進めてまいります。 |
| 伊予 | 地域密着型金融を効果的かつ効率的に進めるため、多面的な投資効果の検証を踏まえ、IT投資の適正性の確保に留意しつつ、ITの戦略的な活用に向けた取組みを推進する。 | ・ITを効果的かつ効率的に活用することによって、業務の効率化およびリスク管理の高度化等を推進する。 ・適正規模の投資水準を確保するため、投資効率の多面的な検証方法の導入を推進する。 | 「融資支援システム」(格付・自己査定)を活用し、信用格付と資産査定作業等の融資業務効率化等を推進 「営業支援システム」の開発を推進(行員研修、検証作業等) 契約書集中保管システム(事業性融資契約書)の要件定義に着手 行内ネットワークの更改(光回線化等)に着手し全店展開中 全店ファイルサーバの導入を具体的に検討 | 「融資支援システム」(電子裏書)の活用により、信用リスク管理の高度化、融資業務の効率化、標準化を推進する。 「営業支援システム」の活用徹底と利用実態の継続調査に取り組み、契約書集中保管システムについては、早期に導入計画を確定させる。行内ネットワークの更改(光回線化等)の全店展開を推進する。 全店ファイルサーバの導入に向けた取組みを推進する。 業務システム間の連携を含む先進技術について、情報収集を継続する。 多面的な投資効果の検証方法について、情報収集・研究を継続する。 |
| 福岡 | ・顧客利便性向上、金融犯罪防止、経営管理高度化にむけ、ITの積極的な導入、活用を図る。 ・IT/ウハウハ(人材)を地域企業へ還元することにより、地域企業のIT化をサポートする。(年間20社以上の支援を目標とする) ・共同化による開発を大前提とし更なる投資効率性を追求する。 | 地域特性を活かしたコンビニATM提携先の拡大及びダイレクトチャネルの商品・サービス機能の拡充 ITを活用したリスク管理、収益管理の高度化 地域企業へのIT化支援 共同化によるシステム構築の継続的推進 システム投資委員会の継続実施を通じた投資効率性の向上 | コンビニATMの拡大(イーネット提携) 7月15日開始。(平成17年9月末設置台数:142台(福岡県内)) 取引先IT化支援 地元企業14社にIT化支援実施。 取引先IT化支援におけるビジネスマッチングのライアンス先を平成17年度上期に4社追加。(平成17年9月末現在:9社) インターネットを活用した住宅ローン申込サービス 8月8日開始。 | 平成17年度上期の施策は計画どおり実施できている。 平成17年度下期以降の施策についても、カードロック・ICカード化・生体認証等の不正取引防止対策等、実施に向け計画的に取り組んでいく。 |
| 佐賀 | ○新営業店システムにより、イメージ処理機能活用による営業店事務の効率化と、パソコン機能活用による店頭セールス力強化の支援を図る。 ○収益管理システムにより、スプレッド収益・信用コストを反映した収益による営業店評価を行い、営業店の意識・行動の変革を徹底する。 ○住宅ローン自動審査システムにより、案件への迅速な対応を実現し住宅ローン営業の強化を図る。 | ○新営業店システムにより、OCR・イメージ処理による印鑑照合、自動精査、イメージ送信等の事務効率化機能、情報システム顧客データベースと連携したセールス支援機能を実現 平成17年度下期試行店稼働 平成18年度上期全店展開開始 平成18年度下期営業店システム展開終了 ○収益管理システムにより、スプレッド収益をベースに定量化した信用リスクを排除した収益管理(予算・実績管理)を実施 平成18年度上期システム稼働 ○住宅ローン自動審査システムにより、住宅ローン審査時間の短縮、無担保ローン自動審査との一体化により運用効率化 平成18年度上期システム稼働 | ○新営業店システムについて平成18年1月の試行店稼働に向け、システム開発、機器導入、作動テスト等の導入作業を予定どおり実施中 ○収益管理システムについて平成18年度上期稼働に向け、作動テスト等の導入作業を予定どおり実施中 ○住宅ローン自動審査システムは平成17年10月より稼働中 | 平成17年度上期は予定どおりシステム開発・導入作業を行った。 平成17年度、18年度のシステム開発案件について経営レベルで協議し、優先順位付けを行った。尚、6ヶ月毎に見直しを行うこととしている。 新営業店システムは、最終作動テストを行うとともに、移行計画に基づき、研修や移行作業を確実に実施していく。 収益管理システムは、テストを継続し平成18年度上期稼働に万全を期す。 稼働済みの住宅ローン自動審査システムについては、審査時間の短縮により住宅ローン営業の強化を図る。 |

| 銀行 | 取組方針および目標 | 具体的取組策 | 17年4月～9月の進捗状況 | 進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題 |
|-----|--|--|--|--|
| 大分 | <p>1.営業力強化のための営業改革にITを活用します。 2.事務水準の向上、事務の堅確化を定着させるための業務改革にITを活用します。 3.顧客の保護と利便性の向上のためにITを活用します。</p> | <p>1(1)新情報系システムを拡充し、地域・組織戦略に活用します。 (2)「住宅ローンBPRシステム」を構築し、審査のスピードアップを図ります。 (3)インターネットバンキングを拡充します。 2(1)融資支援システムを構築します。 (2)ネットワークの更改やATM汎用OS化等のインフラを整備します。 (3)新機能の開発や業務改善へのITインフラの活用を検討します。 3.Cキャッシュカードや生体認証の導入等による安全性の向上と戦略的な活用を検討します。</p> | <p>2(2)ネットワークの更改に向けては、8月にプロジェクトチームを立ち上げ、関係部により次期のネットワークに望む要件定義を行いました。 3.Cキャッシュカードについて調査・研究を実施し、基本方針を組織決定し導入に向けた準備(要件事項・事務フロー・カード発行者選定等)に着手しました。また、クレジットカードの取組みに関して関連会社との勉強会を開催しました。</p> | <p>2ネットワークの更改に向けては、更改の対象回線、採用技術、ベンダー、実施時期等を組織決定し、実現に向けてのシステム構築を行う方針です。 3.Cキャッシュカード導入に向け、カードの機能、仕様、事務フロー等を組織決定し、システム構築を開始する方針です。</p> |
| 宮崎 | <p>1.顧客ニーズに対し、最適な商品・サービスを、最適なチャネルで、最適なタイミングに提供することで、顧客との長期的で良好な関係を築きあげ、顧客満足度向上および顧客生涯収益最大化を図っていく方針。 2.収益管理システムと計量化データをリンクさせ、経営戦略(業務計画等)に活用していく方針。</p> | <p>1.顧客属性データ、取引データ、取引先管理データ等を一元化した顧客データベースを構築して、店舗・営業活動の支援ツールとしてのCRMシステムを導入する。 2. CRITSデータを当行格付とリンクさせ、与信の管理やポートフォリオ管理に活用する。 3. 市場リスク計量化システム(MRM)に、収益対比リスク量を明確にし、機動的な運用を行うため、シミュレーション機能を追加する。 4. 各種計量化データと現在構築中の収益管理システムと連動。</p> | <p>1. CRMシステムは10月中旬より結合テストを実施予定。 2. システムの要件定義、システム開発を実施し、予定通り進捗中。 3. 信用リスク計量化については、CRITSへの移行準備完了。 CRITSに16/7～17/6分の当行データを登録。</p> | <p>1. システム開発については順調に進捗している。 2. 下期はデータ移行、検証を慎重に進め、営業店での試行を実現する。 今後の課題は、営業現場でのシステム活用を活発にするための情宣、教育を適切に実施することと捉え、LANを活用した情宣、現場に出向いての研修等を行う方針。 3. 18年下期中にCRITSデータを使った信用リスク計量化の試行予定。</p> |
| 鹿児島 | <p>・投資額一定以上の案件について、事前・事後評価をIT投資委員会において実施し、経営方針に基づくITの戦略的活用を継続する。</p> | <p>・IT投資委員会での事前・事後評価の実施 ・評価ルールの妥当性検証・見直し</p> | <p>・営業活動支援システムの構築・自動機監視業務のアウトソーシング等4件の案件について、IT投資委員会にて事前評価を実施</p> | <p>・個々の案件については、評価ルールに則った審議を実施している ・次期中期経営計画の策定と平仄をとりながら、18年2月のIT投資委員会では18～20年度3ヵ年のシステム化計画についても審議予定</p> |